

# 新規上場申請のための有価証券報告書

## ( I の部)

上場申請会社  
株式会社くふうカンパニー

提出会社  
株式会社オウチーノ  
株式会社みんなのウェディング

## 目 次

頁

<b>【表紙】</b>		
第一部	<b>【組織再編成に関する情報】</b> .....	1
第1	<b>【組織再編成の概要】</b> .....	1
1	<b>【組織再編成の目的等】</b> .....	1
2	<b>【組織再編成の当事会社の概要】</b> .....	4
3	<b>【組織再編成に係る契約】</b> .....	4
4	<b>【組織再編成に係る割当ての内容及びその算定根拠】</b> .....	52
5	<b>【組織再編成対象会社の発行有価証券と組織再編成によって発行される有価証券との相違】</b> .....	57
6	<b>【組織再編成対象会社の発行する証券保有者の有する権利】</b> .....	57
7	<b>【組織再編成に関する手続】</b> .....	59
第2	<b>【統合財務情報】</b> .....	61
第3	<b>【発行者(その関連者)と組織再編成対象会社との重要な契約】</b> .....	65
第二部	<b>【企業情報】</b> .....	66
第1	<b>【企業の概況】</b> .....	66
1	<b>【主要な経営指標等の推移】</b> .....	66
2	<b>【沿革】</b> .....	66
3	<b>【事業の内容】</b> .....	66
4	<b>【関係会社の状況】</b> .....	67
5	<b>【従業員の状況】</b> .....	67
第2	<b>【事業の状況】</b> .....	69
1	<b>【業績等の概要】</b> .....	69
2	<b>【生産、受注及び販売の状況】</b> .....	69
3	<b>【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】</b> .....	69
4	<b>【事業等のリスク】</b> .....	69
5	<b>【経営上の重要な契約等】</b> .....	75
6	<b>【研究開発活動】</b> .....	75
7	<b>【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】</b> .....	75
第3	<b>【設備の状況】</b> .....	76
1	<b>【設備投資等の概要】</b> .....	76
2	<b>【主要な設備の状況】</b> .....	76
3	<b>【設備の新設、除却等の計画】</b> .....	76
第4	<b>【上場申請会社の状況】</b> .....	77
1	<b>【株式等の状況】</b> .....	77
2	<b>【自己株式の取得等の状況】</b> .....	89
3	<b>【配当政策】</b> .....	90
4	<b>【株価の推移】</b> .....	90
5	<b>【役員の状況】</b> .....	91
6	<b>【コーポレート・ガバナンスの状況等】</b> .....	94
第5	<b>【経理の状況】</b> .....	96
第6	<b>【上場申請会社の株式事務の概要】</b> .....	97
第7	<b>【上場申請会社の参考情報】</b> .....	98
1	<b>【上場申請会社の親会社等の情報】</b> .....	98
2	<b>【その他の参考情報】</b> .....	98
第三部	<b>【上場申請会社の保証会社等の情報】</b> .....	100
第四部	<b>【上場申請会社の特別情報】</b> .....	101
第1	<b>【最近の財務諸表】</b> .....	101
1	<b>【貸借対照表】</b> .....	101
2	<b>【損益計算書】</b> .....	101
3	<b>【株主資本等変動計算書】</b> .....	101
4	<b>【キャッシュ・フロー計算書】</b> .....	101
第2	<b>【保証会社及び連動子会社の最近の財務諸表又は財務書類】</b> .....	101

## 【表紙】

【提出書類】 新規上場申請のための有価証券報告書（Ⅰの部）

上場申請会社である株式会社くふうカンパニー（以下、「当社」または「上場申請会社」といいます。）は、株式移転（以下、「本株式移転」といいます。）により2018年10月1日に設立登記する予定です。

（注）本報告書提出日の2018年9月3日においては、当社は設立されておきませんが、本報告書は、設立日の2018年10月1日現在の状況について説明する事前提出資料ですので、特に必要がある場合を除き、予定・見込みである旨の表現は使用していません。

（上場申請会社）

【提出先】 株式会社東京証券取引所 代表取締役社長 宮原 幸一郎 殿  
【提出日】 2018年9月3日  
【会社名】 株式会社くふうカンパニー  
【英訳名】 Kufu Company Inc.  
【代表者の役職氏名】 代表取締役 堀口 育代、代表取締役 新野 将司  
【本店の所在の場所】 東京都港区三田一丁目4番28号  
【電話番号】 下記統合2社の連絡先をご参照願います。  
【事務連絡者氏名】 同上  
【最寄りの連絡場所】 同上  
【電話番号】 同上  
【事務連絡者氏名】 同上

（新規上場申請のための有価証券報告書提出会社）

【会社名】 株式会社オウチーノ  
【英訳名】 O-uccino, Inc.  
【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 堀口 育代  
【本店の所在の場所】 東京都港区西新橋三丁目23番5号  
【電話番号】 03-5402-6887  
【事務連絡者氏名】 取締役 菅間 淳  
【最寄りの連絡場所】 東京都港区西新橋三丁目23番5号  
【電話番号】 03-5402-6887  
【事務連絡者氏名】 取締役 菅間 淳

【会社名】 株式会社みんなのウェディング  
【英訳名】 Minnano Wedding Co., Ltd.  
【代表者の役職氏名】 代表取締役社長兼CEO 石渡 進介  
【本店の所在の場所】 東京都港区三田一丁目4番28号  
【電話番号】 03-6237-7803  
【事務連絡者氏名】 コーポレート領域統括プロデューサー 澤村 龍世  
【最寄りの連絡場所】 東京都港区三田一丁目4番28号  
【電話番号】 03-6264-2323  
【事務連絡者氏名】 コーポレート領域統括プロデューサー 澤村 龍世

## 第一部 【組織再編成に関する情報】

### 第 1 【組織再編成の概要】

#### 1 【組織再編成の目的等】

##### (1) 株式移転の目的及び理由

株式会社オウチーノ（以下、「オウチーノ」といいます。）は、「すまいを変えて、暮らしを豊かに。もっと。」を企業ミッションとして、住まいを売買するユーザーに向けた住宅・不動産関連ポータル事業を行っております。ユーザーファーストを徹底し、情報格差をなくすことで、ユーザーが住まいの売買・賃貸を快適に行えるサイトの運営を目指しております。既存ポータルサイトの運用・改善と並行し、中古・新築、マンション・戸建て等、物件の種別を横断する検索や新機能を複数搭載した「スマート検索」の開発をはじめ、住まいやエリアに関するコンテンツの充実、掲載物件数の拡大などに積極的に取り組んでおります。コンテンツメディア「ヨムーノ」による潜在層の獲得拡大と新しいビジネスモデルの開発や、住まいに関連するローン・相続・リノベーション等の周辺サービス・事業の開発により、収益力の強化及び収益源の多様化に取り組んでおります。また、2017年5月1日付で、富裕層向け物件仲介・コンシェルジュサービスを行う株式会社Seven Signatures Internationalを株式交換により完全子会社化し、富裕層向けコンサルティング事業を開始いたしました。富裕層のお客様の需要を適切・適宜に汲み取り、「お客様のトータルケア」を目指すことにより、サービスの付加価値を高め、富裕層向けの仲介取扱件数の増加を目指しております。

一方、株式会社みんなのウェディング（以下、「みんなのウェディング」といいます。）は、「みんなの『大切な日』をふやす」を経営理念とし、「結婚式をふやす」「結婚式の本当を伝える」を「みんなのウェディング」サイトのミッションとして、最高の結婚式を実現したい花嫁・花婿に対し、ウェディングに関する情報提供サービスに取り組んでおります。ポータルサイト「みんなのウェディング」では、花嫁・花婿の立場に立って、結婚式場の情報や、それに関わる口コミや実際の費用明細、その他結婚式に関する様々な情報を提供し、また、オンラインとオフラインの相談デスクにて、専門スタッフが電話やチャット、対面で、ユーザーによる結婚式場選びの比較・訪問・申込をサポートしております。「みんなのウェディング」サイトの媒体力を強化するとともに、オンライン、オフラインでユーザーの結婚式場探しを支援する相談デスクを展開する等、ユーザーファーストを推し進めております。また、結婚式場のニーズに合った商品ラインアップを展開し、結婚式場がサイトに掲載しやすくなることによってコンテンツ量を増加させ、ユーザーにとって結婚式を行いたくなるような選択肢を増やしていくことに取り組んでおります。

このように両社は、住宅・不動産と結婚式というユーザーの大きなライフイベントにおいて、ユーザーファーストの視点からユーザー満足度の向上に努めております。それぞれの事業が属するインターネット市場における共通課題を解決し、両社の持続可能な発展及び企業価値を向上させていくためには、両社を経営統合することが資するのではないかと考え、検討を進めた結果、2018年5月15日、両社を経営統合して共同持株会社（当社）を設置し、同一の経営グループ（以下「統合グループ」といいます。）となることに合意いたしました。具体的には、両社は事業会社として機動的な意思決定を目指した柔軟な経営体制での事業運営に特化し、共同持株会社（当社）はガバナンス管理機能や事業会社間の協力関係を構築する役割に徹する、共同株式移転による経営統合を行うことを選択いたしました。

統合グループのユーザーにとっては、住宅・不動産や結婚式の市場に限らず、生活のあらゆる場面において、膨大かつ複雑な情報に接する機会が増大しております。また、近年では音声認識サービスやAI（人工知能）、AR（拡張現実）を活用したサービスの進展も著しく、ユーザーに届けるサービス提供の方法も激しく変化しています。このような状況下、両社は、統合グループのサービス提供理念を、「3つのI」（Invention、Improvement、Innovation）を包含した「くふう」という言葉で表現し、ユーザーの満足度向上のために、常に「くふう」を実践してまいります。



会社名	住所	資本金 (千円)	事業の内容	議決権の 所有割合 (%)	役員の兼任等		資金 援助	営業上 の取引	設備の 賃貸借
					当社 役員 (名)	当社 従業員 (名)			
(連結子会社) ㈱オウチーノ	東京都港区 西新橋三丁 目23番5号	824,357	住宅・不動産関連 ポータル事業	100.0	未定	未定	未定	未定	未定
㈱みんなの ウェディング	東京都港区 三田一丁目 4番28号	1,464,682 (注) 2	結婚式のロコミ サイト運営事業	100.0	未定	未定	未定	未定	未定

(注) 1. 資本金は2018年5月31日時点のものです。

2. みんなのウェディングは、2018年7月12日開催の臨時株主総会による決議により、資本金1,464,682,400円（2018年5月31日時点）のうち1,410,632,400円を減少し、資本準備金（2018年5月31日時点）1,452,359,682円のうち1,398,309,682円を減少させ、その全額をその他資本剰余金に振り替える予定です。ただし、同社が発行している新株予約権が、減資の効力発生日までに行使された場合には、減資後の資本金の額は変動する可能性があります。

上記のとおり、本株式移転に伴う当社設立後、両社は、当社の完全子会社となります。当社の完全子会社となる両社の最近事業年度末日時点（オウチーノは2017年12月31日時点、みんなのウェディングは2017年9月30日時点）の状況は、以下のとおりです。

#### オウチーノの概要

##### (i) 事業内容

オウチーノの事業内容につきましては、後記「第二部 企業情報 第1 企業の概況 3 事業の内容 (1) オウチーノをご参照ください。

##### (ii) 関係会社の状況

名称	住所	資本金 (千円)	主要な事業の内容	議決権の 所有割合 (%)	関係内容
(連結子会社) ㈱スペースマゼラン (注) 2、4、5	東京都 港区	100,000	プロパティ事業	100.0	役員の派遣 資金の貸付 管理業務受託 営業取引
㈱Seven Signatures International (注) 2、4	東京都 港区	100,000	富裕層向けコンサル ティング事業	100.0	役員の派遣と兼任 資金の貸付 管理業務受託 営業取引
Seven Signatures International, a Hawaii Corporation (注) 6	アメリカ 合衆国 ハワイ州	300,000 米ドル	富裕層向けコンサル ティング事業	(100.0)	役員の派遣 ㈱Seven Signatures Internationalが 100%出資するオウチーノの連結子会社 (孫会社)です。
Seven Signatures Property Management LLC.	アメリカ 合衆国 ハワイ州	200,000 米ドル	富裕層向けコンサル ティング事業	(100.0)	役員の派遣 Seven Signatures International, a Hawaii Corporationが100%出資するオ ウチーノの連結子会社（ひ孫会社）で す。

(注) 1. 「議決権の所有割合」欄の（内書）は間接所有です。

2. 特定子会社です。

3. 有価証券届出書又は有価証券報告書を提出している会社はありません。

4. オウチーノグループの連結財務諸表に重要な影響を与えている債務超過の関係会社は、株式会社スペースマゼラン、㈱Seven Signatures Internationalであり、その債務超過の金額は2017年12月末時点で、それぞれ88,836千円、50,299千円です。

5. ㈱スペースマゼランについては、売上高（連結会社相互間の内部売上高を除く）の連結売上高に占める割合が10%を超えております。

主要な損益情報等

① 売上高	337,253千円
② 経常損失(△)	△19,714 "
③ 当期純損失(△)	△19,879 "
④ 純資産額	△88,836 "

	⑤ 総資産額	84,752 〃
6. Seven Signatures International, a Hawaii Corporationについては、売上高(連結会社相互間の内部売上高を除く)の連結売上高に占める割合が10%を超えております。		
主要な損益情報等	① 売上高	284,676千円
	② 経常利益	9,184 〃
	③ 当期純利益	14,502 〃
	④ 純資産額	53,503 〃
	⑤ 総資産額	131,910 〃

#### みんなのウェディングの概要

##### (i) 事業内容

みんなのウェディングの事業内容につきましては、後記「第二部 企業情報 第1 企業の概況 3 事業の内容 (2) みんなのウェディングをご参照ください。

##### (ii) 関係会社の状況

該当事項はありません。

#### ② 上場申請会社の企業集団における組織再編成対象会社と上場申請会社の企業集団の関係

##### ア 資本関係

本株式移転により、両社は当社の完全子会社になる予定です。前記「① 上場申請会社の企業集団の概要 イ 上場申請会社の企業集団の概要」の記載をご参照下さい。

##### イ 役員の兼任関係

当社の完全子会社である両社の役員の兼任関係は、前記「① 上場申請会社の企業集団の概要 ア 上場申請会社の概要」の記載をご参照下さい。

##### ウ 取引関係

当社の完全子会社である両社とその関係会社との取引関係は、前記「① 上場申請会社の企業集団の概要 イ 上場申請会社の企業集団の概要」の記載をご参照下さい。

## 2 【組織再編成の当事会社の概要】

該当事項はありません。

## 3 【組織再編成に係る契約】

### (1) 株式移転計画の内容の概要

両社は、2018年10月1日(予定)をもって、当社を株式移転設立完全親会社、両社を株式移転完全子会社とする本株式移転を行うことを内容とする株式移転計画(以下、「本株式移転計画」といいます。)を、2018年5月15日開催の両社の取締役会の決議に基づき作成いたしました。さらに、両社は、2018年6月11日、両社の取締役会における決議に基づき、本株式移転計画の一部を変更する覚書を締結いたしました。

本株式移転計画に基づき、オウチーノの普通株式1株に対して当社の普通株式4.25株、みんなのウェディングの普通株式1株に対して当社の普通株式1株をそれぞれ割当て交付します。本株式移転計画に定めるところにより、みんなのウェディングは2018年7月12日に開催された臨時株主総会において、オウチーノは2018年7月13日に開催された臨時株主総会において、それぞれ本株式移転計画の承認及び本株式移転に必要な事項に関する決議をいたしました。その他、本株式移転計画においては、当社の商号、本店の所在地、役員、資本金及び準備金の額、株式の上場、剰余金の配当等につき規定されています(詳細につきましては、後記「(2) 株式移転計画の内容」の記載をご参照下さい。)

## (2) 株式移転計画の内容

### 株式移転計画書(写し)

株式会社オウチーノ（以下「甲」という。）及び株式会社みんなのウェディング（以下「乙」という。）は、共同株式移転の方法による株式移転を行うことにつき合意したので、以下のとおり共同して株式移転計画（以下「本計画」という。）を作成する。

#### 第1条（株式移転）

甲及び乙は、本計画の定めるところに従い、共同株式移転の方法により、新たに設立する株式移転設立完全親会社（以下「新会社」という。）の成立の日（第7条において定義する。以下同じ。）において、甲及び乙の発行済株式の全部を新会社に取得させる株式移転（以下「本株式移転」という。）を行うものとする。

#### 第2条（新会社の目的、商号、本店の所在地、発行可能株式総数その他定款で定める事項）

1. 新会社の目的、商号、本店の所在地及び発行可能株式総数は、以下のとおりとする。

(1) 目的

新会社の目的は、別紙1「定款」第2条記載のとおりとする。

(2) 商号

新会社の商号は、「株式会社くふうカンパニー」とし、英文では、「Kufu Company Inc.」と表示する。

(3) 本店の所在地

新会社の本店の所在地は、東京都港区とする。

(4) 発行可能株式総数

新会社の発行可能株式総数は、60,000,000株とする。

2. 前項に掲げるもののほか、新会社の定款で定める事項は、別紙1「定款」記載のとおりとする。

#### 第3条（新会社の設立時取締役及び設立時監査等委員の氏名並びに設立時会計監査人の名称）

1. 新会社の設立時取締役（設立時監査等委員である設立時取締役を除く。）の氏名は、次のとおりとする。

取締役	梶田 誉輝
取締役	石渡 進介
取締役	菅間 淳
取締役	新野 将司
取締役	林 展宏
取締役	堀口 育代
取締役	吉川 崇倫

2. 新会社の設立時監査等委員である設立時取締役の氏名は、次のとおりとする。

社外取締役	熊谷 祐紀
社外取締役	田丸 正敏
社外取締役	西村 清彦

3. 新会社の設立時会計監査人の名称は、次のとおりとする。

誠栄監査法人

#### 第4条（本株式移転に際して交付する株式及びその割当て）

1. 新会社が、本株式移転に際して甲及び乙の株主に対して交付する甲又は乙の普通株式に代わる新会社の普通株式の数は、次の各号に定める数の合計数とする。

(1) 新会社が本株式移転に際して甲及び乙の株式の全部を取得する時点の直前の時点（以下「基準時」という。）において甲が発行している普通株式の数に4.25を乗じた数

(2) 基準時において乙が発行している普通株式の数に1を乗じた数



2. 新会社は、本株式移転に際して、基準時における甲又は乙の普通株式の株主に対し、それぞれ次の各号に定める割合にて新会社の普通株式を割り当てる。
  - (1) 甲の株主に対し、その有する甲の普通株式1株につき、新会社の普通株式4.25株
  - (2) 乙の株主に対し、その有する乙の普通株式1株につき、新会社の普通株式1株
3. 前二項の計算において、1株に満たない端数が生じる場合、会社法第234条その他関係法令の定めに従い処理する。

第5条（新会社の資本金及び準備金の額に関する事項）

新会社の成立の日における新会社の資本金及び準備金の額は、次のとおりとする。

- (1) 資本金の額  
50,000,000円
- (2) 資本準備金の額  
50,000,000円
- (3) 利益準備金の額  
0円

第6条（本株式移転に際して交付する新株予約権及びその割当て）

1. 新会社は、本株式移転に際して、基準時における以下の表の①から③までの第1欄に掲げる甲が発行している各新株予約権の新株予約権者に対して、それぞれその所有する甲の新株予約権に代わり、基準時における当該各新株予約権の総数と同数の、第2欄に掲げる新会社の新株予約権をそれぞれ交付する。

	第1欄		第2欄	
①	株式会社ホームアドバイザー 第4回新株予約権	別紙2	株式会社くふうカンパニー 第1回新株予約権	別紙3
②	株式会社ホームアドバイザー 第5回新株予約権	別紙4	株式会社くふうカンパニー 第2回新株予約権	別紙5
③	株式会社オウチーノ 第6回新株予約権	別紙6	株式会社くふうカンパニー 第3回新株予約権	別紙7

2. 新会社は、本株式移転に際して、基準時における甲の新株予約権者に対して、その所有する前項の表の①から③までの第1欄に掲げる新株予約権1個につき、それぞれ第2欄に掲げる新株予約権1個を割り当てる。
3. 新会社は、本株式移転に際して、基準時における以下の表の①から③までの第1欄に掲げる乙が発行している各新株予約権の新株予約権者に対して、それぞれその所有する乙の新株予約権に代わり、基準時における当該各新株予約権の総数と同数の、第2欄に掲げる新会社の新株予約権をそれぞれ交付する。

	第1欄		第2欄	
①	株式会社みんなのウェディング 第5回新株予約権	別紙8	株式会社くふうカンパニー 第4回新株予約権	別紙9
②	株式会社みんなのウェディング 第1回有償新株予約権	別紙10	株式会社くふうカンパニー 第5回新株予約権	別紙11
③	株式会社みんなのウェディング 第2回有償新株予約権	別紙12	株式会社くふうカンパニー 第6回新株予約権	別紙13

4. 新会社は、本株式移転に際して、基準時における乙の新株予約権者に対して、その所有する前項の表の①から③までの第1欄に掲げる新株予約権1個につき、それぞれ第2欄に掲げる新株予約権1個を割り当てる。

第7条（新会社の成立の日）

新会社の設立の登記をすべき日（以下「新会社の成立の日」という。）は、2018年10月1日とする。ただし、本株式移転の手續進行上の必要性その他の事由により必要な場合は、甲乙協議の上、合意によりこれを変更することができる。

第8条（株式移転計画承認株主総会）

1. 甲は、2018年7月13日を開催日として臨時株主総会を招集し、本計画の承認及び本株式移転に必要な事項に関する決議を求めるものとする。
2. 乙は、2018年7月12日を開催日として臨時株主総会を招集し、本計画の承認及び本株式移転に必要な事項に関する決議を求めるものとする。

3. 本株式移転の手續進行上の必要性その他の事由により必要な場合は、甲乙協議の上、合意により前二項に定める株主総会開催日を変更することができる。

#### 第9条（株式上場及び株主名簿管理人）

1. 新会社は、新会社の成立の日において、その発行する株式の株式会社東京証券取引所マザーズへの上場を予定するものとし、甲乙協議の上、可能な限り相互に協力して当該上場に必要の手續きを行う。
2. 新会社の設立時における株主名簿管理人は、三井住友信託銀行株式会社とする。

#### 第10条（剰余金の配当）

甲及び乙は、本計画作成後、新会社の成立の日以前を基準日として、剰余金配当の決議を行わないものとする。ただし、甲乙協議の上、合意した場合はこの限りではない。

#### 第11条（自己株式の消却）

甲及び乙は、新会社の成立の日の前日までに開催されるそれぞれの取締役会の決議により、それぞれの保有する自己株式のうち、実務上消却可能な範囲の株式（本株式移転に際して行使される会社法第806条第1項に定める株式買取請求に応じて取得する自己株式を含む。）を、基準時までに消却するものとする。

#### 第12条（会社財産の管理等）

甲及び乙は、本計画作成後、新会社の成立の日までの間、それぞれ善良なる管理者の注意をもって、それぞれの従前の慣行に従って通常の業務の範囲内において、業務を執行し、かつ、財産の管理及び運営を行い、それぞれの財産及び権利義務に重大な影響を及ぼす行為については、個別に相手方と協議の上、これを行う。

#### 第13条（本計画の効力）

本計画は、第8条に定める甲若しくは乙の株主総会のいずれかにおいて、本計画の承認その他の本株式移転に必要な事項に関する決議が得られなかった場合、又は次条に基づき本株式移転を中止する場合には、その効力を失うものとする。

#### 第14条（本株式移転条件の変更及び本株式移転の中止）

本計画の作成後新会社の成立の日に至るまでの間において、甲若しくは乙の事業、財産状態若しくは権利義務に重大な悪影響を及ぼすおそれのある事態が生じ、若しくはかかる変更が生じることが明らかになった場合、本株式移転の実行に重大な支障となる事態が生じ、若しくはかかる事態が生じることが明らかになった場合、又はその他本計画の目的を達成することが不可能若しくは困難となった場合には、甲乙協議の上、合意により本株式移転の条件その他本計画の内容を変更し又は本株式移転を中止することができる。

#### 第15条（協議事項）

本計画に定める事項のほか、本計画に定めがない事項、その他本株式移転に必要な事項は、本計画の趣旨に従い、甲乙協議の上、合意によりこれを定める。

本計画作成の証として本書2通を作成し、甲及び乙それぞれ記名押印の上、各自その1通を保有する。

2018年5月15日

甲： 東京都港区西新橋三丁目23番5号  
株式会社オウチャーノ  
代表取締役社長 堀口 育代 ㊟

乙： 東京都港区三田一丁目4番28号  
株式会社みんなのウェディング  
代表取締役社長兼CEO 石渡 進介 ㊟

別紙1 新会社定款

株式会社くふうカンパニー  
定款

第1章 総 則

(商号)

第1条 当社は、株式会社くふうカンパニーと称し、英文ではKufu Company Inc. と表示する。

(目的)

第2条 当社は、次の事業を営む会社及びこれに相当する業務を行う外国会社の株式又は持分を所有することにより、当該会社の事業活動を支援、管理することを目的とする。

- (1) インターネットを利用した各種情報収集、情報処理、情報提供、市場調査、その他情報サービスに係る業務
  - (2) システム、ソフトウェアの企画、開発、設計、製造、販売、使用許諾、保守、管理及びこれらの代理業
  - (3) 広告事業及びその代理業
  - (4) 出版事業
  - (5) 不動産の売買、仲介、賃貸借、管理、鑑定及びこれらの代理業
  - (6) リフォーム住宅の設計、施工、請負、管理並びにこれら事業の企画及び仲介業務
  - (7) 宴会、展覧会及び各種イベント等の運営に係る業務
  - (8) 金融業、投資業、貸金業、貸金代理業、資金決済に係る業務
  - (9) 生命保険及び損害保険の募集、締結の媒介に関する業務及び損害保険代理店業
  - (10) 各種物品の企画、販売、リース、レンタル、輸出入及びこれらの仲介業務
  - (11) 古物営業法による古物商
  - (12) 旅行業法に基づく旅行業及び旅行代理店業
  - (13) 労働者派遣事業及び職業紹介事業
  - (14) 電気通信事業法に基づく電気通信事業
  - (15) 写真、録画、録音物の企画、制作、編集、販売及びこれらの仲介業務
  - (16) 前各号に関連する業務のコンサルティング及び受託に係る業務
  - (17) 前各号に付帯関連する一切の業務
2. 当社は、前項各号の事業並びに以下の事業を営むこととする。
- (1) グループ会社等の管理に係る業務
  - (2) 金融商品、不動産、その他投資商品等への投資及び運用業務
  - (3) 起業家支援、ベンチャー企業支援に係る業務
  - (4) 前各号に関連する業務のコンサルティング及び受託に係る業務
  - (5) 前各号に付帯関連する一切の業務

(本店の所在地)

第3条 当社は、本店を東京都港区に置く。

(公告の方法)

第4条 当社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることが出来ない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。

(機関)

第5条 当社には、株主総会及び取締役のほか次の機関を置く。

- (1) 取締役会
- (2) 監査等委員会
- (3) 会計監査人

## 第2章 株 式

(発行可能株式総数)

第6条 当社の発行可能株式総数は、60,000,000株とする。

(単元株式数)

第7条 当社の単元株式数は、100株とする。

(単元未満株主の権利制限)

第8条 当社の単元未満株主は、以下に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
- (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式又は募集新株予約権の割当てを受ける権利
- (4) 次条に定める単元未満株式の買増しを請求する権利

(単元未満株式の買増し)

第9条 当社の株主は、株式取扱規程に定めるところにより、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを当社に対して請求することができる。

(株主名簿管理人)

第10条 当社は、株主名簿管理人を置く。

2. 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定める。
3. 当社の株主名簿及び新株予約権原簿の作成並びに備置きその他株主名簿及び新株予約権原簿に関する事務は株主名簿管理人に委託し、当社においては取り扱わない。

(株式取扱規程)

第11条 株主名簿及び新株予約権原簿への記載又は記録、単元未満株式の買取り、その他株式又は新株予約権に関する取扱い及び手数料、株主の権利行使に際しての手續等については、法令又は本定款に定めるもののほか、取締役会において定める株式取扱規程による。

(基準日)

第12条 当社は、毎年9月30日の最終の株主名簿に記載又は記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。

2. 前項にかかわらず、必要がある場合は、取締役会の決議によって、あらかじめ公告して一定の日を定め、その日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者をもって、その権利を行使することができる株主又は登録株式質権者とする事ができる。

## 第3章 株主総会

(招集)

第13条 当会社の定時株主総会は、毎事業年度末日の翌日から3か月以内に招集し、臨時株主総会は、必要に応じて随時招集する。

(招集権者及び議長)

第14条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、あらかじめ取締役会で定めた取締役が招集する。当該取締役に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が招集する。

2. 株主総会においては、あらかじめ取締役会で定めた取締役が議長となる。当該取締役に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が議長となる。

(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)

第15条 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載又は表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。

(議決権の代理行使)

第16条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。

2. 前項の場合には、株主又は代理人は代理権を証明する書面を、株主総会ごとに提出しなければならない。

(決議の方法)

第17条 株主総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

2. 会社法第309条第2項に定める決議は、本定款に別段の定めがある場合を除き、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

(議事録)

第18条 株主総会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項は、議事録に記載又は記録する。

## 第4章 取締役及び取締役会

(取締役の員数)

第19条 当会社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）は3名以上とする。

2. 当会社の監査等委員である取締役は3名以上とする。

(取締役の選任)

第20条 取締役は、株主総会の決議によって、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して選任する。

2. 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
3. 取締役の選任決議は、累積投票によらない。

(取締役の任期)

第21条 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

2. 監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会

終結の時までとする。

3. 任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。

(代表取締役及び役付取締役)

第22条 当社は、取締役会の決議によって、取締役（監査等委員であるものを除く。）の中から代表取締役を選定する。

2. 代表取締役は会社を代表し、会社の業務を執行する。
3. 取締役会は、その決議によって役付取締役を定めることができる。

(取締役会の招集権者及び議長)

第23条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、あらかじめ取締役会で定めた取締役が招集する。当該取締役に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が招集する。

2. 取締役会においては、あらかじめ取締役会で定めた取締役が議長となる。当該取締役に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が議長となる。

(取締役会の招集通知)

第24条 取締役会の招集通知は、各取締役に對し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の必要があるときには、この期間を短縮することができる。

2. 取締役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開催することができる。

(取締役会の決議の方法)

第25条 取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって行う。

(取締役会の決議の省略)

第26条 当社は、会社法第370条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があったものとみなす。

(重要な業務執行の委任)

第27条 当社は、会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって、重要な業務執行（同条第5項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部又は一部を取締役に委任することができる。

(取締役会の議事録)

第28条 取締役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令で定める事項は議事録に記載又は記録し、出席した取締役がこれに記名押印又は電子署名する。

(取締役会規程)

第29条 取締役会に関する事項は、法令又は本定款に定めるもののほか、取締役会において定める取締役会規程による。

(取締役の責任免除)

第30条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

2. 当社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約にもとづく責任

の限度額は、10万円以上であらかじめ定めた金額又は法令が規定する額のいずれか高い額とする。

(取締役の報酬等)

第31条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して定める。

## 第5章 監査等委員会

(監査等委員会の招集通知)

第32条 監査等委員会の招集通知は、各監査等委員に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の必要があるときには、この期間を短縮することができる。

2. 監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで監査等委員会を開催することができる。

(監査等委員会の決議の方法)

第33条 監査等委員会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、議決に加わることのできる監査等委員の過半数が出席し、出席した監査等委員の過半数をもって行う。

(監査等委員会の議事録)

第34条 監査等委員会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令で定める事項は議事録に記載又は記録し、出席した監査等委員がこれに記名押印又は電子署名する。

(監査等委員会規程)

第35条 監査等委員会に関する事項は、法令又は本定款に定めるもののほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。

## 第6章 会計監査人

(会計監査人の選任)

第36条 会計監査人は、株主総会の決議によって選任する。

(会計監査人の任期)

第37条 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

2. 会計監査人は、前項の定時株主総会において別段の決議がなされないときは、当該定時株主総会において再任されたものとする。

(会計監査人の報酬等)

第38条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査等委員会の同意を得て定める。

## 第7章 計 算

(事業年度)

第39条 当会社の事業年度は、毎年10月1日から翌年9月30日までの1年間とする。

(剰余金の配当等の決定機関)

第40条 当会社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めのある場合を

除き、株主総会の決議によらず取締役会の決議によって定める。

(剰余金の配当の基準日)

第41条 当社の期末配当の基準日は、毎年9月30日とする。

2. 当社の中間配当の基準日は、毎年3月31日とする。
3. 前二項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。

(配当金の除斥期間)

第42条 配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満3年を経過しても受領されないときは、当社はその支払義務を免れる。

2. 未払の配当金には利息をつけない。

## 附 則

(最初の事業年度)

第1条 当社の最初の事業年度は、当社成立の日から2019年9月30日までとする。

(取締役の報酬)

第2条 第31条の規定にかかわらず、当社の成立の日から最初の定時株主総会の終結の時までの取締役の報酬等の額は、監査等委員である取締役について年額100,000,000円以内、その他の取締役について年額500,000,000円以内とする。

(附則の削除)

第3条 本附則は、当社の最初の定時株主総会の終結の時をもって自動的に削除するものとする。

以上



## 1. 新株予約権の内容

## (1) 本新株予約権の目的である株式の種類及び数

本新株予約権の目的である株式の種類は普通株式とし、本新株予約権1個につき目的である株式の数(以下「付与株式数」という。)は100株とする。

なお、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整する。但し、かかる調整は、当該時点で未行使の本新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

上記のほか、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲で付与株式数を調整するものとする。

なお、本号の定めによる調整の結果生じる1株に満たない端数はこれを切り捨てるものとする。

## (2) 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

各本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、本新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式100株当たりの払込金額(以下「行使価額」という。)に、付与株式数を乗じた金額とする。

行使価額は、金1,250円とする。

なお、当社が株式分割または株式併合を行う場合、行使価額を次の算式により調整する。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、当社が時価を下回る価額で新株式の発行または自己株式の処分(新株予約権の行使による場合を除く。)を行う場合、行使価額を次の算式により調整する。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たりの払込金額}}{1 \text{株あたりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記の計算式において、「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社の保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

上記のほか、行使価額の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲で付与株式数を調整するものとする。

なお、本号の定めによる調整の結果生じる1円未満の端数はこれを切り上げるものとする。

## (3) 本新株予約権を行使することができる期間

平成26年3月26日から平成34年3月25日までとする。

## (4) 本新株予約権の行使の条件

- ① 新株予約権者は、前号に規定する本新株予約権の行使期間にかかわらず、当社の株式が日本国内の証券取引所に上場された日から1年間の経過するまでは本新株予約権を行使することができない。
- ② 新株予約権者は、本新株予約権の権利行使時においても当社の取締役、監査役または従業員の地位にあることを要する。但し、任期満了による退任、定年による退任・退職もしくは会社都合によりこれらの地位を失った場合その他当社の取締役会が正当な理由があると認めた場合については、この限りではない。
- ③ 新株予約権者が死亡した場合、新株予約権者の相続人がこれを行使することができる。但し、本契約第7条に定める条件による。
- ④ 本新株予約権の譲渡、質入れその他一切の処分は、これを認めない。

- ⑤ 新株予約権者は、割当てを受けた本新株予約権の個数の一部につき、これを行使することができる。但し、各本新株予約権の一部行使はすることができない。
  - ⑥ 新株予約権者は、権利行使に係る行使価額の年間（1月1日から12月31日まで）の合計額が1,200万円を超えることになる場合は、本新株予約権を行使することはできない。
- (5) 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
- ① 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切上げるものとする。
  - ② 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記①記載の資本金等増加限度額から、上記①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
- (6) 譲渡による本新株予約権の取得の制限
- 譲渡による本新株予約権の取得については、当社の承認を要するものとする。
- (7) 本新株予約権の取得条項
- ① 新株予約権者が第4号に定める本新株予約権の行使の条件に該当しなくなった場合または本新株予約権の全部または一部を放棄した場合、当社は、当社が別途定める日に当該新株予約権を無償で取得することができる。
  - ② 当社が消滅会社となる合併契約書が承認されたとき、もしくは当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案または株式移転の議案につき株主総会で承認がなされたときは、当社は、当社が別途定める日に本新株予約権を無償で取得することができる。
- (8) 組織再編行為の際の本新株予約権の取扱い
- 当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して、以下「組織再編行為」という。）をする場合において、新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付するものとする。但し、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。
- ① 交付する再編対象会社の新株予約権の数  
組織再編行為の効力発生時点において新株予約権者が保有する本新株予約権の数と同一の数を交付する。
  - ② 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類  
再編対象会社の普通株式とする。
  - ③ 各新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数  
組織再編行為の条件等を勘案のうえ、第1号に準じて決定する。
  - ④ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額  
交付される新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ調整した再編後の行使価額に、上記③に従って決定される新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。
  - ⑤ 新株予約権を行使することができる期間  
第3号に定める本新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のいずれか遅い日から、第3号に定める本新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。
  - ⑥ 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項  
第5号に準じて決定する。
  - ⑦ 譲渡による新株予約権の取得の制限  
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の承認を要するものとする。
  - ⑧ 新株予約権の取得条項  
第7号に準じて決定する。
- (9) 本新株予約権の行使により新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。

2. 本新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しないこととする。

3. 本新株予約権の割当日 平成24年10月16日

以 上

## 1. 新株予約権の内容

## (1) 本新株予約権の目的である株式の種類及び数

本新株予約権の目的である株式の種類は普通株式とし、本新株予約権1個につき目的である株式の数(以下「付与株式数」という。)は425株とする。

なお、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整する。但し、かかる調整は、当該時点で未行使の本新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

上記のほか、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲で付与株式数を調整するものとする。

なお、本号の定めによる調整の結果生じる1株に満たない端数はこれを切り捨てるものとする。

## (2) 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

各本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、本新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額(以下「行使価額」という。)に、付与株式数を乗じた金額とする。

行使価額は、金295円とする。

なお、当社が株式分割または株式併合を行う場合、行使価額を次の算式により調整する。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、当社が時価を下回る価額で新株式の発行または自己株式の処分(新株予約権の行使による場合を除く。)を行う場合、行使価額を次の算式により調整する。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たりの払込金額}}{1 \text{株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記の計算式において、「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社の保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

上記のほか、行使価額の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲で付与株式数を調整するものとする。

なお、本号の定めによる調整の結果生じる1円未満の端数はこれを切り上げるものとする。

## (3) 本新株予約権を行使することができる期間

2018年10月1日から2022年3月25日までとする。

## (4) 本新株予約権の行使の条件

- ① 新株予約権者は、前号に規定する本新株予約権の行使期間にかかわらず、株式会社オウチーノの株式が日本国内の証券取引所に上場された日から1年間が経過するまでは本新株予約権を行使することができない。
- ② 新株予約権者は、本新株予約権の権利行使時においても当社又は当社の不動産関連事業領域に属する子会社若しくは関連会社(当初は、株式会社オウチーノ、株式会社スペースマゼラン、株式会社Seven Signatures International(以下「SSI」という。)及びSSIの子会社とし、当社の取締役会又は取締役会が認める社内機関の決定により、その範囲を変更することができるものとする。)の取締役、監査役または従業員の地位にあることを要する。但し、任期満了による退任、定年による退任・退職もしくは会社都合によりこれらの地位を失った場合その他当社の取締役会又は取締役会が認める社内機関が正当な理由があると認めた場合については、この限りではない。

- ③ 新株予約権者が死亡した場合、新株予約権者の相続人がこれを行行使することができる。
  - ④ 本新株予約権の譲渡、質入れその他一切の処分は、これを認めない。
  - ⑤ 新株予約権者は、割当てを受けた本新株予約権の個数の一部につき、これを行行使することができる。但し、各本新株予約権の一部行使はすることができない。
  - ⑥ 新株予約権者は、権利行使に係る行使価額の年間（1月1日から12月31日まで）の合計額が1,200万円を超えることになる場合は、本新株予約権を行行使することはできない。
- (5) 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
- ① 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切上げるものとする。
  - ② 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記①記載の資本金等増加限度額から、上記①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
- (6) 譲渡による本新株予約権の取得の制限  
譲渡による本新株予約権の取得については、当社の承認を要するものとする。
- (7) 本新株予約権の取得条項
- ① 新株予約権者が第4号に定める本新株予約権の行使の条件に該当しなくなった場合または本新株予約権の全部または一部を放棄した場合、当社は、当社が別途定める日に当該新株予約権を無償で取得することができる。
  - ② 当社が消滅会社となる合併契約書が承認されたとき、もしくは当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案または株式移転の議案につき株主総会で承認がなされたときは、当社は、当社が別途定める日に本新株予約権を無償で取得することができる。
- (8) 組織再編行為の際の本新株予約権の取扱い  
当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して、以下「組織再編行為」という。）をする場合において、新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付するものとする。但し、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。
- ① 交付する再編対象会社の新株予約権の数  
組織再編行為の効力発生時点において新株予約権者が保有する本新株予約権の数と同一の数を交付する。
  - ② 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類  
再編対象会社の普通株式とする。
  - ③ 各新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数  
組織再編行為の条件等を勘案のうえ、第1号に準じて決定する。
  - ④ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額  
交付される新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ調整した再編後の行使価額に、上記③に従って決定される新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。
  - ⑤ 新株予約権を行行使することができる期間  
第3号に定める本新株予約権を行行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のいずれか遅い日から、第3号に定める本新株予約権を行行使することができる期間の満了日までとする。
  - ⑥ 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項  
第5号に準じて決定する。
  - ⑦ 譲渡による新株予約権の取得の制限  
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の承認を要するものとする。
  - ⑧ 新株予約権の取得条項  
第7号に準じて決定する。
- (9) 本新株予約権の行使により新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。

2. 本新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しないこととする。
3. 本新株予約権の割当日 2018年10月1日

以 上

## 1. 新株予約権の内容

## (1) 本新株予約権の目的である株式の種類及び数

本新株予約権の目的である株式の種類は普通株式とし、本新株予約権1個につき目的である株式の数(以下「付与株式数」という。)は100株とする。

なお、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整する。但し、かかる調整は、当該時点で未行使の本新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

上記のほか、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲で付与株式数を調整するものとする。

なお、本号の定めによる調整の結果生じる1株に満たない端数はこれを切り捨てるものとする。

## (2) 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

各本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、本新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式100株当たりの払込金額(以下「行使価額」という。)に、付与株式数を乗じた金額とする。

行使価額は、金1,375円とする。

なお、当社が株式分割または株式併合を行う場合、行使価額を次の算式により調整する。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、当社が時価を下回る価額で新株式の発行または自己株式の処分(新株予約権の行使による場合を除く。)を行う場合、行使価額を次の算式により調整する。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たりの払込金額}}{1 \text{株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記の計算式において、「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社の保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

上記のほか、行使価額の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲で付与株式数を調整するものとする。

なお、本号の定めによる調整の結果生じる1円未満の端数はこれを切り上げるものとする。

## (3) 本新株予約権を行使することができる期間

平成26年10月5日から平成34年10月4日までとする。

## (4) 本新株予約権の行使の条件

- ① 新株予約権者は、前号に規定する本新株予約権の行使期間にかかわらず、当社の株式が日本国内の証券取引所に上場された日から1年間が経過するまでは本新株予約権を行使することができない。
- ② 新株予約権者は、本新株予約権の権利行使時においても当社の取締役、監査役または従業員の地位にあることを要する。但し、任期満了による退任、定年による退任・退職もしくは会社都合によりこれらの地位を失った場合その他当社の取締役会が正当な理由があると認めた場合については、この限りではない。
- ③ 新株予約権者が死亡した場合、新株予約権者の相続人がこれを行使することができる。但し、本契約第7条に定める条件による。
- ④ 本新株予約権の譲渡、質入れその他一切の処分は、これを認めない。

- ⑤ 新株予約権者は、割当てを受けた本新株予約権の個数の一部につき、これを行使することができる。但し、各本新株予約権の一部行使はすることができない。
- ⑥ 新株予約権者は、権利行使に係る行使価額の年間（1月1日から12月31日まで）の合計額が1,200万円を超えることになる場合は、本新株予約権を行使することはできない。
- (5) 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
  - ① 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切上げるものとする。
  - ② 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記①記載の資本金等増加限度額から、上記①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
- (6) 譲渡による本新株予約権の取得の制限  
譲渡による本新株予約権の取得については、当社の承認を要するものとする。
- (7) 本新株予約権の取得条項
  - ① 新株予約権者が第4号に定める本新株予約権の行使の条件に該当しなくなった場合または本新株予約権の全部または一部を放棄した場合、当社は、当社が別途定める日に当該新株予約権を無償で取得することができる。
  - ② 当社が消滅会社となる合併契約書が承認されたとき、もしくは当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案または株式移転の議案につき株主総会で承認がなされたときは、当社は、当社が別途定める日に本新株予約権を無償で取得することができる。
- (8) 組織再編行為の際の本新株予約権の取扱い  
当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して、以下「組織再編行為」という。）をする場合において、新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付するものとする。但し、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。
  - ① 交付する再編対象会社の新株予約権の数  
組織再編行為の効力発生時点において新株予約権者が保有する本新株予約権の数と同一の数を交付する。
  - ② 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類  
再編対象会社の普通株式とする。
  - ③ 各新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数  
組織再編行為の条件等を勘案のうえ、第1号に準じて決定する。
  - ④ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額  
交付される新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ調整した再編後の行使価額に、上記③に従って決定される新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。
  - ⑤ 新株予約権を行使することができる期間  
第3号に定める本新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のいずれか遅い日から、第3号に定める本新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。
  - ⑥ 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項  
第5号に準じて決定する。
  - ⑦ 譲渡による新株予約権の取得の制限  
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の承認を要するものとする。
  - ⑧ 新株予約権の取得条項  
第7号に準じて決定する。
- (9) 本新株予約権の行使により新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。

2. 本新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しないこととする。



3. 本新株予約権の割当日 平成24年10月16日

以 上

## 1. 新株予約権の内容

## (1) 本新株予約権の目的である株式の種類及び数

本新株予約権の目的である株式の種類は普通株式とし、本新株予約権1個につき目的である株式の数(以下「付与株式数」という。)は425株とする。

なお、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整する。但し、かかる調整は、当該時点で未行使の本新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

上記のほか、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲で付与株式数を調整するものとする。

なお、本号の定めによる調整の結果生じる1株に満たない端数はこれを切り捨てるものとする。

## (2) 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

各本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、本新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額(以下「行使価額」という。)に、付与株式数を乗じた金額とする。

行使価額は、金324円とする。

なお、当社が株式分割または株式併合を行う場合、行使価額を次の算式により調整する。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、当社が時価を下回る価額で新株式の発行または自己株式の処分(新株予約権の行使による場合を除く。)を行う場合、行使価額を次の算式により調整する。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たりの払込金額}}{1 \text{株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記の計算式において、「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社の保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

上記のほか、行使価額の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲で付与株式数を調整するものとする。

なお、本号の定めによる調整の結果生じる1円未満の端数はこれを切り上げるものとする。

## (3) 本新株予約権を行使することができる期間

2018年10月1日から2022年10月4日までとする。

## (4) 本新株予約権の行使の条件

- ① 新株予約権者は、前号に規定する本新株予約権の行使期間にかかわらず、株式会社オウチーノの株式が日本国内の証券取引所に上場された日から1年間が経過するまでは本新株予約権を行使することができない。
- ② 新株予約権者は、本新株予約権の権利行使時においても当社又は当社の不動産関連事業領域に属する子会社若しくは関連会社(当初は、株式会社オウチーノ、株式会社スペースマゼラン、株式会社Seven Signatures International(以下「SSI」という。)及びSSIの子会社とし、当社の取締役会又は取締役会が認める社内機関の決定により、その範囲を変更することができるものとする。)の取締役、監査役または従業員の地位にあることを要する。但し、任期満了による退任、定年による退任・退職もしくは会社都合によりこれらの地位を失った場合その他当社の取締役会又は取締役会が認める社内機関が正当な理由があると認めた場合については、

この限りではない。

- ③ 新株予約権者が死亡した場合、新株予約権者の相続人がこれを行行使することができる。
  - ④ 本新株予約権の譲渡、質入れその他一切の処分は、これを認めない。
  - ⑤ 新株予約権者は、割当てを受けた本新株予約権の個数の一部につき、これを行行使することができる。但し、各本新株予約権の一部行使はすることができない。
  - ⑥ 新株予約権者は、権利行使に係る行使価額の年間（1月1日から12月31日まで）の合計額が1,200万円を超えることになる場合は、本新株予約権を行行使することはできない。
- (5) 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
- ① 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切上げるものとする。
  - ② 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記①記載の資本金等増加限度額から、上記①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
- (6) 譲渡による本新株予約権の取得の制限
- 譲渡による本新株予約権の取得については、当社の承認を要するものとする。
- (7) 本新株予約権の取得条項
- ① 新株予約権者が第4号に定める本新株予約権の行使の条件に該当しなくなった場合または本新株予約権の全部または一部を放棄した場合、当社は、当社が別途定める日に当該新株予約権を無償で取得することができる。
  - ② 当社が消滅会社となる合併契約書が承認されたとき、もしくは当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案または株式移転の議案につき株主総会で承認がなされたときは、当社は、当社が別途定める日に本新株予約権を無償で取得することができる。
- (8) 組織再編行為の際の本新株予約権の取扱い
- 当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して、以下「組織再編行為」という。）をする場合において、新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付するものとする。但し、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。
- ① 交付する再編対象会社の新株予約権の数  
組織再編行為の効力発生時点において新株予約権者が保有する本新株予約権の数と同一の数を交付する。
  - ② 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類  
再編対象会社の普通株式とする。
  - ③ 各新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数  
組織再編行為の条件等を勘案のうえ、第1号に準じて決定する。
  - ④ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額  
交付される新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ調整した再編後の行使価額に、上記③に従って決定される新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。
  - ⑤ 新株予約権を行行使することができる期間  
第3号に定める本新株予約権を行行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のいずれか遅い日から、第3号に定める本新株予約権を行行使することができる期間の満了日までとする。
  - ⑥ 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項  
第5号に準じて決定する。
  - ⑦ 譲渡による新株予約権の取得の制限  
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の承認を要するものとする。
  - ⑧ 新株予約権の取得条項  
第7号に準じて決定する。
- (9) 本新株予約権の行使により新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨

てるものとする。

2. 本新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しないこととする。
3. 本新株予約権の割当日 2018年10月1日

以 上

## 1. 新株予約権と引換えに払い込む金銭

本新株予約権1個当たりの発行価額は、20円とする。なお、当該金額は、第三者評価機関である株式会社ブルータス・コンサルティング（以下、「ブルータス」という。）が算出した結果を参考に、当該算出結果と同額に決定したものである。なお、ブルータスは、本新株予約権発行にかかる取締役会決議日の前取引日である2017年8月9日の東京証券取引所における当社株価の終値2,445円/株、株価変動性71.43%、配当利回り0%、無リスク利子率0.016%や本新株予約権の発行要項に定められた条件（行使価額2,445円/株、満期までの期間8年、業績条件）に基づいて、一般的なオプション価格算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションによって算出している。

## 2. 新株予約権の内容

## (1) 新株予約権の目的である株式の種類及び数

本新株予約権1個当たりの目的である株式の数（以下、「付与株式数」という。）は、当社普通株式1株とする。

なお、付与株式数は、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割（当社普通株式の無償割当てを含む。以下同じ。）または株式併合を行う場合、次の算式により調整されるものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数=調整前付与株式数×分割（または併合）の比率

また、本新株予約権の割当日後、当社が合併、会社分割または資本金の額の減少を行う場合その他これらの場合に準じ付与株式数の調整を必要とする場合には、合理的な範囲で、付与株式数は適切に調整されるものとする。

## (2) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額または算定方法

本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、1株当たりの払込金額（以下、「行使価額」という。）に、付与株式数を乗じた金額とする。

行使価額は、金2,445円とする。

なお、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割（または併合）の比率}}$$

また、本新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式につき時価を下回る価額で新株の発行または自己株式の処分を行う場合（新株予約権の行使に基づく新株の発行及び自己株式の処分並びに株式交換による自己株式の移転の場合を除く。）、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{新規発行前の1株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記算式において「既発行株式数」とは、当社普通株式にかかる発行済株式総数から当社普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、また、当社普通株式にかかる自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

さらに、上記のほか、本新株予約権の割当日後、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で適切に行使価額の調整を行うことができるものとする。

## (3) 新株予約権を行使することができる期間

本新株予約権を行使することができる期間（以下、「行使期間」という。）は、2019年4月1日から2025年9月14日

までとする。

(4) 増加する資本金及び資本準備金に関する事項

- ① 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とする。計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。
- ② 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記①記載の資本金等増加限度額から、上記①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

(5) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による本新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。

(6) 新株予約権の行使の条件

- ① 新株予約権者は、下記 (a)、(b) または (c) に掲げる各条件を充たした場合、各新株予約権者に割り当てられた本新株予約権のうち、それぞれ定められた割合（以下、「行使可能割合」という。）の個数を上限として、当該条件を最初に充たした期の有価証券報告書の提出日の翌月1日から行使することができる。なお、行使可能な新株予約権の数に1個未満の端数が生じる場合は、これを切り捨てた数とする。

(a) 2018年12月期または2019年12月期のうち、いずれかの期においてEBITDAが3億円超である場合  
行使可能割合：10%

(b) 2018年12月期乃至2022年12月期のうち、いずれかの期においてEBITDAが6億円超である場合  
行使可能割合：60%

(c) 2018年12月期乃至2022年12月期のうち、いずれかの期においてEBITDAが10億円超である場合  
行使可能割合：100%

上記における EBITDAは、当社の有価証券報告書に記載された連結損益計算書における営業利益に、連結キャッシュ・フロー計算書に記載された減価償却費及びのれん償却額を加算した額をいうものとし、連結財務諸表を作成していない場合には、それぞれ損益計算書及びキャッシュ・フロー計算書とする。なお、適用される会計基準の変更等により参照すべきEBITDAの計算に用いる各指標の概念に重要な変更があった場合には、当社は合理的な範囲内において、別途参照すべき適正な指標及び数値を取締役会にて定めるものとする。

- ② 新株予約権者は、新株予約権の権利行使時においても、当社または当社子会社の取締役または従業員であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。
- ③ 新株予約権の相続人による本新株予約権の行使は認めない。
- ④ 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。
- ⑤ 各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。

3. 新株予約権の割当日

2017年9月15日

4. 新株予約権の取得に関する事項

- (1) 当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる会社分割についての分割契約もしくは分割計画、または当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画についての株主総会の承認（株主総会の承認を要しない場合には取締役会決議）がなされた場合は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、本新株予約権の全部を無償で取得することができる。
- (2) 新株予約権者が権利行使する前に、上記2. (6) に定める規定により本新株予約権の行使ができなくなった場合は、当社は新株予約権を無償で取得することができる。

5. 組織再編行為の際の新株予約権の取扱い

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）を行う場合において、組織再編行為の効力発生日に新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」と

いう。)の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

- (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数  
新株予約権が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。
- (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類  
再編対象会社の普通株式とする。
- (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数  
組織再編行為の条件を勘案のうえ、上記2. (1) に準じて決定する。
- (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額  
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記2. (2) で定められる行使価額を調整して得られる再編後行使価額に、上記5. (3) に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数に乗じた額とする。
- (5) 新株予約権を行使することができる期間  
上記2. (3) に定める行使期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から上記2. (3) に定める行使期間の末日までとする。
- (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項  
上記2. (4) に準じて決定する。
- (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限  
譲渡による取得の制限については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。
- (8) その他新株予約権の行使の条件  
上記2. (6) に準じて決定する。
- (9) 新株予約権の取得事由及び条件  
上記4に準じて決定する。
- (10) その他の条件については、再編対象会社の条件に準じて決定する。

#### 6. 新株予約権にかかる新株予約権証券に関する事項

当社は、本新株予約権にかかる新株予約権証券を発行しないものとする。

以 上

## 1. 新株予約権と引換えに払い込む金銭

本新株予約権と引換えに金銭の払い込みを要しない。

## 2. 新株予約権の内容

## (1) 新株予約権の目的である株式の種類及び数

本新株予約権1個当たりの目的である株式の数(以下、「付与株式数」という。)は、当社普通株式4.25株とする。1株未満の端数の計算方法については、新株予約権者が同時に行使した新株予約権の数に付与株式数を乗じた結果生じる1株未満の数のみを端数とし、これを切り捨てるものとする。

なお、付与株式数は、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割(当社普通株式の無償割当てを含む。以下同じ。)または株式併合を行う場合、次の算式により調整されるものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われ、1株未満の端数の計算方法及び処理方法については、上記と同様とする。

調整後付与株式数=調整前付与株式数×分割(または併合)の比率

また、本新株予約権の割当日後、当社が合併、会社分割または資本金の額の減少を行う場合その他これらの場合に準じ付与株式数の調整を必要とする場合には、合理的な範囲で、付与株式数は適切に調整されるものとし、1株未満の端数の計算方法及び処理方法については、上記と同様とする。

## (2) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額または算定方法

本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、1株当たりの払込金額(以下、「行使価額」という。)に、付与株式数を乗じた金額とする。

行使価額は、金576円とする。

なお、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割(または併合)の比率}}$$

また、本新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式につき時価を下回る価額で新株の発行または自己株式の処分を行う場合(新株予約権の行使に基づく新株の発行及び自己株式の処分並びに株式交換による自己株式の移転の場合を除く。)、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{新規発行前の1株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記算式において「既発行株式数」とは、当社普通株式にかかる発行済株式総数から当社普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、また、当社普通株式にかかる自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

さらに、上記のほか、本新株予約権の割当日後、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で適切に行使価額の調整を行うことができるものとする。

## (3) 新株予約権を行使することができる期間

本新株予約権を行使することができる期間(以下、「行使期間」という。)は、2019年4月1日から2025年9月14日までとする。



(4) 増加する資本金及び資本準備金に関する事項

- ① 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とする。計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。
- ② 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記①記載の資本金等増加限度額から、上記①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

(5) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による本新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。

(6) 新株予約権の行使の条件

- ① 新株予約権者は、下記 (a)、(b) または (c) に掲げる各条件を充たした場合、各新株予約権者に割り当てられた本新株予約権のうち、それぞれ定められた割合（以下、「行使可能割合」という。）の個数を上限として、当該条件を最初に充たした期の決算期から3ヶ月経過後の翌月1日から行使することができる。なお、行使可能な新株予約権の数に1個未満の端数が生じる場合は、これを切り捨てた数とする。

(a) 2018年12月期または2019年12月期のうち、いずれかの期においてEBITDAが3億円超である場合

行使可能割合：10%

(b) 2018年12月期乃至2022年12月期のうち、いずれかの期においてEBITDAが6億円超である場合

行使可能割合：60%

(c) 2018年12月期乃至2022年12月期のうち、いずれかの期においてEBITDAが10億円超である場合

行使可能割合：100%

- ② 上記における EBITDAは、当社の不動産関連事業領域に属する子会社若しくは関連会社（当初は、株式会社オウチーノ、株式会社スペースマゼラン、株式会社Seven Signatures International（以下「SSI」という。）及びSSIの子会社とし、当社の取締役会又は取締役会が認める社内機関の決定により、その範囲を変更することができるものとする。以下、本号及び次号において同様とする。）の連結損益計算書（連結損益計算書を作成していない場合又は連結の範囲に含まれない会社がある場合には、各会社の個別損益計算書を基礎とし、各会社相互間の取引高の相殺消去及び未実現損益の消去等の処理を行って作成するものをいう。また、監査法人又は公認会計士による任意監査又は当該監査法人若しくは公認会計士との間で合意された手続を実施したものに限り。以下、本号において同様とする。）における営業利益に、連結損益計算書に記載された減価償却費及びのれん償却額を加算した額をいうものとする。なお、適用される会計基準の変更等により参照すべきEBITDAの計算に用いる各指標の概念に重要な変更があった場合には、当社は合理的な範囲内において、別途参照すべき適正な指標及び数値を取締役会にて定めるものとする。新株予約権者は、新株予約権の権利行使時においても、当社または当社の不動産関連事業領域に属する子会社若しくは関連会社の取締役または従業員であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると取締役会または取締役会が認める社内機関が認めた場合は、この限りではない。

- ③ 新株予約権の相続人による本新株予約権の行使は認めない。

- ④ 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。

- ⑤ 各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。

3. 新株予約権の割当日

2018年10月1日

4. 新株予約権の取得に関する事項

- (1) 当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる会社分割についての分割契約もしくは分割計画、または当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画についての株主総会の承認（株主総会の承認を要しない場合には取締役会決議）がなされた場合は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、本新株予約権の全部を無償で取得することができる。
- (2) 新株予約権者が権利行使する前に、上記2. (6) に定める規定により本新株予約権の行使ができなくなった場合は、当社は新株予約権を無償で取得することができる。

5. 組織再編行為の際の新株予約権の取扱い

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）を行う場合において、組織再編行為の効力発生日に新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

(1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。

(2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

(3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件を勘案のうえ、上記2. (1) に準じて決定する。

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記2.

(2) で定められる行使価額を調整して得られる再編後行使価額に、上記5. (3) に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じた額とする。

(5) 新株予約権を行使することができる期間

上記2. (3) に定める行使期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から上記2. (3) に定める行使期間の末日までとする。

(6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

上記2. (4) に準じて決定する。

(7) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による取得の制限については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。

(8) その他新株予約権の行使の条件

上記2. (6) に準じて決定する。

(9) 新株予約権の取得事由及び条件

上記4に準じて決定する。

(10) その他の条件については、再編対象会社の条件に準じて決定する。

6. 新株予約権にかかる新株予約権証券に関する事項

当社は、本新株予約権にかかる新株予約権証券を発行しないものとする。

以 上

## 株式会社みんなのウェディング第5回新株予約権の内容

## 1. 募集新株予約権の名称

株式会社みんなのウェディング第5回新株予約権

## 2. 新株予約権の内容

## (1) 新株予約権の目的である株式の数

新株予約権の目的である株式の種類は普通株式とし、各新株予約権の目的である株式数（以下「付与株式数」という）は、新株予約権1個につき1株とする。

ただし、本議案の決議日（以下、「決議日」という。）後、当社が当社普通株式の株式分割（株式無償割当てを含む。）または株式併合を行う場合には、その時点で行使されていない新株予約権に係る付与株式数は、次の算式により調整するものとする。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、決議日後、当社が資本の減少を行う場合等、当該新株予約権に係る付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、資本の減少等の条件等を勘案の上、合理的な範囲で当該新株予約権に係る付与株式数を調整する。

なお、上記の調整の結果生じる1株に満たない端数はこれを切り捨てるものとする。

## (2) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権の行使により交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額（以下、「行使価額」という。）に当該新株予約権に係る付与株式数を乗じた金額とする。当初の行使価額は、900,000円とする。ただし、割当日後、当社が当社普通株式につき株式分割（株式無償割当てを含む。）又は株式併合を行う場合には、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また割当日後、当社が時価を下回る価額で当社普通株式につき、新株式の発行又は自己株式の処分を行う場合（会社法第194条の規定（単元未満株主による単元未満株式売渡請求）に基づく自己株式の売渡または当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む）の転換または行使の場合を除く）は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行前の株式の時価}}{\text{新規発行株式数} + \text{新規発行株式数}}}$$

なお、上記の算式において、「既発行株式数」とは、当社の発行済普通株式総数から当社が保有する普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、また、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に、「新規発行前」を「自己株式の処分前」に、それぞれ読み替えるものとする。さらに、割当日後、当社が資本の減少を行う場合等、行使価額の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、資本の減少の条件等を勘案の上、合理的な範囲で行使価額を調整するものとする。

## (3) 新株予約権を行使することができる期間

平成27年9月26日から平成35年9月25日まで。

## (4) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

(イ) 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に

従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。

(ロ) 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記(イ)記載の資本金等増加限度額から上記(イ)に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

(5) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、取締役会の承認を要するものとする。

(6) 新株予約権の取得条項

新株予約権者について、次の各号の事由のいずれかが生じたときは、当社は当該事由が生じた日に、当該新株予約権者からその有する新株予約権全部を無償で取得する。当社は当該新株予約権の取得と引き換えに、当社の株式・社債・新株予約権・新株予約権付社債のいずれも交付しない。

(イ) 新株予約権者が当社、当社の連結子会社、当社の親会社又は当社の親会社の連結子会社の取締役、監査役、執行役又は従業員の地位を喪失し、これらのいずれにも該当しなくなったとき。

(ロ) 新株予約権者が死亡したとき。

(7) 新株予約権の行使条件

新株予約権者は、次の各号の一に該当した場合、直ちに新株予約権を喪失する。

(イ) 新株予約権者が、当社の取締役、監査役又は従業員でなくなった場合(ただし、当社の書面による承諾を事前に得た場合を除く)。

(ロ) 新株予約権者が死亡した場合。

(ハ) 新株予約権者が新株予約権を第三者に対し譲渡、質入れその他の処分をした場合。

(ニ) 新株予約権者が禁固以上の刑に処せられた場合。

(ホ) 新株予約権者が新株予約権の放棄を申し出た場合。

(ヘ) 新株予約権者が当社の就業規則により懲戒解雇または諭旨解雇の制裁を受けた場合。

(8) 組織再編行為における新株予約権の取扱い

当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転(以上を総称して以下、「組織再編行為」という。)をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権(以下、「残存新株予約権」という。)の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社(以下、「再編対象会社」という。)の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。

この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割契約、株式交換契約または株式移転契約において定めた場合に限るものとする。

(イ) 交付する再編対象会社の新株予約権の数

組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

(ロ) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

(ハ) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案の上、上記(1)に準じて決定する。

(ニ) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案の上調整した再編後払込金額に(ハ)に従って決定される当該新株予約権の目的である株式の数を乗じて得られる金額とする。

(ホ) 新株予約権を行使することができる期間

上記(3)に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記(3)に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

(ヘ) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

上記(4)に準じて決定する。

(ト) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の承認を要するものとする。

(チ)新株予約権の取得条項

上記(6) ((6)の(イ)については、「当社」を「再編対象会社」と読み替える)に準じて決定する。

(9) 新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。

3. 募集新株予約権と引換えにする金銭の払込

本件募集新株予約権と引換えにする金銭の払込みはこれを要しない。

4. 募集新株予約権を割り当てる日

平成25年9月26日

以 上

## 株式会社くふうカンパニー第4回新株予約権の内容

## 1. 新株予約権の名称

株式会社くふうカンパニー第4回新株予約権

## 2. 新株予約権と引換えに払い込む金銭

本新株予約権と引換えに金銭の払い込みを要しない。

## 3. 新株予約権の内容

## (1) 新株予約権の目的である株式の種類及び数

新株予約権の目的である株式の種類は普通株式とし、各新株予約権の目的である株式数（以下「付与株式数」という）は、新株予約権1個につき3,000株とする。

ただし、本新株予約権の割当日（株式会社オウチーノ及び株式会社みんなのウェディング間の2018年5月15日付株式移転計画書に基づく本新株予約権の割当日をいう。以下同じ。）後、株式会社くふうカンパニー（以下「当社」という。）が当社普通株式の株式分割（株式無償割当てを含む。）または株式併合を行う場合には、その時点で行使されていない新株予約権に係る付与株式数は、次の算式により調整するものとする。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、割当日後、当社が資本の減少を行う場合等、当該新株予約権に係る付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、資本の減少等の条件等を勘案の上、合理的な範囲で当該新株予約権に係る付与株式数を調整する。

なお、上記の調整の結果生じる1株に満たない端数はこれを切り捨てるものとする。

## (2) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権の行使により交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額（以下、「行使価額」という。）に当該新株予約権に係る付与株式数を乗じた金額とする。当初の行使価額は、300円とする。ただし、割当日後、当社が当社普通株式につき株式分割（株式無償割当てを含む。）または株式併合を行う場合には、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また割当日後、当社が時価を下回る価額で当社普通株式につき、新株式の発行または自己株式の処分を行う場合（会社法第194条の規定（単元未満株主による単元未満株式売渡請求）に基づく自己株式の売渡または当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む）の転換または行使の場合を除く）は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{新規発行前の株式の時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記の算式において、「既発行株式数」とは、当社の発行済普通株式総数から当社が保有する普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、また、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自

己株式数」に、「新規発行前」を「自己株式の処分前」に、それぞれ読み替えるものとする。さらに、割当日後、当社が資本の減少を行う場合等、行使価額の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、資本の減少の条件等を勘案の上、合理的な範囲で行使価額を調整するものとする。

(3) 新株予約権を行使することができる期間

本新株予約権の割当日から2023年9月25日まで。

(4) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

(イ) 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。

(ロ) 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記(イ)記載の資本金等増加限度額から上記(イ)に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

(5) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、取締役会の承認を要するものとする。

(6) 新株予約権の取得条項

新株予約権者について、次の各号の事由のいずれかが生じたときは、当社は当該事由が生じた日に、当該新株予約権者からその有する新株予約権全部を無償で取得する。当社は当該新株予約権の取得と引き換えに、当社の株式・社債・新株予約権・新株予約権付社債のいずれも交付しない。

(イ) 新株予約権者が当社または当社の子会社及び関連会社のうち結婚関連事業を行う会社（当初は、株式会社みんなのウェディングとし、当社の取締役会または取締役会が認める社内機関の決定により、その範囲を変更することができるものとする。以下「結婚関連子会社等」という。）の取締役、監査役、執行役または従業員の地位を喪失し、これらのいずれにも該当しなくなったとき。

(ロ) 新株予約権者が死亡したとき。

(7) 新株予約権の行使条件

新株予約権者は、次の各号の一に該当した場合、直ちに新株予約権を喪失する。

(イ) 新株予約権者が、当社または結婚関連子会社等の取締役、監査役または従業員でなくなった場合（ただし、当社の書面による承諾を事前に得た場合を除く）。

(ロ) 新株予約権者が死亡した場合。

(ハ) 新株予約権者が新株予約権を第三者に対し譲渡、質入れその他の処分をした場合。

(ニ) 新株予約権者が禁固以上の刑に処せられた場合。

(ホ) 新株予約権者が新株予約権の放棄を申し出た場合。

(ヘ) 新株予約権者が当社または結婚関連子会社等の就業規則により懲戒解雇または諭旨解雇の制裁を受けた場合。

(8) 組織再編行為における新株予約権の取扱い

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。

この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割契約、株式交換契約または株式移転契約において定めた場合に限るものとする。

(イ) 交付する再編対象会社の新株予約権の数

組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

(ロ) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

(ハ) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案の上、上記(1)に準じて決定する。

(ニ) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案の上調整した再編後払込金額に(ハ)に従って決定される当該新株予約権の目的である株式の数を乗じて得られる金額とする。

(ホ) 新株予約権を行使することができる期間

上記(3)に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記(3)に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

(ヘ) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

上記(4)に準じて決定する。

(ト) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の承認を要するものとする。

(チ) 新株予約権の取得条項

上記(6)（(6)の(イ)については、「当社」を「再編対象会社」と読み替える）に準じて決定する。

(9) 新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。

#### 4. 新株予約権の割当日

2018年10月1日

以 上



## 株式会社みんなのウェディング第1回有償新株予約権の内容

## 1. 新株予約権の名称

株式会社みんなのウェディング第1回有償新株予約権

## 2. 新株予約権と引換えに払い込む金銭

本新株予約権1個当たりの発行価額は、100円とする。なお、当該金額は、第三者評価機関である株式会社ブルータス・コンサルティングが、当社の株価情報及び業績推移等を考慮し、一般的なオプション価格算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションにより算出した公正価格（新株予約権1個当たり100円）を参考に決定したものである。

## 3. 新株予約権の内容

## (1) 新株予約権の目的である株式の種類及び数

本新株予約権1個当たりの目的である株式の数（以下、「付与株式数」という。）は、当社普通株式100株とする。

なお、付与株式数は、本新株予約権の割当日後、当社が株式の分割（当社普通株式の無償割当てを含む。以下同じ。）または株式の併合を行う場合、次の算式により調整されるものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない本新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割（または併合）の比率}$$

また、本新株予約権の割当日後、当社が合併または会社分割を行う場合、その他これらの場合に準じ付与株式数の調整を必要とする場合には、合理的な範囲で、付与株式数は適切に調整されるものとする。

## (2) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額または算定方法

本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、1株当たりの払込金額（以下、「行使価額」という。）に、付与株式数を乗じた金額とし、行使価額は、金1,374円とする。

なお、本新株予約権の割当日後、当社が株式の分割または株式の併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割（または併合）の比率}}$$

また、本新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式につき時価を下回る価額で新株の発行または自己株式の処分を行う場合（新株予約権の行使に基づく新株の発行及び自己株式の処分並びに株式交換による自己株式の移転の場合を除く。）、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{新規発行前の1株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記算式において「既発行株式数」とは、当社普通株式にかかる発行済株式総数から当社普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、また、当社普通株式にかかる自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

さらに、上記のほか、本新株予約権の割当日後、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、その他これ

らの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で適切に行使価額の調整を行うことができるものとする。

(3) 新株予約権を行使することができる期間

本新株予約権を行使することができる期間（以下、「行使期間」という。）は、平成29年1月1日から平成32年12月31日までとする。

(4) 増加する資本金及び資本準備金に関する事項

① 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とする。計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。

② 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記①記載の資本金等増加限度額から、上記①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

(5) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による本新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要する。

(6) 新株予約権の行使の条件

① 本新株予約権者は、平成28年9月期、平成29年9月期または平成30年9月期の有価証券報告書に記載される損益計算書（連結損益計算書を作成している場合は、連結損益計算書とする。以下同じ。）及びキャッシュ・フロー計算書（連結キャッシュ・フロー計算書を作成している場合は、連結キャッシュ・フロー計算書とする。以下同じ。）から算出するEBITDA（損益計算書に記載される営業利益にキャッシュ・フロー計算書に記載される減価償却費及びのれん償却額を加算したもの。）が、いずれかの決算期について10億円以上となった場合、各新株予約権者は、それぞれに割り当てられた本新株予約権を行使することができる。

なお、国際財務報告基準の適用、決算期の変更その他の事由により参照すべき項目の概念に重要な変更があった場合には、別途参照すべき指標を取締役会で定めるものとする。

② 新株予約権者は、次の各号の一に該当した場合は、その有する一切の本新株予約権を行使することができないものとする。なお、新株予約権者が、次の各号のうち（ウ）を除く各号の一に該当した場合は、その後当該号に該当しなくなるか否かを問わず、その有する一切の本新株予約権を行使することができないものとし、直ちに本新株予約権を喪失する。

（ア）平成30年9月期の有価証券報告書が提出されたときに上記①に掲げる行使条件が満たされなかった場合。

（イ）新株予約権者が、当社または当社の親会社、子会社、関連会社若しくはその他の関係会社の取締役または従業員としての地位を喪失した場合。ただし、任期満了による退任、定年による退職、会社命令による出向・転籍、その他正当な理由があると取締役会認めた場合は、この限りではない。

（ウ）新株予約権者が死亡した場合。ただし、当社取締役会が当該新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使を承認した場合は、この限りではない。

（エ）新株予約権者が当社の就業規則により懲戒解雇または諭旨解雇の処分を受けた場合。

（オ）新株予約権者が禁固以上の刑に処せられた場合。

（カ）新株予約権者が本新株予約権の放棄を申し出た場合。

③ その他、以下の場合には本新株予約権を行使することができない。

（ア）本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなる場合。

（イ）本新株予約権を1個未満で行使する場合。

4. 新株予約権の割当日

平成27年12月25日

5. 新株予約権の取得に関する事項

(1) 当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる会社分割についての分割契約もしくは分割計画、または当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画について株主総会の承認（株主総会の承認を要しない場合には取締役会決議）がなされた場合は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、本新株予約権の全部を無償で取得することができる。

- (2) 新株予約権者が権利行使をする前に、上記3.(6)に定める規定により本新株予約権の行使ができなくなった場合は、当社は当該新株予約権者が有する本新株予約権（もしあれば）を無償で取得することができる。
- (3) 当社が全部取得条項付種類株式の全部を取得することもしくは株式の併合をすること（当該株式の併合により当社の株主の数が25名未満となることが見込まれる場合に限り。）が当社株主総会で承認されたときまたは特別支配株主の株式売渡請求が当社取締役会で承認されたときは、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、本新株予約権の全部を無償で取得することができる。

#### 6. 組織再編行為の際の新株予約権の取扱い

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）を行う場合において、組織再編行為の効力発生日に残存する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することができる。ただし、再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

##### (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数

本新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

##### (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

##### (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案の上、上記3.(1)に準じて決定する。

##### (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

組織再編行為の条件等を勘案の上、上記3.(2)に準じて決定する。

##### (5) 新株予約権を行使することができる期間

上記3.(3)に定める行使期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記3.(3)に定める行使期間の満了日までとする。

##### (6) 新株予約権の行使の条件

上記3.(6)に準じて決定する。

##### (7) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

上記3.(4)に準じて決定する。

##### (8) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の承認を要するものとする。

##### (9) 新株予約権の取得条項

上記5.に準じて決定する。

##### (10) 組織再編行為の際の新株予約権の取扱い

本6.に準じて決定する。

##### (11) 新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

#### 7. 新株予約権にかかる新株予約権証券に関する事項

当社は、本新株予約権にかかる新株予約権証券を発行しないものとする。

以 上

## 株式会社くふうカンパニー第5回新株予約権の内容

## 1. 新株予約権の名称

株式会社くふうカンパニー第5回新株予約権

## 2. 新株予約権と引換えに払い込む金銭

本新株予約権と引換えに金銭の払い込みを要しない。

## 3. 新株予約権の内容

## (1) 新株予約権の目的である株式の種類及び数

本新株予約権1個当たりの目的である株式の数（以下、「付与株式数」という。）は、当社普通株式100株とする。

なお、付与株式数は、本新株予約権の割当日（株式会社オウチーノ及び株式会社みんなのウェディング間の2018年5月15日付株式移転計画書に基づく本新株予約権の割当日をいう。以下同じ。）後、株式会社くふうカンパニー（以下「当社」という。）が株式の分割（当社普通株式の無償割当てを含む。以下同じ。）または株式の併合を行う場合、次の算式により調整されるものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない本新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割（または併合）の比率}$$

また、本新株予約権の割当日後、当社が合併または会社分割を行う場合、その他これらの場合に準じ付与株式数の調整を必要とする場合には、合理的な範囲で、付与株式数は適切に調整されるものとする。

## (2) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額または算定方法

本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、1株当たりの払込金額（以下、「行使価額」という。）に、付与株式数を乗じた金額とし、行使価額は、金1,374円とする。

なお、本新株予約権の割当日後、当社が株式の分割または株式の併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割（または併合）の比率}}$$

また、本新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式につき時価を下回る価額で新株の発行または自己株式の処分を行う場合（新株予約権の行使に基づく新株の発行及び自己株式の処分並びに株式交換による自己株式の移転の場合を除く。）、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{新規発行前の1株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記算式において「既発行株式数」とは、当社普通株式にかかる発行済株式総数から当社普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、また、当社普通株式にかかる自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

さらに、上記のほか、本新株予約権の割当日後、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、その他これ

らの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で適切に行使価額の調整を行うことができるものとする。

(3) 新株予約権を行使することができる期間

本新株予約権を行使することができる期間（以下、「行使期間」という。）は、本新株予約権の割当日から2020年12月31日までとする。

(4) 増加する資本金及び資本準備金に関する事項

① 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とする。計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。

② 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記①記載の資本金等増加限度額から、上記①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

(5) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による本新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要する。

(6) 新株予約権の行使の条件

① 本新株予約権者は、当社の子会社及び関連会社のうち結婚関連事業を行う会社（当初は、株式会社みんなのウェディングとし、当社の取締役会または取締役会が認める社内機関の決定により、その範囲を変更することができるものとする。以下「結婚関連子会社等」という。）の2016年9月期、2017年9月期または2018年9月期の損益計算書（複数の会社がある場合は、連結損益計算書の作成と同様の方法で、各会社の個別損益計算書を基礎とし、各会社相互間の取引高の相殺消去及び未実現損益の消去等の処理を行って作成するものをいう。また、監査法人もしくは公認会計士による任意監査または当該監査法人もしくは公認会計士との間で合意された手続を実施したものに限り。以下同じ。）から算出するEBITDA（営業利益に減価償却費及びのれん償却額を加算したもの。）が、いずれかの決算期について10億円以上となった場合、各新株予約権者は、当該条件を最初に充たした決算期の翌年1月1日から、それぞれに割り当てられた本新株予約権を行使することができる。

なお、国際財務報告基準の適用、決算期の変更その他の事由により参照すべき項目の概念に重要な変更があった場合には、別途参照すべき指標を取締役会で定めるものとする。

② 新株予約権者は、次の各号の一に該当した場合は、その有する一切の本新株予約権を行使することができないものとする。なお、新株予約権者が、次の各号のうち（ウ）を除く各号の一に該当した場合は、その後当該号に該当しなくなるか否かを問わず、その有する一切の本新株予約権を行使することができないものとし、直ちに本新株予約権を喪失する。

（ア）2018年9月期の結婚関連子会社等の損益計算書が作成及び承認されたときに上記①に掲げる行使条件が充たされなかった場合。

（イ）新株予約権者が、当社または結婚関連子会社等の取締役または従業員の地位を喪失した場合。ただし、任期満了による退任、定年による退職、会社命令による出向・転籍、その他正当な理由があると当社取締役会または取締役会が認める社内機関が認めた場合は、この限りではない。

（ウ）新株予約権者が死亡した場合。ただし、当社取締役会または取締役会が認める社内機関が当該新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使を承認した場合は、この限りではない。

（エ）新株予約権者が当社または結婚関連子会社等の就業規則により懲戒解雇または諭旨解雇の処分を受けた場合。

（オ）新株予約権者が禁固以上の刑に処せられた場合。

（カ）新株予約権者が本新株予約権の放棄を申し出た場合。

③ その他、以下の場合には本新株予約権を行使することができない。

（ア）本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなる場合。

（イ）本新株予約権を1個未満で行使する場合。

4. 新株予約権の割当日

2018年10月1日

## 5. 新株予約権の取得に関する事項

- (1) 当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる会社分割についての分割契約もしくは分割計画、または当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画について株主総会の承認（株主総会の承認を要しない場合には取締役会決議）がなされた場合は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、本新株予約権の全部を無償で取得することができる。
- (2) 新株予約権者が権利行使をする前に、上記3.（6）に定める規定により本新株予約権の行使ができなくなった場合は、当社は当該新株予約権者が有する本新株予約権（もしあれば）を無償で取得することができる。
- (3) 当社が全部取得条項付種類株式の全部を取得することもしくは株式の併合をすること（当該株式の併合により当社の株主の数が25名未満となることが見込まれる場合に限る。）が当社株主総会で承認されたときまたは特別支配株主の株式売渡請求が当社取締役会で承認されたときは、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、本新株予約権の全部を無償で取得することができる。

## 6. 組織再編行為の際の新株予約権の取扱い

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）を行う場合において、組織再編行為の効力発生日に残存する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することができる。ただし、再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

- (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数  
本新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。
- (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類  
再編対象会社の普通株式とする。
- (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数  
組織再編行為の条件等を勘案の上、上記3.（1）に準じて決定する。
- (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額  
組織再編行為の条件等を勘案の上、上記3.（2）に準じて決定する。
- (5) 新株予約権を行使することができる期間  
上記3.（3）に定める行使期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記3.（3）に定める行使期間の満了日までとする。
- (6) 新株予約権の行使の条件  
上記3.（6）に準じて決定する。
- (7) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項  
上記3.（4）に準じて決定する。
- (8) 譲渡による新株予約権の取得の制限  
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の承認を要するものとする。
- (9) 新株予約権の取得条項  
上記5. に準じて決定する。
- (10) 組織再編行為の際の新株予約権の取扱い  
本6. に準じて決定する。
- (11) 新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

## 7. 新株予約権にかかる新株予約権証券に関する事項

当社は、本新株予約権にかかる新株予約権証券を発行しないものとする。

以 上

## 株式会社みんなのウェディング第2回有償新株予約権の内容

## 1. 新株予約権の名称

株式会社みんなのウェディング第2回有償新株予約権

## 2. 新株予約権と引換えに払い込む金銭

本新株予約権1個当たりの発行価額は、100円とする。なお、当該金額は、第三者評価機関である株式会社ブルータス・コンサルティングが、当社の株価情報及び業績推移等を考慮し、一般的なオプション価格算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションにより算出した公正価格（新株予約権1個当たり100円）を参考に決定したものである。

## 3. 新株予約権の内容

## (1) 新株予約権の目的である株式の種類及び数

本新株予約権1個当たりの目的である株式の数（以下、「付与株式数」という。）は、当社普通株式100株とする。

なお、付与株式数は、本新株予約権の割当日後、当社が株式の分割（当社普通株式の無償割当てを含む。以下同じ。）または株式の併合を行う場合、次の算式により調整されるものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない本新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割（または併合）の比率}$$

また、本新株予約権の割当日後、当社が合併または会社分割を行う場合、その他これらの場合に準じ付与株式数の調整を必要とする場合には、合理的な範囲で、付与株式数は適切に調整されるものとする。

## (2) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額または算定方法

本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、1株当たりの払込金額（以下、「行使価額」という。）に、付与株式数を乗じた金額とし、行使価額は、金705円とする。

なお、本新株予約権の割当日後、当社が株式の分割または株式の併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割（または併合）の比率}}$$

また、本新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式につき時価を下回る価額で新株の発行または自己株式の処分を行う場合（新株予約権の行使に基づく新株の発行及び自己株式の処分並びに株式交換による自己株式の移転の場合を除く。）、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{新規発行前の1株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記算式において「既発行株式数」とは、当社普通株式にかかる発行済株式総数から当社普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、また、当社普通株式にかかる自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に、「1株当たり払込金額」を「1株当たり処分金額」に読み替えるものとする。

さらに、上記のほか、本新株予約権の割当日後、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で適切に行使価額の調整を行うことができるものとする。

## (3) 新株予約権を行使することができる期間

本新株予約権を行使することができる期間（以下、「行使期間」という。）は、平成31年1月1日から平成33年12月31日までとする。

(4) 増加する資本金及び資本準備金に関する事項

- ① 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とする。計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。
- ② 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記①記載の資本金等増加限度額から、上記①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

(5) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による本新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要する。

(6) 新株予約権の行使の条件

- ① 本新株予約権者は、平成30年9月期、または平成31年9月期の有価証券報告書に記載される損益計算書（連結損益計算書を作成している場合は、連結損益計算書とする。以下同じ。）及びキャッシュ・フロー計算書（連結キャッシュ・フロー計算書を作成している場合は、連結キャッシュ・フロー計算書とする。以下同じ。）から算出するEBITDA（損益計算書に記載される営業利益にキャッシュ・フロー計算書に記載される減価償却費及びのれん償却額を加算したもの。）が、いずれかの決算期について5.3億円以上となった場合、各新株予約権者は、それぞれに割り当てられた本新株予約権を行使することができる。

なお、国際財務報告基準の適用、決算期の変更その他の事由により参照すべき項目の概念に重要な変更があった場合には、別途参照すべき指標を取締役会で定めるものとする。

- ② 新株予約権者は、次の各号の一に該当した場合は、その有する一切の本新株予約権を行使することができないものとする。なお、新株予約権者が、次の各号のうち（ウ）を除く各号の一に該当した場合は、その後当該号に該当しなくなるか否かを問わず、その有する一切の本新株予約権を行使することができないものとし、直ちに本新株予約権を喪失する。

（ア）平成31年9月期の有価証券報告書が提出されたときに上記①に掲げる行使条件が充たされなかった場合。

（イ）新株予約権者が、当社または当社の親会社、子会社、関連会社若しくはその他の関係会社の取締役または従業員の地位を喪失した場合。ただし、任期満了による退任、定年による退職、会社命令による出向・転籍、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。

（ウ）新株予約権者のうち、社外協力者は、本新株予約権の権利行使時において以下の条件を充足している場合に限り、本新株予約権を行使することができる。

（イ）社外協力者が当社または当社関係会社の取締役、監査役または使用人であること。但し、任期満了による退任、定年退職その他正当な理由があると取締役会が認めた場合を除く。

（エ）新株予約権者が死亡した場合。ただし、当社取締役会が当該新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使を承認した場合は、この限りではない。

（オ）新株予約権者が当社の就業規則により懲戒解雇または諭旨解雇の処分を受けた場合。

（カ）新株予約権者が禁固以上の刑に処せられた場合。

（キ）新株予約権者が本新株予約権の放棄を申し出た場合。

- ③ その他、以下の場合には本新株予約権を行使することができない。

（ア）本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなる場合。

（イ）本新株予約権を1個未満で行使する場合。

4. 新株予約権の割当日

平成29年11月30日

5. 新株予約権の取得に関する事項

- (1) 当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる会社分割についての分割契約もしくは分割計画、または当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画について株主総会の承認（株主総会の承認を要しない場合には取締役会決議）がなされた場合は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、本新株予約権の



全部を無償で取得することができる。

- (2) 新株予約権者が権利行使をする前に、上記3.(6)に定める規定により本新株予約権の行使ができなくなった場合は、当社は当該新株予約権者が有する本新株予約権（もしあれば）を無償で取得することができる。
- (3) 当社が全部取得条項付種類株式の全部を取得することもしくは株式の併合をすること（当該株式の併合により当社の株主の数が25名未満となることが見込まれる場合に限る。）が当社株主総会で承認されたときまたは特別支配株主の株式売渡請求が当社取締役会で承認されたときは、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、本新株予約権の全部を無償で取得することができる。

#### 6. 組織再編行為の際の新株予約権の取扱い

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）を行う場合において、組織再編行為の効力発生日に残存する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することができる。ただし、再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

- (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数  
本新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。
- (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類  
再編対象会社の普通株式とする。
- (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数  
組織再編行為の条件等を勘案の上、上記3.(1)に準じて決定する。
- (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額  
組織再編行為の条件等を勘案の上、上記3.(2)に準じて決定する。
- (5) 新株予約権を行使することができる期間  
上記3.(3)に定める行使期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記3.(3)に定める行使期間の満了日までとする。
- (6) 新株予約権の行使の条件  
上記3.(6)に準じて決定する。
- (7) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項  
上記3.(4)に準じて決定する。
- (8) 譲渡による新株予約権の取得の制限  
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の承認を要するものとする。
- (9) 新株予約権の取得条項  
上記5.に準じて決定する。
- (10) 組織再編行為の際の新株予約権の取扱い  
本6.に準じて決定する。
- (11) 新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

#### 7. 新株予約権にかかる新株予約権証券に関する事項

当社は、本新株予約権にかかる新株予約権証券を発行しないものとする。

以 上

## 株式会社くふうカンパニー第6回新株予約権の内容

## 1. 新株予約権の名称

株式会社くふうカンパニー第6回新株予約権

## 2. 新株予約権と引換えに払い込む金銭

本新株予約権と引換えに金銭の払い込みを要しない。

## 3. 新株予約権の内容

## (1) 新株予約権の目的である株式の種類及び数

本新株予約権1個当たりの目的である株式の数（以下、「付与株式数」という。）は、当社普通株式100株とする。

なお、付与株式数は、本新株予約権の割当日（株式会社オウチーノ及び株式会社みんなのウェディング間の2018年5月15日付株式移転計画書に基づく本新株予約権の割当日をいう。以下同じ。）後、株式会社くふうカンパニー（以下「当社」という。）が株式の分割（当社普通株式の無償割当てを含む。以下同じ。）または株式の併合を行う場合、次の算式により調整されるものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない本新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割（または併合）の比率}$$

また、本新株予約権の割当日後、当社が合併または会社分割を行う場合、その他これらの場合に準じ付与株式数の調整を必要とする場合には、合理的な範囲で、付与株式数は適切に調整されるものとする。

## (2) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額または算定方法

本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、1株当たりの払込金額（以下、「行使価額」という。）に、付与株式数を乗じた金額とし、行使価額は、金705円とする。

なお、本新株予約権の割当日後、当社が株式の分割または株式の併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割（または併合）の比率}}$$

また、本新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式につき時価を下回る価額で新株の発行または自己株式の処分を行う場合（新株予約権の行使に基づく新株の発行及び自己株式の処分並びに株式交換による自己株式の移転の場合を除く。）、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{新規発行前の1株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記算式において「既発行株式数」とは、当社普通株式にかかる発行済株式総数から当社普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、また、当社普通株式にかかる自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に、「1株当たり払込金額」を「1株当たり処分金額」に読み替えるものとする。

さらに、上記のほか、本新株予約権の割当日後、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、その他これ

らの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で適切に行使価額の調整を行うことができるものとする。

(3) 新株予約権を行使することができる期間

本新株予約権を行使することができる期間（以下、「行使期間」という。）は、2019年1月1日から2021年12月31日までとする。

(4) 増加する資本金及び資本準備金に関する事項

① 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とする。計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。

② 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記①記載の資本金等増加限度額から、上記①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

(5) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による本新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要する。

(6) 新株予約権の行使の条件

① 本新株予約権者は、当社の子会社及び関連会社のうち結婚関連事業を行う会社（当初は、株式会社みんなのウェディングとし、当社の取締役会または取締役会が認める社内機関の決定により、その範囲を変更することができるものとする。以下「結婚関連子会社等」という。）の2018年9月期、または2019年9月期の損益計算書（複数の会社がある場合は、連結損益計算書の作成と同様の方法で、各会社の個別損益計算書を基礎とし、各会社相互間の取引高の相殺消去及び未実現損益の消去等の処理を行って作成するものをいう。また、監査法人もしくは公認会計士による任意監査または当該監査法人もしくは公認会計士との間で合意された手続を実施したものに限り。以下同じ。）から算出するEBITDA（営業利益に減価償却費及びのれん償却額を加算したもの。）が、いずれかの決算期について5.3億円以上となった場合、各新株予約権者は、当該条件を最初に充たした決算期の翌年1月1日から、それぞれに割り当てられた本新株予約権を行使することができる。

なお、国際財務報告基準の適用、決算期の変更その他の事由により参照すべき項目の概念に重要な変更があった場合には、別途参照すべき指標を取締役会で定めるものとする。

② 新株予約権者は、次の各号の一に該当した場合は、その有する一切の本新株予約権を行使することができないものとする。なお、新株予約権者が、次の各号のうち（エ）を除く各号の一に該当した場合は、その後当該号に該当しなくなるか否かを問わず、その有する一切の本新株予約権を行使することができないものとし、直ちに本新株予約権を喪失する。

(ア) 2019年9月期の結婚関連子会社等の損益計算書が作成及び承認されたときに上記①に掲げる行使条件が充たされなかった場合。

(イ) 新株予約権者が、当社または結婚関連子会社等の取締役または従業員の地位を喪失した場合。ただし、任期満了による退任、定年による退職、会社命令による出向・転籍、その他正当な理由があると当社取締役会または取締役会が認める社内機関が認めた場合は、この限りではない。

(ウ) 新株予約権者のうち、社外協力者は、本新株予約権の権利行使時において以下の条件を充足している場合に限り、本新株予約権を行使することができる。

(i) 社外協力者が当社または結婚関連子会社等の取締役、監査役または使用人であること。但し、任期満了による退任、定年退職その他正当な理由があると取締役会が認めた場合を除く。

(エ) 新株予約権者が死亡した場合。ただし、当社取締役会または取締役会が認める社内機関が当該新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使を承認した場合は、この限りではない。

(オ) 新株予約権者が当社または結婚関連子会社等の就業規則により懲戒解雇または諭旨解雇の処分を受けた場合。

(カ) 新株予約権者が禁固以上の刑に処せられた場合。

(キ) 新株予約権者が本新株予約権の放棄を申し出た場合。

③ その他、以下の場合には本新株予約権を行使することができない。

(ア) 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなる場合。

(イ) 本新株予約権を1個未満で行使する場合。

#### 4. 新株予約権の割当日

2018年10月1日

#### 5. 新株予約権の取得に関する事項

- (1) 当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる会社分割についての分割契約もしくは分割計画、または当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画について株主総会の承認（株主総会の承認を要しない場合には取締役会決議）がなされた場合は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、本新株予約権の全部を無償で取得することができる。
- (2) 新株予約権者が権利行使をする前に、上記3.（6）に定める規定により本新株予約権の行使ができなくなった場合は、当社は当該新株予約権者が有する本新株予約権（もしあれば）を無償で取得することができる。
- (3) 当社が全部取得条項付種類株式の全部を取得することもしくは株式の併合をすること（当該株式の併合により当社の株主の数が25名未満となることが見込まれる場合に限る。）が当社株主総会で承認されたときまたは特別支配株主の株式売渡請求が当社取締役会で承認されたときは、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、本新株予約権の全部を無償で取得することができる。

#### 6. 組織再編行為の際の新株予約権の取扱い

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）を行う場合において、組織再編行為の効力発生日に残存する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することができる。ただし、再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

- (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数  
本新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。
- (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類  
再編対象会社の普通株式とする。
- (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数  
組織再編行為の条件等を勘案の上、上記3.（1）に準じて決定する。
- (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額  
組織再編行為の条件等を勘案の上、上記3.（2）に準じて決定する。
- (5) 新株予約権を行使することができる期間  
上記3.（3）に定める行使期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記3.（3）に定める行使期間の満了日までとする。
- (6) 新株予約権の行使の条件  
上記3.（6）に準じて決定する。
- (7) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項  
上記3.（4）に準じて決定する。
- (8) 譲渡による新株予約権の取得の制限  
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の承認を要するものとする。
- (9) 新株予約権の取得条項  
上記5. に準じて決定する。
- (10) 組織再編行為の際の新株予約権の取扱い  
本6. に準じて決定する。
- (11) 新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

#### 7. 新株予約権にかかる新株予約権証券に関する事項

当社は、本新株予約権にかかる新株予約権証券を発行しないものとする。

以 上

## 株式移転計画書変更の覚書（写し）

株式会社オウチーノ（以下「甲」という。）と株式会社みんなのウェディング（以下「乙」という。）は、甲乙間において2018年5月15日付けで合意した「株式移転計画書」（以下「原計画書」という。）の変更に関し、以下の通り覚書（以下「本覚書」という。）を締結する。なお、本覚書における用語の定義は、本覚書に定めのある場合を除き、原計画書の定めに従うものとする。

### 第1条（原計画書の変更）

甲及び乙は、原計画書を、以下の通り変更することに合意する（なお、下線は変更箇所を示す）。

変更前	変更後
<p>第3条（新会社の設立時取締役及び設立時監査等委員の氏名並びに設立時会計監査人の名称）</p> <p>1. 新会社の設立時取締役（設立時監査等委員である設立時取締役を除く。）の氏名は、次のとおりとする。</p> <p>取締役 穂田 誉輝                      取締役 石渡 進介                      取締役 菅間 淳                      取締役 新野 将司                      取締役 林 展宏                      取締役 堀口 育代                      取締役 吉川 崇倫</p> <p>2. 新会社の設立時監査等委員である設立時取締役の氏名は、次のとおりとする。</p> <p><u>社外取締役</u> 熊谷 祐紀                      社外取締役 田丸 正敏                      社外取締役 西村 清彦</p>	<p>第3条（新会社の設立時取締役及び設立時監査等委員の氏名並びに設立時会計監査人の名称）</p> <p>1. 新会社の設立時取締役（設立時監査等委員である設立時取締役を除く。）の氏名は、次のとおりとする。</p> <p>取締役 穂田 誉輝                      取締役 石渡 進介                      取締役 菅間 淳  <u>取締役</u> 熊谷 祐紀                      取締役 新野 将司                      取締役 林 展宏                      取締役 堀口 育代                      取締役 吉川 崇倫</p> <p>2. 新会社の設立時監査等委員である設立時取締役の氏名は、次のとおりとする。</p> <p><u>社外取締役</u> 飯田 耕一郎                      社外取締役 田丸 正敏                      社外取締役 西村 清彦</p>

### 第2条（原計画書のその他の規定の効力）

前条に定める事項を除き、原計画書の規定は、本覚書の締結によって何ら修正又は変更されることなく、従前どおりその定めるところに従って効力を有するものとする。

### 第3条（規定外事項）

本覚書に定めのない事項については、原計画書の定めに従うものとする。

以上を証するため本覚書を2通作成し、甲、乙記名捺印の上各1通を保有する。

2018年6月11日

甲： 東京都港区西新橋三丁目23番5号  
 株式会社オウチーノ  
 代表取締役社長 堀口 育代 ㊟

乙： 東京都港区三田一丁目4番28号  
 株式会社みんなのウェディング  
 代表取締役社長兼CEO 石渡 進介 ㊟

#### 4 【組織再編成に係る割当ての内容及びその算定根拠】

##### (1) 株式移転比率

会社名	オウチーノ	みんなのウェディング
株式移転比率	4.25	1

(注) 1. 本株式移転に係る株式の割当ての詳細

オウチーノの普通株式1株に対して当社の普通株式4.25株を、みんなのウェディングの普通株式1株に対して当社の普通株式1株を割当て交付いたします。但し、上記株式移転比率は算定の基礎となる諸条件に重大な変更が生じた場合は、両社協議の上変更することがあります。

なお、当社の単元株式数は、100株とする予定です。

本株式移転により、オウチーノ又はみんなのウェディングの株主に交付しなければならない当社の普通株式の数に1株に満たない端数が生じた場合には、会社法第234条その他関連法令の規定に従い、当該株主に対し1株に満たない端数部分に応じた金額をお支払いいたします。

(注) 2. 当社が本株式移転により交付する新株式数（予定）

普通株式：17,900,923株

上記はオウチーノの発行済株式総数2,383,980株（2018年6月30日時点）及びみんなのウェディングの発行済株式総数7,769,200株（2018年5月31日時点）に基づいて記載しております。但し、両社は、それぞれ、本株式移転の効力発生日までに、現時点で保有し又は今後新たに取得する自己株式のうち、実務上消却可能な範囲の株式を消却することを予定しているため、オウチーノが2018年6月30日時点で保有する自己株式である普通株式45株については、上記算出において、新株式交付の対象から除外しております。なお、本株式移転の効力発生日までに実際に消却される自己株式数は現状において未確定であるため、当社が発行する上記株式数は変動することがあります。また、本株式移転の効力発生の直前までにオウチーノ又はみんなのウェディングの新株予約権の行使等がなされた場合においても、当社が交付する新株式数は変動することがあります。

(注) 3. 単元未満株式の取扱い等について

本株式移転により両社の株主の皆様へ割当てられる当社の株式は東京証券取引所に新規上場申請を行うことが予定されており、当該申請が承認された場合、当社の株式は東京証券取引所での取引が可能となることから、オウチーノの株式を24株以上、又はみんなのウェディングの株式を100株以上保有するなどして、本株式移転により当社の株式の単元株式数である100株以上の当社の株式の割当てを受けるオウチーノ又はみんなのウェディングの株主の皆様に対しては、引き続き当社の株式の流動性を提供できるものと考えております。

なお、100株未満の当社の株式の割当てを受けるオウチーノ又はみんなのウェディングの株主の皆様につきましては、かかる割当てられた株式を東京証券取引所その他の金融商品取引所において売却することはできませんが、そのような単元未満株式を保有することとなる株主の皆様は、当社に対し、自己の保有する単元未満株式を買い取ることを請求することが可能です。また、その保有する単元未満株の数と合わせて1単元となる数の株式を当社から買い増すことも可能です。

##### (2) 株式移転比率の算定根拠等

###### ① 割当ての内容及び理由

オウチーノは、本株式移転における株式移転比率の公正性とその他本株式移転の公正性を担保するため、第三者算定機関として株式会社赤坂国際会計（以下「赤坂国際会計」といいます。）を、法務アドバイザーとしてシテューワ法律事務所を選定しました。

一方、みんなのウェディングは本株式移転における株式移転比率の公正性とその他本株式移転の公正性を担保するため、第三者算定機関として山田コンサルティンググループ株式会社（以下「山田コンサル」といいます。）を、法務アドバイザーとして森・濱田松本法律事務所を選定しました。

両社は、それぞれ、当該第三者算定機関に対し、本株式移転に用いられる株式移転比率の算定を依頼し、株式移転比率に関する算定書を取得するとともに、各社の法務アドバイザーから助言を受けました。また、両社は、本株式移転に重大な影響をおよぼす可能性のある問題点の有無を調査するために、各社の第三者算定機関及び法務アドバイザー立会いの下での相互の経営陣に対するヒアリング調査に加え、随時経営陣間での情報共有等を実施しましたが、当該ヒアリング調査等の結果、本株式移転の実行に重大な影響をおよぼすおそれのある問題点は発見されませんでした。

併せて、オウチーノは、後記⑤ア(ii)のとおり、独立性を有する社外監査役3名から、オウチーノの取締役会が、上記(1)「株式移転比率」に記載の株式移転比率によって本株式移転を行うことを決議することが、オウチーノの少数株主にとって不利益ではないと考えられる旨の意見書を取得しました。また、みんなのウェディング

は、後記⑤イ(ii)のとおり、独立性を有する第三者委員会から、みんなのウェディングの取締役会が、上記(1)「株式移転比率」に記載の株式移転比率によって本株式移転を行うことを決議することが、みんなのウェディングの少数株主にとって不利益なものであるとは認められない旨の答申書を取得しました。

このように、両社は、それぞれの第三者算定機関から提出を受けた株式移転比率の算定結果及び各社の法務アドバイザーからの助言を参考に、慎重に検討し、両社間で交渉・協議を重ねた結果、上記(1)「株式移転比率」に記載の株式移転比率は妥当であり、それぞれの株主の利益を損ねるものではないとの判断に至ったため、かかる株式移転比率により本株式移転を行うことにつき、2018年5月15日に開催された両社の取締役会決議に基づき、共同で本株式移転計画を作成することといたしました。

## ② 算定に関する事項

赤坂国際会計は、両社が東京証券取引所に上場しており、市場株価が存在することから市場株価法による算定を行うとともに、将来の事業活動の状況を算定に反映するためディスカунテッド・キャッシュフロー法（以下、「DCF法」といいます。）も併せて採用いたしました。

各手法における株式移転比率の算定結果は以下のとおりです。なお、以下の株式移転比率の評価レンジは、みんなのウェディングの普通株式1株に対して当社の普通株式1株を割当てる場合に、オウチーノの普通株式1株に対して割当てられる当社の普通株式数の算定レンジに記載したものです。

採用手法	株式移転比率の評価レンジ
市場株価法	3.87～4.70
DCF法	3.41～4.99

市場株価法では、2018年5月14日を算定基準日とし、東京証券取引所における両社それぞれの普通株式の算定基準日の終値、算定基準日までの1ヶ月間、3ヶ月間及び6ヶ月間における終値単純平均株価を採用しております。

DCF法では、オウチーノについては、オウチーノが作成した2018年12月期から2022年12月期の財務予測に基づく将来フリー・キャッシュ・フローを一定の割引率で現在価値に割り引くことによって企業価値を評価しています。割引率は、11.38%～14.72%を使用しており、継続価値の算定にあたっては永久成長率法を採用し、永久成長率は0.00%としています。一方、みんなのウェディングについては、みんなのウェディングが作成した2018年9月期及び2019年9月期の財務予測に基づく将来フリー・キャッシュ・フローを一定の割引率で現在価値に割り引くことによって企業価値を評価しています。割引率は、13.51%～16.57%を使用しており、継続価値の算定にあたっては永久成長率法を採用し、永久成長率は0.00%としています。

赤坂国際会計は、株式移転比率の算定に際して、両社から提供を受けた情報及び一般に公開された情報等を原則としてそのまま採用し、採用したそれらの資料及び情報等が、全て正確かつ完全なものであること、株式移転比率の算定に重大な影響を与える可能性がある事実で赤坂国際会計に対して未開示の事実はないこと等を前提としており、独自にそれらの正確性及び完全性の検証は行っていません。また、両社及びオウチーノの関係会社の資産及び負債（簿外資産及び負債、その他偶発債務を含みます。）については、個別の資産及び負債の分析及び評価を含め、独自に評価、鑑定又は査定を行っておらず、第三者機関への評価、鑑定又は査定の依頼も行っておりません。赤坂国際会計の株式移転比率の算定は、2018年5月14日現在までの情報及び経済条件を反映したものであり、加えて、両社から提出された財務予測（利益計画及びその他の情報を含みます。）については両社の経営陣により、当該情報提供時点で得られる最善の予測と判断に基づき、合理的にかつ適切な手段に従って検討又は作成されたことを前提としています。

なお、赤坂国際会計がDCF法による分析に用いたオウチーノの将来の利益計画は、現在の組織体制を前提として作成されておりますが、利益計画の変動要因としては、ユーザー数の増加による広告事業の伸長により利益に貢献することを見込んでおります。2019年12月期は、前事業年度と比較して、330%の営業利益の増加、2020年12月期においては、前事業年度と比較して、83%の営業利益の増加、2021年12月期においては、前事業年度と比較して、54%の営業利益の増加、2022年12月期においても、前事業年度と比較して、54%の営業利益の増加を見込んでおります。なお、当該利益計画は、現時点における最善の予測と判断に基づき合理的に作成されていることを前提としており、その実現可能性を保証するものではありません。また、赤坂国際会計がDCF法による分析に用いたみんなのウェディングの将来の利益計画は、現在の組織体制を前提に作成されており、対象期間（2018



年9月期乃至2019年9月期)において大幅な増益を見込んでおります。具体的には、2018年9月期において、有料掲載結婚式場数の伸長及び2017年9月に実施した本社移転による費用低下により営業利益が前事業年度比424%増加し、2019年9月期において、有料掲載結婚式場数の伸長により営業利益が前事業年度比104%増加することを見込んでおります。

なお、赤坂国際会計が提出した株式移転比率の算定結果は、本株式移転の公正性について意見を表明するものではありません。オウチーノは、赤坂国際会計より、本株式移転における株式移転比率に関する評価手法、前提条件及び算定経緯等についての説明を受けることを通じて、赤坂国際会計による上記算定結果の合理性を確認しております。

一方、山田コンサルは、両社が東京証券取引所に上場しており、市場株価が存在することから市場株価法による算定を行うとともに、将来の事業活動の状況を算定に反映するためDCF法も併せて採用いたしました。

各手法における株式移転比率の評価レンジは以下のとおりです。なお、以下の株式移転比率の評価レンジは、みんなのウェディングの普通株式1株に対して当社の普通株式1株を割当てた場合に、オウチーノの普通株式1株に対して割当てられる当社の普通株式数の算定レンジを記載したものです。

採用手法	株式移転比率の評価レンジ
市場株価法	4.16～4.38
DCF法	3.26～4.82

市場株価法では、2018年5月14日を算定基準日とし、東京証券取引所における両社それぞれの普通株式の算定基準日の終値、算定基準日までの1ヶ月間、3ヶ月間及び6ヶ月間における終値単純平均株価を採用しております。

DCF法では、オウチーノについては、オウチーノが作成した2018年12月期から2022年12月期の財務予測に基づく将来フリー・キャッシュ・フローを一定の割引率で現在価値に割り引くことによって企業価値を評価しています。割引率は、10.31%～12.61%を使用しており、継続価値の算定にあたっては永久成長率法を採用し、永久成長率は0.00%としています。一方、みんなのウェディングについては、みんなのウェディングが作成した2018年9月期と2019年9月期の財務予測に基づく将来フリー・キャッシュ・フローを一定の割引率で現在価値に割り引くことによって企業価値を評価しています。割引率は10.31%～12.61%を使用しており、継続価値の算定にあたっては永久成長率法を採用し、永久成長率は0.00%としています。

山田コンサルは、株式移転比率の算定に際して、両社から提供を受けた情報及び一般に公開された情報等を原則としてそのまま採用し、採用したそれらの資料及び情報等が、全て正確かつ完全なものであること、株式移転比率の算定に重大な影響を与える可能性がある事実で山田コンサルに対して未開示の事実はないこと等を前提としており、独自にそれらの正確性及び完全性の検証は行っていません。また、両社及びオウチーノの関係会社の資産及び負債（簿外資産及び負債、その他偶発債務を含みます。）については、個別の資産及び負債の分析及び評価を含め、独自に評価、鑑定又は査定を行っておらず、第三者機関への評価、鑑定又は査定の依頼も行っていません。山田コンサルの株式移転比率の算定は、両社から提出された財務予測（利益計画及びその他の情報を含みます。）については両社の経営陣により、当該情報提供時点で得られる最善の予測と判断に基づき、合理的にかつ適切な手段に従って検討又は作成されたことを前提としています。

なお、山田コンサルがDCF法による分析に用いたオウチーノの将来の利益計画は、現在の組織体制を前提として作成されておりますが、利益計画の変動要因としては、ユーザー数の増加による広告事業の伸長により利益に貢献することを見込んでおります。2019年12月期は、前事業年度と比較して、330%の営業利益の増加、2020年12月期においては、前事業年度と比較して、83%の営業利益の増加、2021年12月期においては、前事業年度と比較して、54%の営業利益の増加、2022年12月期においても、前事業年度と比較して、54%の営業利益の増加を見込んでおります。なお、当該利益計画は、現時点における最善の予測と判断に基づき合理的に作成されていることを前提としており、その実現可能性を保証するものではありません。また、山田コンサルがDCF法による分析に用いたみんなのウェディングの将来の利益計画は、現在の組織体制を前提に作成されており、対象期間（2018年9月期乃至2019年9月期）において大幅な増益を見込んでおります。具体的には、2018年9月期において、有料掲載結婚式場数の伸長及び2017年9月に実施した本社移転による費用低下により営業利益が前事業年度比424%増加し、2019年9月期において、有料掲載結婚式場数の伸長により営業利益が前事業年度比104%増加することを見込んでおります。

なお、山田コンサルが提出した株式移転比率の算定結果は、本株式移転の公正性について意見を表明するものではありません。みんなのウェディングは、山田コンサルより、本株式移転における株式移転比率に関する評価手法、前提条件及び算定経緯等についての説明を受けることを通じて、山田コンサルによる上記算定結果の合理性を確認しております。

### ③ 上場廃止となる見込み及び当社の上場申請等に関する取扱い

両社は、新たに設立する当社の株式について、東京証券取引所に新規上場を行う予定です。上場日は、2018年10月1日を予定しております。また、オウチーノ及びみんなのウェディングは本株式移転により当社の完全子会社となりますので、当社の上場に先立ち、2018年9月26日にそれぞれ東京証券取引所を上場廃止となる予定です。なお、上場廃止の期日につきましては、東京証券取引所の各規則により決定されます。

### ④ 公正性を担保するための措置

本株式移転の公平性・妥当性を担保するために、両社は上記①及び②に記載のとおり、それぞれ別個に独立した第三者算定機関に株式移転比率の算定を依頼し、その算定結果の提出を受けました。両社はかかる算定結果を参考に、慎重に検討し、交渉・協議を行い、その結果合意された株式移転比率により本株式移転を行うことを、それぞれの取締役会において決議いたしました。

なお、両社は、第三者算定機関より、合意された株式移転比率がそれぞれの株主にとって財務的見地から公正である旨の意見書（フェアネス・オピニオン）を取得しておりません。

また、両社は、法務アドバイザーとして、オウチーノはシティニューワ法律事務所を、みんなのウェディングは森・濱田松本法律事務所をそれぞれ選定し、それぞれ本株式移転の手続及び意思決定の方法・過程等についての助言を受けております。

### ⑤ 利益相反を回避するための措置

本株式移転に際しては、穂田誉輝氏（以下「穂田氏」といいます。）が、オウチーノの発行済株式総数の55.91%（2018年3月31日現在）の株式を保有し、かつ、みんなのウェディングの発行済株式総数の59.07%（2018年3月31日現在）の株式を保有し、両社いずれとの関係においても支配株主に該当することから、両社は利益相反防止の観点から以下の措置をとっております。

## ア オウチーノ

### (i) オウチーノにおける利害関係を有する取締役を除く取締役全員の承認及び監査役全員の異議がない旨の意見

オウチーノの取締役のうち、オウチーノの支配株主であり、かつ、みんなのウェディングの取締役を兼任している穂田氏については、利益相反回避の観点から、オウチーノの取締役会における本株式移転に関する審議及び決議には参加せず、2018年5月15日開催のオウチーノの取締役会においては、穂田氏を除いた出席取締役の全員一致で本株式移転計画の作成を決議しております。

また、オウチーノの上記取締役会においては、オウチーノの監査役の全員が本株式移転計画の作成について異議がない旨の意見を述べております。

なお、本株式移転の比率の交渉は、2018年4月23日から2018年5月14日までの間に合計3回行われ、当該交渉を担当したオウチーノの取締役には、利益相反のおそれのある取締役（穂田氏）は含まれておりません。

### (ii) オウチーノにおける独立した社外監査役3名からの意見書の取得

さらに、オウチーノの取締役会は、穂田氏及びみんなのウェディングと利害関係を有しないオウチーノの社外監査役であり、かつ東京証券取引所の有価証券上場規程第436条の2に規定する独立役員である田丸正敏氏、同じく穂田氏及びみんなのウェディングと利害関係を有しないオウチーノの社外監査役である飯島一郎氏及び永井正孝氏のオウチーノ社外監査役3名に、①本株式移転の目的の正当性・合理性、②本株式移転の手続の公正性、③本株式移転の経済的条件の妥当性等の観点から、④本株式移転を実施する旨の取締役会決議を行うことがオウチーノの少数株主（穂田氏を除くオウチーノの株主をいいます。以下、同じです。）にとって不利益でないか、について諮問しました。

社外監査役3名は、2018年3月22日から2018年5月14日までに、会合を合計5回開催し、上記諮問事項に

関し、慎重に検討を行いました。社外監査役3名は、かかる検討にあたり、法務アドバイザーであるシティユーワ法律事務所から上記諮問事項の検討に係る留意点の説明を受けた上で、第三者算定機関である赤坂国際会計による株式移転比率の算定結果を入手するとともに、オウチーノより、本株式移転の背景・目的、本株式移転により向上することが見込まれる企業価値の具体的内容、本株式移転後の経営体制・方針、事業計画についての説明に加え、本株式移転の条件を検討・交渉する体制、株式移転比率の交渉経緯及び決定過程並びに本株式移転の取締役会の意思決定方法及び過程等についての説明を受けています。また、社外監査役3名は、みんなのウェディングに対しても質疑応答を実施し、みんなのウェディングから本株式移転の背景・目的等、事業計画及び本株式移転の条件を検討・交渉する体制等についての説明を受けています。さらに、社外監査役3名は、赤坂国際会計から株式価値の算定方法及び株式移転比率に関する説明を受け、これらに関する質疑応答を行っております。社外監査役3名は、かかる経緯の下、2018年5月15日付で、(i) 上記①に関しては、本株式移転が、オウチーノの企業価値向上に資さないとすべき特段の事情は認められず、また、本株式移転の目的が、オウチーノの少数株主にとって、正当性・合理性を欠くとすべき特段の事情は認められないこと、(ii) 上記②に関しては、本株式移転の条件を検討・交渉する体制、本株式移転の株式移転比率の交渉経緯及び決定過程等において、公正性を疑わせる事情はなく、本株式移転の実施に際して上記④の公正性を担保するための措置が取られていることからすると、本株式移転の手続が、オウチーノの少数株主にとって、公正でないとしてべき特段の事情は認められないこと、(iii) 上記③に関しては、赤坂国際会計による株式移転比率の算定結果その他の事項を踏まえ、本株式移転における株式移転比率が、4.25であることにつき、オウチーノの少数株主にとって、不利益だとすべき特段の事情は認められないこと、(iv) 上記④に関しては、上記(i)乃至(iii)を踏まえ、本株式移転がオウチーノの少数株主に及ぼす影響を検討すると、本株式移転を実施する旨の取締役会決議を行うことがオウチーノの少数株主にとって不利益ではないと考えられる旨を内容とする意見書を、オウチーノ取締役会に対して提出しております。

#### イ みんなのウェディング

- (i) みんなのウェディングにおける利害関係を有する取締役を除く取締役全員の承認及び監査役全員の異議がない旨の意見

みんなのウェディングの取締役のうち、みんなのウェディングの支配株主であり、かつ、オウチーノの取締役を兼任している穂田氏については、利益相反回避の観点から、みんなのウェディングの取締役会における本株式移転に関する審議及び決議には参加せず、2018年5月15日開催のみんなのウェディングの取締役会においては、穂田氏を除いた出席取締役の全員一致で本株式移転計画の作成を決議しております。

また、みんなのウェディングの上記取締役会においては、みんなのウェディングの監査役の全員が本株式移転計画の作成について異議がない旨の意見を述べております。

なお、本株式移転の比率の交渉は、2018年4月23日から2018年5月14日までの間に合計3回行われ、当該交渉を担当したみんなのウェディングの取締役には、利益相反のおそれのある取締役（穂田氏）は含まれておりません。

- (ii) みんなのウェディングにおける独立した第三者委員会からの答申書の取得

さらに、みんなのウェディングの取締役会は、穂田氏及びオウチーノと利害関係を有しないみんなのウェディングの社外取締役であり、かつ東京証券取引所の有価証券上場規程第436条の2に規定する独立役員である西村清彦氏、同じく穂田氏及びオウチーノと利害関係を有しないみんなのウェディングの社外監査役であり、かつ東京証券取引所の有価証券上場規程第436条の2に規定する独立役員である熊谷祐紀氏、同じく穂田氏及びオウチーノと利害関係を有しない松本久幸氏（株式会社Stand by C代表取締役、公認会計士）の3名から構成される第三者委員会（以下「本第三者委員会」といいます。）を設置し、①本株式移転の目的の正当性、②本株式移転の手続の適正性、③本株式移転に係る移転比率の妥当性のそれぞれを踏まえ、④本株式移転に係る決定が、みんなのウェディングの少数株主（穂田氏を除くみんなのウェディングの株主をいいます。以下、同じです。）にとって不利益であるか否か、について諮問しました。

本第三者委員会は、2018年4月19日から2018年5月14日までに、会合を合計5回開催し、上記諮問事項に関し、慎重に検討を行いました。本第三者委員会は、かかる検討にあたり、法務アドバイザーである森・濱田松本法律事務所から上記諮問事項の検討に係る留意点の説明を受けた上で、第三者算定機関である山田コ

ンサルによる株式移転比率の算定結果を入手するとともに、みんなのウェディングより、本株式移転の背景・目的、本株式移転により向上することが見込まれる企業価値の具体的内容、本株式移転後の経営体制・方針、事業計画についての説明に加え、本株式移転の条件を検討・交渉する体制、株式移転比率を含む本株式移転の諸条件の交渉経緯及び決定過程等についての説明を受けています。また、本第三者委員会は、オウチーノに対しても質疑応答を実施し、オウチーノから本株式移転の背景・目的等、事業計画及び本株式移転の条件を検討・交渉する体制等についての説明を受けています。さらに、本第三者委員会は、山田コンサルによる株式価値の算定方法及び株式移転比率に関する説明も受け、これらに関する質疑応答を行っております。本第三者委員会は、かかる経緯の下、2018年5月15日付で、(i) 上記①に関しては、本株式移転が、みんなのウェディングの企業価値向上に資さないとすべき特段の事情は認められず、また、本株式移転の目的が、みんなのウェディングの少数株主にとって、合理的でないとするべき特段の事情は認められないこと、(ii) 上記②に関しては、本株式移転の条件を検討・交渉する体制、本株式移転の株式移転比率を含む共同株式移転の諸条件の交渉経緯及び決定過程等において、公正性を疑わせる事情はなく、本株式移転の手続が、みんなのウェディングの少数株主にとって、公正でないとするべき特段の事情は認められないこと、(iii) 上記③に関しては、山田コンサルによる株式移転比率の算定結果その他の事項を踏まえ、本株式移転における株式移転比率が、4.25であることにつき、みんなのウェディングの少数株主にとって、不利益だとすべき特段の事情は認められないこと、(iv) 上記④に関しては、上記(i)乃至(iii)を踏まえ、本株式移転がみんなのウェディングの少数株主に及ぼす影響を検討すると、本株式移転を実施する旨の取締役会決議を行うことがみんなのウェディングの少数株主にとって不利益ではないと考えられる旨を内容とする答申書を、みんなのウェディング取締役会に対して提出しております。

## 5 【組織再編成対象会社の発行有価証券と組織再編成によって発行される有価証券との相違】

### (1) 単元未満株式の買増請求に係る権利

両社の定款においては、それぞれの単元未満株式を有する株主はその有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の単元未満株式を売り渡すことをそれぞれに請求すること（いわゆる単元未満株式の買増請求）ができる旨の規定はありませんが、当社の定款においてはかかる規定があります。

### (2) 有価証券の買受け

みんなのウェディングの定款においては、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる旨の規定がありますが、当社の定款においては、かかる規定がありません。

### (3) 未払いの配当金に関する利息

オウチーノの定款においては、未払いの配当金に利息を付さない旨の規定はありませんが、当社の定款においてはかかる規定があります。

## 6 【組織再編成対象会社の発行する証券保有者の有する権利】

### (1) 組織再編成対象会社の普通株式に関する取扱い

#### ① 買取請求権の行使の方法について

オウチーノ又はみんなのウェディングの株主が、その有するオウチーノの普通株式又はみんなのウェディングの普通株式につき、オウチーノ又はみんなのウェディングに対して会社法第806条に定める反対株主の株式買取請求権を行使するためには、みんなのウェディングの株主は2018年7月12日開催のみんなのウェディング臨時株主総会に先立ち、オウチーノの株主は2018年7月13日開催のオウチーノ臨時株主総会に先立って本株式移転に反対する旨をそれぞれオウチーノ又はみんなのウェディングに対し通知し、上記株主総会において本株式移転に反対し、かつ、オウチーノ又はみんなのウェディングが、それぞれ上記株主総会の決議の日から2週間以内の会社法第806条第3項の通知又は同条第4項の公告をした日から20日以内に、その株式買取請求に係る株式の数を明らかにして行う必要があります。

## ② 議決権の行使の方法について

### ア オウチーノ

議決権の行使の方法としては、2018年7月13日開催の臨時株主総会に出席して議決権を行使する方法があります。

また、郵送によって議決権を行使する方法もあり、その場合には、上記臨時株主総会に関する株主総会招集ご通知に同封の議決権行使書用紙に賛否を表示し、2018年7月12日午後6時までにオウチーノに到達するように返送することが必要となります。

なお、議決権行使書用紙に各議案の賛否又は棄権の記載がない場合は、賛成の意思表示があったものとして取扱います。

株主は、複数の議決権を有する場合、会社法第313条に基づき、その有する議決権を統一しないで行使することができます。ただし、当該株主は、定時株主総会開催日の3日前までに、オウチーノに対してその有する議決権の不統一行使を行う旨及びその理由を通知する必要があります。また、オウチーノは、当該株主が他人のために株式を有する者でないときは、当該株主がその有する議決権を統一しないで行使することを拒むことがあります。

### イ みんなのウェディング

議決権の行使の方法としては、2018年7月12日開催の臨時株主総会に出席して議決権を行使する方法があります。

また、郵送によって議決権を行使する方法もあり、その場合には、上記臨時株主総会に関する株主総会招集ご通知に同封の議決権行使書用紙に賛否を表示し、2018年7月11日午後6時までにみんなのウェディングに到達するように返送することが必要となります。

なお、議決権行使書用紙に各議案の賛否又は棄権の記載がない場合は、賛成の意思表示があったものとして取扱います。

株主は、複数の議決権を有する場合、会社法第313条に基づき、その有する議決権を統一しないで行使することができます。ただし、当該株主は、定時株主総会開催日の3日前までに、みんなのウェディングに対してその有する議決権の不統一行使を行う旨及びその理由を通知する必要があります。また、みんなのウェディングは、当該株主が他人のために株式を有する者でないときは、当該株主がその有する議決権を統一しないで行使することを拒むことがあります。

## ③ 組織再編成によって発行される株式の受取方法について

本株式移転によって発行される株式は、基準時における両社の株主に割当てられます。

株主は、自己のオウチーノ又はみんなのウェディングの株式が記録されている振替口座に、当社の株式が記録されることにより、当社の株式を受け取ることができます。

## (2) 組織再編成対象会社の新株予約権及び新株予約権付社債に関する取扱い

### ① 買取請求権の行使の方法について

本株式移転に際して、両社が既に発行している新株予約権については、本株式移転計画における会社法第773条第1項第9号又は第10号に掲げる事項についての定めが当該新株予約権に係る同法第236条第1項第8号の条件（同号ホに関するものに限り。）に合致するため、会社法第808条第1項の規定により、新株予約権買取請求権が発生しません。

また、両社は、本報告書提出日現在において、新株予約権付社債を発行しておりません。

### ② 組織再編成によって発行される新株予約権の受取方法について

当社は新株予約権証券を発行いたしませんので、特段の手続は不要です。

## 7 【組織再編成に関する手続】

### (1) 組織再編成に関し会社法等に基づき備置がなされている書類の種類及びその概要並びに当該書類の閲覧方法

本株式移転に関し、会社法第803条第1項及び会社法施行規則第206条の各規定に基づき、①株式移転計画、②会社法第773条第1項第5号及び第6号に掲げる事項についての定め相当性に関する事項、③会社法第773条第1項第9号及び第10号に掲げる事項についての定め相当性に関する事項、④オウチャーにおいてはみんなのウェディングの、みんなのウェディングにおいてはオウチャーの最終事業年度に係る計算書類等の内容、⑤オウチャーにおいてはみんなのウェディングの、みんなのウェディングにおいてはオウチャーの最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重大な影響を与える事象（以下、「重要な財産の処分等」といいます。）並びに⑥オウチャーにおいてはオウチャーの、みんなのウェディングにおいてはみんなのウェディングの最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分等を記載した書面を、両社の本店に、2018年6月27日より、それぞれ備え置いております。

①の書類は、2018年5月15日開催の両社の取締役会において承認された本株式移転計画です。②の書類は、本株式移転に際して株式移転比率及びその株式移転比率の算定根拠並びに本株式移転計画において定める当社の資本金及び準備金の額に関する事項が相当であることを説明した書類です。③の書類は、本株式移転に際して両社のそれぞれの新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権に代えて交付する当社の新株予約権の内容、数、割当に関する事項が相当であることを説明した書類です。④の書類は、オウチャーにおいては2017年12月期の、みんなのウェディングにおいては2017年9月期の計算書類等に関する書類です。⑤の書類は、オウチャーにおいてはみんなのウェディングの2017年9月期の末日後に生じた重要な財産の処分等を、みんなのウェディングにおいてはオウチャーの2017年12月期の末日後に生じた重要な財産の処分等を説明した書類です。⑥の書類は、オウチャーにおいてはオウチャーの2017年12月期の末日後に生じた重要な財産の処分等を、みんなのウェディングにおいてはみんなのウェディングの2017年9月期の末日後に生じた重要な財産の処分等を説明した書類です。

これらの書類は、これらの書類は、それぞれ両社の本店で閲覧することができます。なお、本株式移転が効力を生ずる日までの間に、上記①乃至⑥に掲げる事項のいずれかに変更が生じた場合には、変更後の事項を記載した書面を追加で備え置きます。

### (2) 組織再編成に係る手続の方法及び日程

株式移転計画承認取締役会（両社）	2018年5月15日（火）
臨時株主総会基準日公告（両社）	2018年5月16日（水）
臨時株主総会基準日（両社）	2018年5月31日（木）
株式移転計画承認臨時株主総会 （みんなのウェディング）	2018年7月12日（木）
株式移転計画承認臨時株主総会 （オウチャー）	2018年7月13日（金）
上場廃止日（両社）	2018年9月26日（水）（予定）
共同持株会社（当社）設立登記日（効力発生日）	2018年10月1日（月）（予定）
共同持株会社株式（当社）新規上場日	2018年10月1日（月）（予定）

但し、今後手続を進める中で、本株式移転の手続進行上の必要性その他の事由により必要な場合には、両社協議の上、日程を変更する場合があります。

(3) 組織再編成対象会社が発行者である有価証券の所有者が当該組織再編成行為に際して買取請求権を行使する方法

① 普通株式について

オウチーノ又はみんなのウェディングの株主が、その有するオウチーノの普通株式又はみんなのウェディングの普通株式につき、オウチーノ又はみんなのウェディングに対して会社法第806条に定める反対株主の株式買取請求権を行使するためには、みんなのウェディングの株主は2018年7月12日にみんなのウェディングが開催した臨時株主総会に先立ち、また、オウチーノの株主は2018年7月13日にオウチーノが開催した臨時株主総会に先立って本株式移転に反対する旨をそれぞれオウチーノ又はみんなのウェディングに対し通知し、上記株主総会において本株式移転に反対し、かつ、オウチーノ又はみんなのウェディングが、それぞれ上記株主総会の決議の日から2週間以内の会社法第806条第3項の通知又は同条第4項の公告をした日から20日以内に、その株式買取請求に係る株式の数を明らかにして行う必要があります。

② 新株予約権及び新株予約権付社債について

本株式移転に際して、両社が既に発行している新株予約権については、本株式移転計画における会社法第773条第1項第9号又は第10号に掲げる事項についての定めが当該新株予約権に係る同法第236条第1項第8号の条件（同号ホに関するものに限り、）に合致するため、会社法第808条第1項の規定により、新株予約権買取請求権が発生しません。

また、両社は、本報告書提出日現在において、新株予約権付社債を発行していません。

## 第2 【統合財務情報】

### 1 当社

当社は新設する会社ですので、本報告書提出日現在において財務情報はありません。

### 2 組織再編成後の当社

上記のとおり、当社には本報告書提出日現在において財務情報はありませんが、オウチーノの最近連結会計年度（2017年12月期）の主要な経営指標である「売上高」、「経常損失」及び「親会社株主に帰属する当期純損失」とみんなのウェディングの最近事業年度（2017年9月期）の主要な経営指標である「売上高」、「経常利益」及び「当期純利益」を合算すると、以下のとおりとなります。もともと、以下の数値は、単純な合算値に過ぎず、監査法人の監査証明を受けていない記載であることにご留意ください。また、「売上高」、「経常利益」及び「親会社株主に帰属する当期純利益」以外の指標等については、単純な合算を行うことも困難であり、また、単純に合算を行うと却って投資家の皆様の判断を誤らせるおそれがあることから、合算は行っておりません。

売上高	(千円)	2,865,238
経常損失(△)	(千円)	△260,903
親会社株主に帰属する当期純損失(△)	(千円)	△151,630



### 3 組織再編成対象会社

当社の完全子会社となるオウチーノ及びみんなのウェディングの主要な経営指標等は、それぞれ以下のとおりです。

#### (1) オウチーノ

主要な経営指標等の推移  
連結経営指標等

回次	第11期	第12期	第13期	第14期	第15期
決算年月	2013年12月	2014年12月	2015年12月	2016年12月	2017年12月
売上高 (千円)	—	—	1,522,332	1,108,920	1,296,728
経常利益又は 経常損失 (△) (千円)	—	—	7,468	△132,180	△312,552
親会社株主に帰属する 当期純損失 (△) (千円)	—	—	△27,750	△384,078	△286,910
包括利益 (千円)	—	—	△27,750	△384,078	△286,707
純資産額 (千円)	—	—	798,869	1,329,976	1,214,856
総資産額 (千円)	—	—	1,302,759	1,767,481	1,592,893
1株当たり純資産額 (円)	—	—	668.96	572.55	509.01
1株当たり当期純損失金額 (△) (円)	—	—	△23.35	△305.07	△121.42
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益金額 (円)	—	—	—	—	—
自己資本比率 (%)	—	—	61.0	75.1	76.1
自己資本利益率 (%)	—	—	—	—	—
株価収益率 (倍)	—	—	—	—	—
営業活動による キャッシュ・フロー (千円)	—	—	△205,630	△386,241	62,752
投資活動による キャッシュ・フロー (千円)	—	—	△17,981	△51,520	△16,421
財務活動による キャッシュ・フロー (千円)	—	—	302,691	890,920	△180,360
現金及び現金同等物 の期末残高 (千円)	—	—	767,263	1,220,422	1,163,709
従業員数 〔外、平均臨時雇用者数〕 (名)	— 〔 — 〕	— 〔 — 〕	70 〔 2 〕	55 〔 3 〕	80 〔 6 〕

(注) 1. 売上高には、消費税等は含まれておりません。

2. オウチーノは第13期より連結財務諸表を作成しているため、それ以前については記載しておりません。

3. 第13期から第15期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式は存在するものの、1株当たり当期純損失金額であるため、記載しておりません。

4. 第13期から第15期の自己資本利益率については、親会社株主に帰属する当期純損失が計上されているため、記載しておりません。

5. 第13期から第15期の株価収益率については、親会社株主に帰属する当期純損失が計上されているため、記載しておりません。

6. 従業員数は、就業人員です。なお、平均臨時雇用者数は、年間平均雇用人数を〔 〕内に外数で記載しております。

(2) みんなのウェディング  
 主要な経営指標等の推移

回次	第3期	第4期	第5期	第6期	第7期
決算年月	2013年9月	2014年9月	2015年9月	2016年9月	2017年9月
売上高 (千円)	1,011,381	1,504,194	1,888,760	1,703,261	1,568,509
経常利益 (千円)	175,932	292,241	172,136	236,232	51,648
当期純利益 (千円)	109,869	183,030	115,524	152,088	135,280
持分法を適用した場合の投資利益 (千円)	—	—	—	—	—
資本金 (千円)	123,740	1,436,302	1,436,482	1,455,682	1,455,682
発行済株式総数					
普通株式 (株)	1,392	7,617,300	7,626,300	7,872,300	7,709,200
A種優先株式	770	—	—	—	—
純資産額 (千円)	350,035	3,158,191	3,074,351	3,265,204	3,600,166
総資産額 (千円)	536,251	3,528,099	3,354,320	3,566,713	4,102,887
1株当たり純資産額 (円)	61.69	414.61	411.93	423.50	466.95
1株当たり配当額 (円)	—	—	—	—	—
(うち1株当たり中間配当額)	(—)	(—)	(—)	(—)	(—)
1株当たり当期純利益金額 (円)	35.80	27.07	15.43	19.89	17.55
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額 (円)	—	25.39	14.75	19.64	17.46
自己資本比率 (%)	65.3	89.5	91.7	91.5	87.7
自己資本利益率 (%)	38.8	10.4	3.7	4.8	3.9
株価収益率 (倍)	—	47.02	98.21	35.54	40.00
配当性向 (%)	—	—	—	—	—
営業活動によるキャッシュ・フロー (千円)	160,690	340,476	△1,390	278,552	121,982
投資活動によるキャッシュ・フロー (千円)	△88,559	△279,078	△298,899	△29,073	647,648
財務活動によるキャッシュ・フロー (千円)	24,080	2,600,127	△199,364	38,835	—
現金及び現金同等物の期末残高 (千円)	216,265	2,877,791	2,378,136	2,666,450	3,436,081
従業員数 (名)	77	105	118	116	110
(外、平均臨時雇用者数)	(4)	(5)	(12)	(13)	(6)

- (注) 1. みんなのウェディングは連結財務諸表を作成しておりませんので、連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移については記載しておりません。
2. 売上高には、消費税等は含まれておりません。
3. 持分法を適用した場合の投資利益については、関連会社が存在していないため、記載しておりません。
4. 1株当たり配当額については、配当を実施していないため、記載しておりません。

5. みんなのウェディングは2013年11月19日付で普通株式1株につき3,000株の株式分割を行っていますが、第3期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり純資産額、1株当たり当期純利益金額及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額を算定しております。
6. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、第3期は潜在株式は存在するものの、みんなのウェディング株式は非上場であり、期中平均株価が把握できないため、記載しておりません。
7. 株価収益率については、第3期まではみんなのウェディング株式は非上場であったため、記載しておりません。
8. 従業員数は就業人員（みんなのウェディングから社外への出向者を除き、社外からみんなのウェディングへ出向者を含むほか、契約社員を含んでおります。）であり、従業員数欄の（ ）外書きは、臨時雇用者数（人材派遣会社からの派遣社員及びアルバイトを含んでおります。）の年間の平均雇用人員（1日7.5時間換算）です。
9. みんなのウェディングが発行するA種優先株式のすべてについて、A種優先株主による取得請求権の行使により、みんなのウェディングはその対価としてみんなのウェディング普通株式を発行しております。みんなのウェディングが取得したA種優先株式について、2012年12月26日開催の取締役会、2013年4月11日開催の取締役会及び2013年11月15日開催の取締役会において、会社法第178条の規定に基づき消却を行うことを決議し、消却を行っております。
10. みんなのウェディングは第5期より、「従業員に信託を通じて自社の株式を交付する取引に関する実務上の取扱い」（企業会計基準委員会実務対応報告第30号（平成25年12月25日公表））を適用しており、第5期と第6期の1株当たりの純資産額の算定における期末発行済株式数の計算および、第5期から第7期の1株当たり当期純利益金額及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額の算定における期中平均株式数の計算において、資産管理サービス信託銀行株式会社（信託E口）が所有する同社株式を控除する自己株式に含めております。なお、当該株式は2017年3月17日付取締役会決議による株式給付信託（J-ESOP）の廃止に伴い、2017年3月29日をもって本信託の解消のため無償で取得し、消却しております。

### 第3 【発行者(その関連者)と組織再編成対象会社との重要な契約】

該当事項はありません。

## 第二部 【企業情報】

### 第1 【企業の概況】

#### 1 【主要な経営指標等の推移】

前記「第一部 組織再編成に関する情報 第2 統合財務情報」に記載のとおりです。

#### 2 【沿革】

2018年5月15日 両社は、それぞれの株主総会の承認を前提として、共同で株式移転の方法により当社を設立することについて合意に達し、各社取締役会において本株式移転に係る株式移転計画書の作成を決議いたしました。

2018年7月12日 みんなのウェディングの臨時株主総会において、オウチーノと共同で株式移転の方法により当社を設立し、両社がその完全子会社となることについて決議いたしました。

2018年7月13日 オウチーノの臨時株主総会において、みんなのウェディングと共同で株式移転の方法により当社を設立し、両社がその完全子会社となることについて決議いたしました。

2018年10月1日 両社が株式移転の方法により当社を設立する予定です。また、当社の普通株式を東京証券取引所に上場する予定です。

なお、両社の沿革につきましては、各社の有価証券報告書(オウチーノにおいては2018年3月29日、みんなのウェディングにおいては2017年12月25日提出)をご参照ください。

#### 3 【事業の内容】

当社は、子会社等の経営管理及びこれらに附帯又は関連する一切の事業を行う予定です。

また、完全子会社となるオウチーノ及びみんなのウェディングの事業の内容は以下のとおりです。

##### (1)オウチーノ

オウチーノグループは、オウチーノ及び連結子会社4社(うち、孫会社1社、ひ孫会社1社)により構成されており、「住宅・不動産関連ポータル事業」、「富裕層向けコンサルティング事業」を主たる事業としております。なお、連結子会社(株)スペースマゼランは「プロパティ事業」終了後、主たる事業を実施しておりません。

オウチーノグループの各事業の内容は以下のとおりです。

##### ① 住宅・不動産関連ポータル事業

当事業では、住まい探しをする生活消費者に向けた住宅・不動産関連ポータルサイト「オウチーノ」の運営等を行っております。

(主な関係会社) オウチーノ

##### ② 富裕層向けコンサルティング事業

当事業では、富裕層向け不動産仲介・コンシェルジュサービス等を行っております。

(主な関係会社) (株)Seven Signatures International

Seven Signatures International, a Hawaii Corporation

Seven Signatures Property Management LLC.

##### (2)みんなのウェディング

みんなのウェディングは「結婚式場の口コミサイト運営事業」を主たる事業としております。事業の内容は以下の通りです。

##### ① 結婚式場の口コミサイト運営事業

当事業では、結婚式場選びの口コミサイト「みんなのウェディング」等のインターネットメディアと、専門スタッフによる「みんなのウェディング相談デスク」を展開しております。

#### 4 【関係会社の状況】

当社は新設する会社ですので、本報告書提出日現在において関係会社はありませんが、当社の完全子会社となるオウチーノ及びみんなのウェディングの関係会社の状況につきましては、前記「第一部 組織再編成に関する情報 第1 組織再編成の概要 1 組織再編成の目的等」記載の「(2) 上場申請会社の企業集団の概要及び当該企業集団における組織再編成対象会社と上場申請会社の企業集団の関係 ① 上場申請会社の企業集団の概要 イ 上場申請会社の企業集団の概要」をご参照下さい。

#### 5 【従業員の状況】

##### (1) 当社の状況

当社は新設する会社であるため、未定です。

##### (2) 連結会社の状況

当社の完全子会社となるオウチーノにおいては2017年12月31日現在の、みんなのウェディングにおいては2017年9月30日現在の従業員の状況は以下のとおりです。

##### ① オウチーノ

2017年12月31日現在

セグメントの名称	従業員数(名)
住宅・不動産関連ポータル事業	52 (5)
プロパティ事業	1 (-)
富裕層向けコンサルティング事業	16 (-)
全社 (共通)	11 (1)
合計	80 (6)

- (注) 1. 従業員数は、オウチーノグループ外からオウチーノグループへの出向者を含む就業人員数です。  
2. 事業セグメントを兼務する従業員については、業務の割合が5割を超えるセグメントの就業人員に加えております。  
3. 従業員数欄の(外書)は、臨時従業員(常勤パートタイマーを含み、人材派遣会社社員を除いております。)の年間平均雇用人員です。  
4. 全社(共通)として記載されている従業員数は、管理部門に所属しているものです。

##### ② みんなのウェディング

2017年9月30日現在

セグメントの名称	従業員数(名)
—	110 (6)
合計	110 (6)

- (注) 1. 従業員数は就業人員(みんなのウェディングから社外への出向者を除き、社外からみんなのウェディングへの出向者を含むほか、契約社員を含んでおります。)であり、従業員数欄の( )外書きは、臨時雇用者数(人材派遣会社からの派遣社員及びアルバイトを含んでおります。)の年間の平均雇用人員(1日7.5時間換算)です。  
2. みんなのウェディングは、「結婚式場の口コミサイト運営事業」の単一セグメントであるため、従業員数をセグメント情報に関連付けて記載しておりません。

##### (3) 労働組合の状況

##### ① 当社の状況

当社は新設する会社ですので、未定です。

##### ② 連結会社の状況

当社の完全子会社となるオウチーノにおいては2017年12月31日現在の、みんなのウェディングにおいては2017年9月30日現在の労働組合の状況は以下のとおりです。

ア オウチーノ

労働組合は結成されておりませんが、労使関係は良好です。

イ みんなのウェディング

労働組合は結成されておりませんが、労使関係は円満に推移しております。

## 第2 【事業の状況】

### 1 【業績等の概要】

当社は新設する会社ですので、該当事項はありません。

なお、当社の完全子会社となる両社の業績等の概要については、各社の有価証券報告書（オウチーノにおいては2018年3月29日提出、みんなのウェディングにおいては2017年12月25日提出）及び四半期報告書（オウチーノにおいては2018年5月15日提出、みんなのウェディングにおいては2018年2月5日及び2018年5月15日提出）をご参照下さい。

### 2 【生産、受注及び販売の状況】

当社は新設する会社ですので、該当事項はありません。

なお、当社の完全子会社となる両社の生産、受注及び販売の状況については、各社の有価証券報告書（オウチーノにおいては2018年3月29日提出、みんなのウェディングにおいては2017年12月25日提出）及び四半期報告書（オウチーノにおいては2018年5月15日提出、みんなのウェディングにおいては2018年2月5日及び2018年5月15日提出）をご参照下さい。

### 3 【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】

当社は新設する会社ですので、該当事項はありません。

なお、当社の完全子会社となる両社の経営方針、経営環境及び対処すべき課題については、各社の有価証券報告書（オウチーノにおいては2018年3月29日提出、みんなのウェディングにおいては2017年12月25日提出）及び四半期報告書（オウチーノにおいては2018年5月15日提出、みんなのウェディングにおいては2018年2月5日及び2018年5月15日提出）をご参照下さい。

### 4 【事業等のリスク】

当社は本報告書提出日現在において設立されておきませんが、本株式移転に関連し、当社の経営統合に関するリスクとして、下記(1)のリスクが想定されます。さらに、当社は本株式移転により両社の完全親会社となるため、当社の設立後は本報告書提出日現在における両社の事業等のリスクが当社の事業等のリスクとなりうるものが想定されます。両社の事業等のリスクを踏まえた当社の事業等のリスクはそれぞれ下記(2)及び(3)のとおりであります。なお、文中における将来に関する事項は、本報告書提出日現在において判断したものです。

#### (1) 経営統合に関するリスク

当社の設立は2018年10月1日を予定しており、現在経営統合に向けた準備をオウチーノ及びみんなのウェディングで進めておりますが、例えば以下のような経営統合に関するリスクが想定され、業務運営、経営成績、財政状態などに重要な影響を及ぼす可能性があります。

- ・ 何らかの事情により、本株式移転計画の内容が変更になるリスク
- ・ 経済情勢の急激な悪化、金融市場の混乱等により、予定どおりに経営統合が進まないリスク
- ・ 経営統合により期待されるシナジー効果が十分に発揮されないリスク

#### (2) オウチーノの事業等のリスク

オウチーノの経営成績、財政状態等に関する事項のうち、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項には以下のようなものがあります。

##### ① インターネット広告市場について

インターネット広告市場は、今後も拡大していくものと予想されますが、不動産業界の広告宣伝活動は景気や不動産市況の影響を受け易いものであり、景気が悪化した場合、オウチーノクライアントがこれらの支出を削減する可能性があります。また、今後においてインターネット以外の新しい広告媒体の出現等、状況に変化が生じた場合には、オウチーノグループの事業及び業績に影響を与える可能性もあります。



## ② 競合について

オウチーノが行う「住宅・不動産関連ポータル事業」においては、オウチーノ以外に複数の競合相手が存在します。今後もユーザーに向けて、コンテンツの充実など利便性の向上や信頼性・ブランド力の強化を図り、他社との差別化に努める所存ですが、資本力、マーケティング力、幅広い顧客基盤、高い知名度や専門性を有する企業等の新規参入など競争の激化によって、販売価格の低下、ユーザーの流出やユーザー獲得コストの増加等が発生した場合には、オウチーノグループの事業及び業績に影響を与える可能性があります。

## ③ 個人情報及び機密情報の管理について

オウチーノグループによる第三者の知的財産権侵害の可能性については調査可能な範囲で対応を行っておりますが、オウチーノの事業分野でオウチーノの認識していない知的財産権が既に成立している可能性又は新たにオウチーノの事業分野で第三者により著作権等が成立する可能性があります。かかる場合には、オウチーノグループが損害賠償を含む法的責任を負う可能性があるほか、オウチーノグループ並びにサービスの信頼性やブランドが毀損し、オウチーノグループの事業及び業績に影響を与える可能性があります。

## ④ 知的財産権等について

オウチーノグループによる第三者の知的財産権侵害の可能性については調査可能な範囲で対応を行っておりますが、オウチーノの事業分野でオウチーノの認識していない知的財産権が既に成立している可能性又は新たにオウチーノの事業分野で第三者により著作権等が成立する可能性があります。かかる場合には、オウチーノグループが損害賠償を含む法的責任を負う可能性があるほか、オウチーノグループ並びにサービスの信頼性やブランドが毀損し、オウチーノグループの事業及び業績に影響を与える可能性があります。

## ⑤ 法的規制について

オウチーノが行う「住宅・不動産関連ポータル事業」においては、インターネット関連サービス及び不動産広告事業を営む事業者を規制対象として、景品表示法、不動産の表示に関する公正競争規約等、法令等の改正の影響を受ける可能性があります。また、オウチーノのグループ会社が行う「富裕層向けコンサルティング事業」においては、民法及び宅地建物取引業法の改正のみならず、海外で提供するサービスについて現地法の新たな規制を受ける可能性があります。その場合、オウチーノグループの事業及び業績に影響を与える可能性があります。

## ⑥ システム障害及びネットワークについて

オウチーノが行う「住宅・不動産関連ポータル事業」では、ユーザーに対して一定のサービスを供給するためのシステムを構築しております。また、オウチーノはユーザーに対して快適な接続環境を提供するためにサーバー及びソフトウェア等、継続的な設備投資及び経常的な保守管理を行っております。しかしながら、あらゆる可能性を想定して対策を講じることは困難であり、サイトへのアクセスの急増等の一時的な過負荷や電力供給の停止、インターネット通信回線トラブル、オウチーノソフトウェアの不具合、コンピュータウィルスや外部からの不正な手段によるシステムへの侵入、自然災害、事故等、オウチーノの予測不可能な様々な要因によってシステムがダウンしたり、情報が漏洩したりした場合、オウチーノの事業活動に支障を生ずる可能性があります。また、サーバーの作動不能や欠陥に起因して、オウチーノの信頼が失墜し取引停止等に至る場合やオウチーノに対する損害賠償請求が発生する場合も想定され、このような場合には、オウチーノグループの事業及び業績に影響を与える可能性があります。

## ⑦ 訴訟発生リスクについて

オウチーノグループでは、役職員に対するコンプライアンス教育を徹底し、法令違反等の発生リスクの低減に努めております。しかしながら、オウチーノグループ及び役職員の法令違反等の有無に関わらず、取引先、第三者との間で予期せぬトラブルが発生し、訴訟に発展する可能性があり、オウチーノの連結子会社においても、過去に生じた取引に関する訴訟提起を受けております。これら提起された訴訟の内容及び結果によっては、多大な訴訟対応費用の発生や企業イメージの悪化等により、オウチーノグループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

⑧ 新規事業及び新規サービスの展開について

オウチーノグループでは、事業拡大に向けて新規事業・サービスへの投資を行う可能性があります。新規事業・サービスにつきましては、予め回収性を十分に調査・検討し実行してまいります。安定収益を創出するにはある程度の期間を要する場合があります。その期間において人件費等の先行投資により一時的に利益率が低下する場合があります。また、想定していた成果を上げることができない場合、撤退コストが発生することがあり、結果的にオウチーノグループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

⑨ 人材の採用について

オウチーノグループは、今後成長が見込まれる事業展開や企業規模の拡大に伴い、適切な時期に優秀な人材を確保することが必須であると認識しております。一定以上の水準を満たす優秀な人材を適切に採用するとともに、成長ポテンシャルの高い人材の採用に積極的に努めていく方針ですが、優秀な人材の確保が計画通り進まなかった場合や既存の優秀な人材が社外に流出した場合には、オウチーノグループの事業及び業績に影響を与える可能性があります。

⑩ のれんの減損に関するリスクについて

オウチーノグループは、第15期連結会計年度末時点で「のれん」を計上しております。今後、取得した会社の収益性が著しく低下し減損損失の計上が必要となった場合、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

⑪ 支配株主について

オウチーノの支配株主である穂田誉輝氏は、2017年12月31日現在、オウチーノ発行済株式総数の55.9%（1,332,000株）を所有しております。現在、支配株主との関係については大きな変更を想定しておりませんが、将来において、支配株主との関係に大きな変化が生じた場合は、オウチーノグループの経営に影響を及ぼす可能性があります。

⑫ 継続企業の前提に関する重要事象等について

オウチーノグループでは、第14期連結会計年度より継続して営業損失が発生しており、第15期連結会計年度においても重要な営業損失、経常損失、親会社株主に帰属する当期純損失を計上しました。これらにより、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在しております。

しかしながら、財務面において、必要な運転資金を確保しており、有利子負債も遅滞なく返済していることから、継続企業の前提に関する重要な不確実性は認められないと判断しております。

(3) みんなのウェディングの事業等のリスク

① 事業環境に係るリスクについて

(a) ウェディング市場について

ウェディング市場の動向は、みんなのウェディングのビジネスに重要な影響を与えます。日本における婚姻件数は年々減少傾向にあり（出典：厚生労働省「人口動態統計」）、また、結婚式に対する考え方は多様化してきております。みんなのウェディングは多様化する花嫁・花婿の結婚式に対するニーズに沿ったサービスを開発して提供してまいります。今後、日本における婚姻件数が大幅に減少してウェディング市場が縮小した場合には、みんなのウェディングの事業に大きな影響を与える可能性があります。

(b) インターネット事業の普及について

みんなのウェディングは、インターネット関連事業を主たる事業対象としているため、インターネット及び関連サービスの更なる発展が事業の成長を図る上で重要であると考えております。インターネットの普及、インターネットシーンの多様化、利用可能な端末の増加等は今後も継続していくと考えております。しかしながら、インターネットの普及に伴う個人情報漏洩、改ざん、不正使用等や、社会道徳又は公序良俗に反する行為等への対応としての新たな法的規制導入や、その他予期せぬ要因によって、インターネット及び関連サービス等の発展が阻害されるような状況が生じた場合、みんなのウェディングの業績に影響を与える可能性があります。

(c) 消費者の購買プロセスについて

インターネットの普及により、消費者がモノやサービスを購入する際のプロセスにおいて、インターネットで検索して調べる、同一商品を販売サイト間で比較する、他の人の口コミを参考に検討する、満足度・使用感等をインターネットで発信する、といったプロセスが従来よりも行われるようになっていきます。

みんなのウェディングは、主にウェディングに関連する口コミサイトを運営しておりますが、今後、技術の発展や代替サービスの登場により消費者のモノやサービスの購買プロセスが大きく変化した場合、みんなのウェディングの事業に大きな影響を与える可能性があります。

(d) 競合について

ウェディングに係る情報を提供するサービスは多くあり、従来は紙媒体が中心でしたが、インターネットの普及に伴い、ウェブ中心になってきました。一方で、ウェディング情報以外の比較サイトや口コミサイトの運営に一定のノウハウを持ち、既に一定規模のユーザーを持つ媒体が、ユーザーのライフステージの変化に合わせて等してブライダル情報の提供を始めるケースもあります。

こういった競争環境の中で、将来的にユーザーやクライアントの獲得競争や価格競争の激化を通じてみんなのウェディングの業績に影響を及ぼす可能性があります。

そのようなリスクに対して、みんなのウェディングは、ユーザーファーストを徹底し、花嫁・花婿にとって有意義な情報提供を行い、同時にニーズが多様化する花嫁・花婿を取り込み結婚式場との接点を増やす等、競争力の維持・向上を図っておりますが、競合他社との差別化による優位性が十分に確立できない結果となる場合、みんなのウェディングの業績に影響を及ぼす可能性があります。

② 事業内容に関するリスクについて

(a) 特定のサイトへの依存について

みんなのウェディングは、結婚式場の口コミサイト運営事業において結婚式場選びの口コミサイトを運営しており、2017年9月期における売上高はその全てが結婚式場の口コミサイト運営事業に係るものであり、収入への依存が高い状況にあります。今後、予期せぬ事象の発生等によりユーザー数や有料掲載結婚式場数が減少したり、サイト運営が困難となった場合、みんなのウェディングの事業展開及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。また、みんなのウェディングは常にユーザーファーストの考えに基づいた商品内容、サイト構成、システム構築を心掛けて改良を加えておりますが、何らかの理由により花嫁・花婿の支持を得られなくなることや、結婚式場に対して付加価値を提供できなくなるなど、みんなのウェディングが行った改良がユーザーやクライアントに受け入れられないものであった場合、ユーザーやクライアントが減少し、みんなのウェディングの業績に影響を及ぼす可能性があります。

(b) サイト内の書き込みについて

みんなのウェディングが運営するサイトにおいて、花嫁・花婿等が結婚式場や結婚式に対する個人の評価や、実際の費用明細等を自由に発信できる「口コミ掲示板」や「レビュー」を提供し、花嫁・花婿にとって有意義な情報を提供しております。

「口コミ掲示板」「レビュー」には好意的な内容だけでなく、結婚式場に対して改善を要望する内容についても書き込みが行われます。みんなのウェディングでは、サイト内の情報に関して責任を負わない旨を明示するとともに、事実でない情報や誹謗中傷等みんなのウェディングが定める会員規約や投稿ガイドラインに照らして不適当と判断した場合にはその内容を、事前あるいは事後に、削除しております。

しかしながら、不適当な書き込みをみんなのウェディングが発見できなかった場合、あるいは発見が遅れた場合、みんなのウェディングの運営するサイトに対するユーザーの支持が下がり、サイト運営者としてのみんなのウェディングの信用が低下し、みんなのウェディングの業績に影響を及ぼす可能性があります。

(c) 新規事業について

みんなのウェディングは、「みんなの『大切な日』をふやす」を経営理念としております。既存事業につきまして、花嫁・花婿の本当に役に立つ結婚式場の口コミサイトを開発、運営していくことで、ユーザーやクライアントのニーズに合ったサービスを深掘りし、また広げて展開していきます。このようにサービスを展開する場合、

予めその蓋然性を十分に調査・検討し、実行してまいりますが、サービスを展開していくに当たって、先行投資を必要とする場合があるほか、そのサービス固有のリスクが加わる場合があります。このリスクは、新規領域に新たなサービスを提供していく場合にはさらに大きなものになります。

そのため、想定していた成果を挙げることができない、あるいは、サービスの停止や撤退をすることになった場合、当該事業用資産の処分や償却を行うことにより損失が発生することがあり、みんなのウェディングの業績に影響を及ぼす可能性があります。

(d) システムやインターネット接続環境の不具合

みんなのウェディングは、主にインターネットを通してウェディング関連情報を提供しており、みんなのウェディングのシステムやインターネット接続環境の安定的稼働はみんなのウェディングが事業を行っていく上で大前提です。みんなのウェディングは、サーバーが不測の事態によって停止し、または蓄積されたデータが失われることによりみんなのウェディングの事業遂行に影響が出ないように、データをクラウド上に保存してリスク回避を行っております。また、外部からの不正なアクセスが出来ないように、一定のセキュリティを確保しております。

しかしながら、自然災害や事故、ユーザー数やトラフィックの急増、ソフトウェアの不具合、ネットワーク経由の不正アクセスやコンピュータウイルスの感染等の予期せぬ事態が発生した場合、みんなのウェディングの事業に影響を及ぼす可能性があります。

(e) インターネット業界における技術革新や顧客ニーズのスピードに対応できないリスク

インターネット業界においては、急速な技術変化と水準向上が進んでおり、これに合わせるようにユーザーのニーズも著しく変化しております。現在、みんなのウェディングではこれらに対応すべく、サイト機能のサービス拡充に努めております。しかしながら、今後、一定のスキルを有した技術者の確保が想定通りに進まない、もしくはユーザーのニーズの把握が困難となり、十分な機能拡充が提供できない場合、ユーザーに対する訴求力が弱まり、媒体としての価値が低下することにより、みんなのウェディングの事業に影響を与える可能性があります。

(f) サイト機能の拡充及びシステム投資について

みんなのウェディングは、ユーザーのニーズに沿ったサービスの拡充や、IT技術の進展に伴う新たな機能の追加を継続して行い、サイトの活性化及びユーザービリティの強化を図っております。しかしながら、それらの施策がみんなのウェディングの想定どおりに進捗しない、また、システム投資及びそれに付随する人件費等経費の増加が想定以上に必要となった場合、みんなのウェディングの事業及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

(g) 個人情報流出のリスク

みんなのウェディングは、インターネット事業を通して各種の個人情報を保有しております。みんなのウェディングでは、個人情報の外部漏洩の防止はもちろん、不適切な利用、改ざん等の防止のため、個人情報の管理を事業運営上の重要事項と捉えております。個人情報保護規程及び情報セキュリティ基本規程を制定し、個人情報を厳格に管理するとともに、全従業員を対象として社内教育を徹底する等、個人情報の保護に関する法律及び関連法令並びにみんなのウェディングに適用される関連ガイドラインの遵守に努めるとともに、個人情報の保護に積極的に取り組んでおります。しかしながら、外部からの不正アクセスや社内管理体制の瑕疵等により個人情報が外部に流出した場合、みんなのウェディングへの損害賠償請求や社会的信用の失墜により、事業に影響を及ぼす可能性があります。

③ 組織体制について

(a) 内部管理体制

みんなのウェディングは、みんなのウェディングの事業展開や成長を支えるために今後も内部管理体制の一層の充実を図っていく予定です。今後、事業規模の拡大に合わせ、内部管理体制も充実・強化させていく方針ですが、事業の拡大及び人員の増加に適時適切に組織的な対応ができなかった場合、事業展開に影響が出るなどして、

みんなのウェディングの業績に影響を及ぼす可能性があります。

(b) 人材確保と育成について

みんなのウェディングは、現在ウェディングに関する情報を提供する事業を展開しており、競争力のあるサービスを提供していくためには、ユーザー価値を実現することに忠実で優秀な人材の確保と育成が不可欠であると考えております。そのため、みんなのウェディングは事業展開の計画に合わせて優秀な人材の採用及び社員の教育を行っていく方針ですが、みんなのウェディングの求める人材を計画に合わせて確保できない場合、事業推進に影響を及ぼす可能性があります。

④ 事業に係る法的規制等について

(a) 法的規制について

みんなのウェディングは、ウェディングに関連した情報を提供しておりますが、当該サービスの運営において個人のユーザーから個人情報を預かっているため、「個人情報の保護に関する法律」の適用を受けております。また、「不正アクセス行為の禁止等に関する法律」におけるアクセス管理者の立場から不正アクセス行為に対する必要な防御の措置を取る必要があります。みんなのウェディングのサービスは個人のユーザーからの口コミ投稿を前提としているため、「特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律」に基づく一定の対応が要求されています。また、広告宣伝メールの送信に対して「特定電子メールの送信の適正化等に関する法律」の適用を受けます。みんなのウェディングはシステム開発やコンテンツ制作の一部を外注する場合があります、「下請代金支払遅延等防止法」の対応が求められます。

みんなのウェディングは、上記を含む各種法的規制などに関して、法律を遵守するよう社員教育を行うとともに、それらの遵守体制を構築して法令遵守体制を整備・強化しておりますが、今後これらの法令の改正や、みんなのウェディングの行う事業が規制の対象となった場合、みんなのウェディングの業績に影響を及ぼす可能性があります。

(b) 知的財産権に係る方針について

みんなのウェディングは、今後展開を検討しているサービスを含めて、それらの商標、ロゴについては原則的に全て商標権の取得を目指す方針です。みんなのウェディングが保有するそれら知的財産の保護について、侵害されているおそれが生じた場合、顧問弁護士や特許事務所等と連携し、必要な措置を講じてまいります。また、商標権等の知的財産権を取得する場合は、その検討段階において、十分な検証を行い、他社の知的財産権を侵害しないよう慎重に対応してまいります。

しかしながら、みんなのウェディングのサービスを表す商標等を他社が取得した場合、訴訟へと進展することも考えられ、その場合、みんなのウェディングの業績に影響を及ぼす可能性があります。また、今後、みんなのウェディングのビジネスモデルに関連する分野で他社が実用新案もしくは特許等を取得した場合、みんなのウェディングの事業に影響を及ぼす可能性があります。

(c) 訴訟について

みんなのウェディングは、みんなのウェディングの運営するサイト上で、ユーザーが結婚式に対する評価を自由に発信できる「口コミ掲示板」や「レビュー」を提供しております。みんなのウェディングはサイト内の情報に関して責任を負わない旨を明示し、また書き込まれた内容が事実ではない情報や誹謗中傷等、みんなのウェディングが定める会員規約や投稿ガイドラインに照らして不相当と判断した場合にはその内容を削除しております。

みんなのウェディングは、ユーザーファーストのもと事業を展開しておりますが、その結果、掲載結婚式場にとって、必ずしも好意的でない情報が書き込まれる場合もあります。現在のところ訴訟に至るケースはありませんが、訴訟となった場合、みんなのウェディングの業績に影響を及ぼす可能性があります。

⑤ 事業の拡大・展開に関するリスク

(a) サービス領域の拡大について

みんなのウェディングは、多様化する花嫁・花婿のニーズに応え、また、それらと結婚式場の接点を向上させることはもちろんのこと、経営理念としての「みんなの『大切な日』をふやす」を目的として、常に新しいサー

ビスを提供することを検討し、実施しております。新規事業の展開においては、みんなのウェディングにおいて事業開発及びシステム開発を行う必要があります。その際、新規事業の蓋然性を十分検討した上で開発を行ってまいります。当該開発が何らかの影響で想定以上の工数を要した場合や、ユーザーやクライアントの獲得に結びつかなかった場合、みんなのウェディングの業績に影響を与える可能性があります。また、新規事業を展開する中で、必要に応じて他社との業務提携等を検討し、実行してまいります。想定していた効果が業務提携等から得られなかった場合、みんなのウェディングの業績に影響を与える可能性があります。

⑥ その他のリスクについて

(a) 配当政策について

みんなのウェディングは、設立以来配当を実施した実績はありませんが、株主に対する利益還元は当然に行うべき経営課題であると認識しており、事業基盤の整備状況、今後の事業展開、業績や財政状態などを総合的に勘案したうえ、配当を検討してまいりたいと考えております。

しかし、既存事業領域はもちろんのこと、更にその周辺領域においても魅力的な事業機会が存在する、または新たに発見できると考えており、当面は更なる成長に向けたサービスの拡充、組織の構築等に投資を行うことが株主価値の最大化に資すると考え、当面の間は、その原資となる内部留保の充実を基本方針としております。

(b) 資金使途について

みんなのウェディングが実施した公募増資による調達資金の使途については、充当済みであるみんなのウェディングの展開するサービスの広告宣伝費、販売促進費、クライアントにロコミ分析機能等を提供するための支払手数料及び採用教育費等のほか、残額を戦略的な事業規模拡大の資金等に充当する予定です。しかしながら、急速に変化する経営環境に柔軟に対応していくため、最適な分野へ資金を投じる等資金調達時点の計画以外の使途とする可能性があります。また、当初の計画に沿って資金を使用したとしても、想定通りの投資効果を得られない可能性もあります。

(c) ストック・オプション行使による株式価値の希薄化について

みんなのウェディングは、役職員の業績向上に対する意欲や士気を高めるため、ストック・オプションを付与しております。現在付与されている、あるいは今後付与されるストック・オプションが行使された場合、新株式が発行され、1株当たりの株式価値が希薄化する可能性があります。

5 【経営上の重要な契約等】

当社は新設する会社ですので、該当事項はなく、想定する重要な契約の締結予もありません。

なお、当社の完全子会社となる両社の経営上の重要な契約等については、各社の有価証券報告書（オウチーノにおいては2018年3月29日提出、みんなのウェディングにおいては2017年12月25日提出）及び四半期報告書（オウチーノにおいては2018年5月15日及び2018年8月9日提出、みんなのウェディングにおいては2018年2月5日、2018年5月15日及び2018年8月2日提出）をご参照下さい。

また、本株式移転の目的、本株式移転に係る株式移転計画の内容、本株式移転の条件等につきましては、前記「第一部 組織再編成に関する情報 第1 組織再編成の概要」をご参照下さい。

6 【研究開発活動】

当社は新設する会社ですので、該当事項はなく、想定する研究開発活動の予定もありません。

なお、当社の完全子会社となる両社の研究開発活動については、該当事項はありません。

7 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

当社は新設する会社ですので、該当事項はありません。

なお、当社の完全子会社となる両社の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析については、各社の有価証券報告書（オウチーノにおいては2018年3月29日提出、みんなのウェディングにおいては2017年12月25日提出）及び四半期報告書（オウチーノにおいては2018年5月15日及び2018年8月9日提出、みんなのウェディングにおいては2018年2月5日、2018年5月15日及び2018年8月2日提出）をご参照下さい。

### 第3 【設備の状況】

#### 1 【設備投資等の概要】

##### (1) 当社の状況

当社は新設する会社ですので、該当事項はありません。

##### (2) 連結子会社の状況

当社の完全子会社となる両社の設備投資等の概要については、各社の有価証券報告書（オウチーノにおいては2018年3月29日提出、みんなのウェディングにおいては2017年12月25日提出）及び四半期報告書（オウチーノにおいては2018年5月15日及び2018年8月9日提出、みんなのウェディングにおいては2018年2月5日、2018年5月15日及び2018年8月2日提出）をご参照下さい。

#### 2 【主要な設備の状況】

##### (1) 当社の状況

当社は新設する会社ですので、該当事項はありません。

##### (2) 連結子会社の状況

当社の完全子会社となる両社の主要な設備の状況については、各社の有価証券報告書（オウチーノにおいては2018年3月29日提出、みんなのウェディングにおいては2017年12月25日提出）及び四半期報告書（オウチーノにおいては2018年5月15日及び2018年8月9日提出、みんなのウェディングにおいては2018年2月5日、2018年5月15日及び2018年8月2日提出）をご参照下さい。

#### 3 【設備の新設、除却等の計画】

##### (1) 当社の状況

当社は新設する会社ですので、該当事項はありません。

##### (2) 連結子会社の状況

当社の完全子会社となる両社の設備の新設、除却等の計画については、各社の有価証券報告書（オウチーノにおいては2018年3月29日提出、みんなのウェディングにおいては2017年12月25日提出）及び四半期報告書（オウチーノにおいては2018年5月15日及び2018年8月9日提出、みんなのウェディングにおいては2018年2月5日、2018年5月15日及び2018年8月2日提出）をご参照下さい。

## 第4 【上場申請会社の状況】

### 1 【株式等の状況】

#### (1) 【株式の総数等】

2018年10月1日時点の株式等の状況は以下のとおりとなる予定です。

##### ① 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	60,000,000
計	60,000,000

##### ② 【発行済株式】

種類	発行数(株)	上場金融商品取引所名又は 登録認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	17,900,923 (注) 1	東京証券取引所 (マザーズ) (注) 2	完全議決権株式であり、剰余金の 配当に関する請求権その他の権利 内容に何ら限定のない、当社にお ける標準となる株式です。 なお、当社は種類株式発行会社で はありません。普通株式は振替株 式であり、単元株式数は100株で す。
計	17,900,923	—	—

- (注) 1. オウチーノの発行済株式総数2,283,980株(2018年6月30日時点)及びみんなのウェディングの発行済株式総数7,769,200株(2018年5月31日時点)に基づき、本株式移転の株式移転比率を勘案して算出しております。但し、両社は、それぞれ、本株式移転の効力発生日までに、現時点で保有し又は今後新たに取得する自己株式のうち、実務上消却可能な範囲の株式を消却することを予定しているため、オウチーノが2018年6月30日時点で保有する自己株式である普通株式45株については、上記算出において、新株式交付の対象から除外しております。なお、本株式移転の効力発生日までに実際に消却される自己株式数は現状において未確定であるため、当社が発行する上記株式数は変動することがあります。また、本株式移転の効力発生の直前までにオウチーノ又はみんなのウェディングの新株予約権の行使等がなされた場合においても、当社が交付する新株式数は変動することがあります。
2. 両社は、当社の普通株式について、東京証券取引所に新規上場申請を行う予定です。
3. 振替機関の名称及び住所は、下記のとおりであります。
- 名称 株式会社証券保管振替機構  
住所 東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号



(2) 【新株予約権等の状況】

両社が発行した新株予約権は、本株式移転効力発生日をもって消滅し、同日当該新株予約権の新株予約権者に対してこれに代わる当社の新株予約権を交付いたします。当社が交付する新株予約権の内容は以下のとおりです。

① 株式会社くふうカンパニー 第1回新株予約権の内容

区分	株式移転効力発生日現在 (2018年10月1日)
新株予約権の数(個)	115(注)
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数	48,875株(注) 2018年6月30日現在の株式会社ホームアドバイザー 第4回新株予約権の個数(151個)に新株予約権の目的となる株式の数(1個あたり425株)を乗じた数に基づいて算出しております。 なお、株式移転計画書 別紙3 株式会社くふうカンパニー 第1回新株予約権の内容の「1(1)本新株予約権の目的である株式の種類及び数」をご参照ください。
新株予約権の行使時の払込金額	1株当たり295円 株式移転計画書 別紙3 株式会社くふうカンパニー 第1回新株予約権の内容の「1(2)本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額」をご参照ください。
新株予約権の行使期間	自 2018年10月1日 至 2022年3月25日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 : 295円 資本組入額 : 148円 株式移転計画書 別紙3 株式会社くふうカンパニー 第1回新株予約権の内容の「1(2)本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額」及び「1(5)本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項」をご参照ください。
新株予約権の行使の条件	株式移転計画書 別紙3 株式会社くふうカンパニー 第1回新株予約権の内容の「1(4)本新株予約権の行使の条件」をご参照ください。
新株予約権の譲渡に関する事項	本新株予約権の譲渡、質入れその他一切の処分は、これを認めない。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	株式移転計画書 別紙3 株式会社くふうカンパニー 第1回新株予約権の内容の「1(8)組織再編行為の際の本新株予約権の取扱い」をご参照ください。

(注) 2018年6月30日現在の株式会社ホームアドバイザー 第4回新株予約権の個数を記載しております。当社は、本株式移転に際し、当該新株予約権の新株予約権者に対して、当該新株予約権1個に代わり、基準時に当該新株予約権者が有する当該新株予約権の合計と同数の株式会社くふうカンパニー 第1回新株予約権を交付するものです。なお、当該個数は、本株式移転の効力発生日まで株式会社ホームアドバイザー 第4回新株予約権の行使等により変動の可能性があります。

② 株式会社くふうカンパニー 第2回新株予約権の内容

区分	株式移転効力発生日現在 (2018年10月1日)
新株予約権の数(個)	187(注)
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数	79,475株(注) 2018年6月30日現在の株式会社ホームアドバイザー 第5回新株予約権の個数(187個)に新株予約権の目的となる株式の数(1個あたり425株)を乗じた数に基づいて算出しております。 なお、株式移転計画書 別紙5 株式会社くふうカンパニー 第2回新株予約権の内容の「1(1)本新株予約権の目的である株式の種類及び数」をご参照ください。
新株予約権の行使時の払込金額	1株当たり324円 株式移転計画書 別紙5 株式会社くふうカンパニー 第2回新株予約権の内容の「1(2)本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額」をご参照ください。
新株予約権の行使期間	自 2018年10月1日 至 2022年10月4日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 : 324円 資本組入額 : 162円 株式移転計画書 別紙5 株式会社くふうカンパニー 第2回新株予約権の内容の「1(2)本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額」及び「1(5)本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項」をご参照ください。
新株予約権の行使の条件	株式移転計画書 別紙5 株式会社くふうカンパニー 第2回新株予約権の内容の「1(4)本新株予約権の行使の条件」をご参照ください。
新株予約権の譲渡に関する事項	本新株予約権の譲渡、質入れその他一切の処分は、これを認めない。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	株式移転計画書 別紙5 株式会社くふうカンパニー 第2回新株予約権の内容の「1(4)本新株予約権の行使の条件」をご参照ください。

(注) 2018年6月30日現在の株式会社ホームアドバイザー 第5回新株予約権の個数を記載しております。当社は、本株式移転に際し、当該新株予約権の新株予約権者に対して、当該新株予約権1個に代わり、基準時に当該新株予約権者が有する当該新株予約権の合計と同数の株式会社くふうカンパニー 第2回新株予約権を交付するものです。なお、当該個数は、本株式移転の効力発生日までに株式会社ホームアドバイザー 第5回新株予約権の行使等により変動の可能性があります。

③ 株式会社くふうカンパニー 第3回新株予約権の内容

区分	株式移転効力発生日現在 (2018年10月1日)
新株予約権の数(個)	24,600(注)
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数	104,550株(注) 2018年6月30日現在の株式会社オウチーノ 第6回新株予約権の個数(24,600個)に新株予約権の目的となる株式の数(1個あたり4.25株)を乗じた数に基づいて算出しております。 なお、株式移転計画書 別紙7 株式会社くふうカンパニー 第3回新株予約権の内容の「2(1)新株予約権の目的である株式の種類及び数」をご参照ください。
新株予約権の行使時の払込金額	1株当たり576円 株式移転計画書 別紙7 株式会社くふうカンパニー 第3回新株予約権の内容の「2(2)新株予約権の行使に際して出資される財産の価額または算定方法」をご参照ください。
新株予約権の行使期間	自 2019年4月1日 至 2025年9月14日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 : 576円 資本組入額 : 288円 株式移転計画書 別紙7 株式会社くふうカンパニー 第3回新株予約権の内容の「2(2)新株予約権の行使に際して出資される財産の価額または算定方法」及び「2(4)増加する資本金及び資本準備金に関する事項」をご参照ください。
新株予約権の行使の条件	株式移転計画書 別紙7 株式会社くふうカンパニー 第3回新株予約権の内容の「2(6)新株予約権の行使の条件」をご参照ください。
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡については、取締役会の決議による承認を要します。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	株式移転計画書 別紙7 株式会社くふうカンパニー 第3回新株予約権の内容の「5 組織再編行為の際の本新株予約権の取扱い」をご参照ください。

(注) 2018年6月30日現在の株式会社オウチーノ 第6回新株予約権の個数を記載しております。当社は、本株式移転に際し、当該新株予約権の新株予約権者に対して、当該新株予約権1個に代わり、基準時に当該新株予約権者が有する当該新株予約権の合計と同数の株式会社くふうカンパニー 第3回新株予約権を交付するものです。なお、当該個数は、本株式移転の効力発生日までに株式会社オウチーノ 第6回新株予約権者の退職による権利喪失等により変動の可能性があります。

④ 株式会社くふうカンパニー 第5回新株予約権の内容

区分	株式移転効力発生日現在 (2018年10月1日)
新株予約権の数(個)	1,620(注)
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数	162,000株(注) 2018年6月30日現在のみんなのウェディング 第1回有償新株予約権の個数(1,620個)に新株予約権の目的となる株式の数(1個あたり100株)を乗じた数に基づいて算出しております。 なお、株式移転計画書 別紙11 株式会社くふうカンパニー 第5回新株予約権の内容の「3(1)新株予約権の目的である株式の種類及び数」をご参照ください。
新株予約権の行使時の払込金額	1株当たり1,374円 株式移転計画書 別紙11 株式会社くふうカンパニー 第5回新株予約権の内容の「3(2)新株予約権の行使に際して出資される財産の価額または算定方法」をご参照ください。
新株予約権の行使期間	自 2018年10月1日 至 2020年12月31日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 : 1,374円 資本組入額 : 687円 株式移転計画書 別紙11 株式会社くふうカンパニー 第5回新株予約権の内容の「3(2)新株予約権の行使に際して出資される財産の価額または算定方法」及び「3(4)増加する資本金及び資本準備金に関する事項」をご参照ください。
新株予約権の行使の条件	株式移転計画書 別紙11 株式会社くふうカンパニー 第5回新株予約権の内容の「3(6)新株予約権の行使の条件」をご参照ください。
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡については、取締役会の決議による承認を要します。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	株式移転計画書 別紙11 株式会社くふうカンパニー 第5回新株予約権の内容の「6 組織再編成行為の際の新株予約権の取扱い」をご参照ください。

(注) 2018年6月30日現在の株式会社みんなのウェディング 第1回有償新株予約権の個数を記載しております。当社は、本株式移転に際し、当該新株予約権の新株予約権者に対して、当該新株予約権1個に代わり、基準時に当該新株予約権者が有する当該新株予約権の合計と同数の株式会社くふうカンパニー 第5回新株予約権を交付するものです。なお、当該個数は、本株式移転の効力発生日までに株式会社みんなのウェディング 第1回有償新株予約権の行使等により変動の可能性があります。

⑤ 株式会社くふうカンパニー 第6回新株予約権の内容

区分	株式移転効力発生日現在 (2018年10月1日)
新株予約権の数(個)	3,010(注)
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数	301,000株(注) 2018年6月30日現在のみんなのウェディング 第2回有償新株予約権の個数(3,010個)に新株予約権の目的となる株式の数(1個あたり100株)を乗じた数に基づいて算出しております。 なお、株式移転計画書 別紙13 株式会社くふうカンパニー 第6回新株予約権の内容の「3(1)新株予約権の目的である株式の種類及び数」をご参照ください。
新株予約権の行使時の払込金額	1株当たり705円 株式移転計画書 別紙13 株式会社くふうカンパニー 第6回新株予約権の内容の「3(2)新株予約権の行使に際して出資される財産の価額または算定方法」をご参照ください。
新株予約権の行使期間	自 2019年1月1日 至 2021年12月31日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 : 705円 資本組入額 : 353円 株式移転計画書 別紙13 株式会社くふうカンパニー 第6回新株予約権の内容の「3(2)新株予約権の行使に際して出資される財産の価額または算定方法」及び「3(4)増加する資本金及び資本準備金に関する事項」をご参照ください。
新株予約権の行使の条件	株式移転計画書 別紙13 株式会社くふうカンパニー 第6回新株予約権の内容の「3(6)新株予約権の行使の条件」をご参照ください。
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡については、取締役会の決議による承認を要します。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	株式移転計画書 別紙13 株式会社くふうカンパニー 第6回新株予約権の内容の「6 組織再編成行為の際の新株予約権の取扱い」をご参照ください。

(注) 2018年6月30日現在の株式会社みんなのウェディング 第2回有償新株予約権の個数を記載しております。当社は、本株式移転に際し、当該新株予約権の新株予約権者に対して、当該新株予約権1個に代わり、基準時に当該新株予約権者が有する当該新株予約権の合計と同数の株式会社くふうカンパニー 第6回新株予約権を交付するものです。なお、当該個数は、本株式移転の効力発生日までに株式会社みんなのウェディング 第2回有償新株予約権者の退職による権利喪失等により変動の可能性があります。

(3) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

2018年10月1日時点の当社の発行済株式総数、資本金等は以下のとおりとなる予定です。

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
2018年10月1日	17,900,923	17,900,923	50,000	50,000	50,000	50,000

(注) オウチーノの発行済株式総数2,383,980株(2018年6月30日時点)及びみんなのウェディングの発行済株式総数7,769,200株(2018年5月31日時点)に基づき、本株式移転の株式移転比率を勘案して算出しております。但し、両社は、それぞれ、本株式移転の効力発生日までに、現時点で保有し又は今後新たに取得する自己株式のうち、実務上消却可能な範囲の株式を消却することを予定しているため、オウチーノが2018年6月30日時点で保有する自己株式である普通株式45株については、上記算出において、新株式交付の対象から除外しております。なお、本株式移転の効力発生日までに実際に消却される自己株式数は現状において未確定であるため、当社が発行する上記株式数は変動することがあります。また、本株式移転の効力発生の直前までにオウチーノ又はみんなのウェディングの新株予約権の行使等がなされた場合においても、当社が交付する新株式数は変動することがあります。

(5) 【所有者別状況】

当社は新設する会社ですので、本報告書提出日現在において所有者はおりませんが、当社の完全子会社となるオウチーノにおいては2018年6月30日現在の、みんなのウェディングにおいては2018年5月31日現在の所有者別状況は、以下のとおりです。

① オウチーノ  
普通株式

2018年6月30日現在

区分	株式の状況(1単元の株式数100株)								単元未満 株式の状況 (株)
	政府及び 地方公共 団体	金融機関	金融商品 取引業者	その他の 法人	外国法人等		個人 その他	計	
					個人以外	個人			
株主数(名)	—	1	17	15	19	2	1,055	1,109	—
所有株式数 (単元)	—	87	1,689	428	590	10	21,0261	23,830	980
所有株式数 の割合(%)	—	0.36	7.09	1.80	2.48	0.04	88.23	100.00	—

(注) 自己株式45株は、「単元未満株式の状況」に含まれております。

② みんなのウェディング  
普通株式

2018年5月31日現在

区分	株式の状況(1単元の株式数100株)								単元未満 株式の状況 (株)
	政府及び 地方公共 団体	金融機関	金融商品 取引業者	その他の 法人	外国法人等		個人 その他	計	
					個人以外	個人			
株主数(名)	—	2	16	19	16	5	1,667	1,725	—
所有株式数 (単元)	—	914	3,836	3,299	1,181	193	68,265	77,688	400
所有株式数 の割合(%)	—	1.17	4.94	4.25	1.52	0.25	87.87	100.00	—

(6) 【大株主の状況】

当社は新設する会社ですので、本報告書提出日現在において株主はおりませんが、当社の完全子会社となる当社の完全子会社となるオウチーノにおいては2018年6月30日時点の、みんなのウェディングにおいては2018年5月31日時点での株主データに基づき、株式移転比率を勘案した2018年10月1日時点で想定される当社の大株主の状況は以下のとおりです。

2018年10月1日現在（予定）

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	発行済株式総数 に対する所有株 式数の割合(%)
穂田 誉輝	東京都渋谷区	10,234,700	57.17
株式会社SBI証券	東京都港区六本木一丁目6番1号	438,175	2.45
飯尾 慶介	千葉県船橋市	385,000	2.15
石渡 進介	東京都港区	330,000	1.84
渡邊 一生	東京都杉並区	322,150	1.80
YJ1号投資事業組合	東京都千代田区紀尾井町1番3号	299,700	1.67
楽天証券株式会社	東京都世田谷区玉川一丁目14番1号	133,750	0.75
新井 普之	東京都調布市	129,000	0.72
櫻井 道丈	新潟県長岡市	127,500	0.71
池田 佑介	広島県福山市	123,800	0.69
計	—	12,523,775	69.96

(7) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

当社は新設する会社ですので、本報告書提出日現在において所有者はおりませんが、当社の完全子会社となる当社の完全子会社となるオウチーノにおいては2018年6月30日現在の、みんなのウェディングにおいては2018年5月31日現在の議決権の状況は、以下のとおりです。

ア オウチーノ

2018年6月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式(自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式(その他)	—	—	—
完全議決権株式(自己株式等)	—	—	—
完全議決権株式(その他)	普通株式 2,383,000	23,830	単元株式数は100株です。
単元未満株式	普通株式 980	—	—
発行済株式総数	2,383,980	—	—
総株主の議決権	—	23,830	—

(注) 単元未満株式には、当社所有の自己株式45株が含まれております。

イ みんなのウェディング

2018年5月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式(自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式(その他)	—	—	—
完全議決権株式(自己株式等)	—	—	—
完全議決権株式(その他)	普通株式 7,768,800	77,688	単元株式数は100株です。
単元未満株式	普通株式 400	—	—
発行済株式総数	7,769,200	—	—
総株主の議決権	—	77,688	—



② 【自己株式等】

当社は、本株式移転により設立されるため、本株式移転効力発生時点において、当社の自己株式を保有しておりませんが、当社の完全子会社となる当社の完全子会社となるオウチーノにおいては2018年6月30日現在の、みんなのウェディングにおいては2018年5月31日現在の自己株式については、以下のとおりです。

ア オウチーノ

2018年6月30日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式総数 に対する所有 株式数の割合(%)
—	—	—	—	—	—
計	—	—	—	—	—

(注)単元未満株式45株を保有しております。

イ みんなのウェディング

2018年5月31日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式総数 に対する所有 株式数の割合(%)
—	—	—	—	—	—
計	—	—	—	—	—

(8) 【ストックオプション制度の内容】

当社は新設する会社であるため、本報告書提出日現在において該当事項はありません。なお、当社の完全子会社となる両社のストックオプション制度の内容は以下のとおりです。

① オウチーノ

オウチーノはストックオプション制度を採用しております。当該制度の内容は次のとおりです。

ア 第4回新株予約権（2012年3月22日定時株主総会及び2012年10月16日取締役会決議）

決議年月日	2012年10月16日
付与対象者の区分及び人数(名)	取締役3、従業員63
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	60,000
新株予約権の行使時の払込金額	株式移転計画書 別紙2 株式会社ホームアドバイザー 第4回新株予約権の内容の「1(2)本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額」をご参照ください。
新株予約権の行使期間	自 2014年3月26日 至 2022年3月25日
新株予約権の行使の条件	株式移転計画書 別紙2 株式会社ホームアドバイザー 第4回新株予約権の内容の「1(4)本新株予約権の行使の条件」をご参照ください。
新株予約権の譲渡に関する事項	本新株予約権の譲渡、質入れその他一切の処分は、これを認めない。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	株式移転計画書 別紙2 株式会社ホームアドバイザー 第4回新株予約権の内容の「1(8)組織再編成行為の際の本新株予約権の取扱い」をご参照ください。

(注) 1. 「付与対象者の区分及び人数」については付与した当時の対象者人数、「新株予約権の目的となる株式の数」については付与した当時の新株予約権の目的となる株式の数を記載しております。

2. 付与対象者の権利行使及び退職による権利喪失により、本書提出日現在の区分及び人数は、従業員13名、元従業員1名となっております。

イ 第5回新株予約権（2012年10月4日開催の臨時株主総会及び2012年10月16日開催の取締役会決議）

決議年月日	2012年10月16日
付与対象者の区分及び人数(名)	取締役3、監査役1
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
株式の数(株)	40,000
新株予約権の行使時の払込金額	株式移転計画書 別紙4 株式会社ホームアドバイザー 第5回新株予約権の内容の「1(2)本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額」をご参照ください。
新株予約権の行使期間	自 2014年10月5日 至 2022年10月4日
新株予約権の行使の条件	株式移転計画書 別紙4 株式会社ホームアドバイザー 第5回新株予約権の内容の「1(4)本新株予約権の行使の条件」をご参照ください。
新株予約権の譲渡に関する事項	本新株予約権の譲渡、質入れその他一切の処分は、これを認めない。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	株式移転計画書 別紙4 株式会社ホームアドバイザー 第5回新株予約権の内容の「1(8)組織再編成行為の際の本新株予約権の取扱い」をご参照ください。

(注) 1. 「付与対象者の区分及び人数」については付与した当時の対象者人数、「新株予約権の目的となる株式の数」については付与した当時の新株予約権の目的となる株式の数を記載しております。

2. 付与対象者の権利行使により、本書提出日現在の区分及び人数は、取締役1名、元取締役1名となっております。

ウ 第6回新株予約権（2017年8月10日及び2017年8月29日取締役会決議）

決議年月日	2017年8月10日及び2017年8月29日
付与対象者の区分及び人数(名)	取締役4、従業員39、子会社取締役1、子会社従業員9
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
株式の数(株)	25,500
新株予約権の行使時の払込金額	株式移転計画書 別紙6 株式会社オウチーノ 第6回新株予約権の内容の「2(2)新株予約権の行使に際して出資される財産の価額または算定方法」をご参照ください。
新株予約権の行使期間	自 2019年4月1日 至 2025年9月14日
新株予約権の行使の条件	株式移転計画書 別紙6 株式会社オウチーノ 第6回新株予約権の内容の「2(6)新株予約権の行使の条件」をご参照ください。
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡については、取締役会の決議による承認を要します。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	株式移転計画書 別紙6 株式会社オウチーノ 第6回新株予約権の内容の「5 組織再編行為の際の新株予約権の取扱い」をご参照ください。

(注) 1. 「付与対象者の区分及び人数」については付与した当時の対象者人数、「新株予約権の目的となる株式の数」については付与した当時の新株予約権の目的となる株式の数を記載しております。

2. 付与対象者の取締役就任及び子会社取締役就任による区分変更、退職による権利喪失により、本書提出日現在の区分及び人数は、取締役5名、従業員37名、子会社取締役2名、子会社従業員6名となっております。

② みんなのウェディング

ア 第1回有償新株予約権（2015年11月13日取締役会決議）

決議年月日	2015年11月13日
付与対象者の区分及び人数(名)	取締役4、従業員90
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
株式の数(株)	435,000
新株予約権の行使時の払込金額	株式移転計画書 別紙10 株式会社みんなのウェディング 第1回有償新株予約権の内容の「3(2)新株予約権の行使に際して出資される財産の価額または算定方法」をご参照ください。
新株予約権の行使期間	自 2017年1月1日 至 2020年12月31日
新株予約権の行使の条件	株式移転計画書 別紙10 第1回有償新株予約権の内容の「3(6)新株予約権の行使の条件」をご参照ください。
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡については、取締役会の決議による承認を要します。
代用払込みに関する事項	—
組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	株式移転計画書 別紙10 第1回有償新株予約権の内容の「6 組織再編行為の際の新株予約権の取扱い」をご参照ください。

(注) 1. 「付与対象者の区分及び人数」については付与した当時の対象者人数、「新株予約権の目的となる株式の数」については付与した当時の新株予約権の目的となる株式の数を記載しております。

2. 付与対象者の放棄、退任及び退職による権利喪失により、本書提出日現在の区分及び人数は、従業員59名となっております。

イ 第2回有償新株予約権（2017年11月14日取締役会決議）

決議年月日	2017年11月14日
付与対象者の区分及び人数（名）	従業員61、社外協力者1
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
株式の数（株）	341,000
新株予約権の行使時の払込金額	株式移転計画書 別紙12 株式会社みんなのウェディング 第2回有償新株予約権の内容の「3（2）新株予約権の行使に際して出資される財産の価額または算定方法」をご参照ください。
新株予約権の行使期間	自 2019年1月1日 至 2021年12月31日
新株予約権の行使の条件	株式移転計画書 別紙12 第2回有償新株予約権の内容の「3（6）新株予約権の行使の条件」をご参照ください。
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡については、取締役会の決議による承認を要します。
代用払込みに関する事項	—
組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	株式移転計画書 別紙12 第2回有償新株予約権の内容の「6 組織再編行為の際の新株予約権の取扱い」をご参照ください。

(注) 1. 「付与対象者の区分及び人数」欄は付与日における区分及び人数を記載しております。

2. 付与対象者の取締役就任による区分変更、退職による権利喪失により、本書提出日現在の区分及び人数は、取締役1名、従業員53名となっております。

## 2 【自己株式の取得等の状況】

### 【株式の種類等】

当社は新設する会社ですので、該当事項はありません。

### (1) 【株主総会決議による取得の状況】

当社は新設する会社ですので、該当事項はありません。

### (2) 【取締役会決議による取得の状況】

当社は新設する会社ですので、該当事項はありません。

### (3) 【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

当社は新設する会社ですので、該当事項はありません。

### (4) 【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

当社は新設する会社ですので、該当事項はありません。

### 3 【配当政策】

配当の基本的な方針、毎事業年度における配当の回数についての基本的な方針、内部留保資金の使途につきましては、当社が新設する会社であるため、未定です。

また、最近事業年度の配当決定に当たっての考え方につきましては、当社は本株式移転により2018年10月1日に設立予定であるため、本報告書提出日現在において決算期を迎えておらず、該当事項はありません。

当社の剰余金の配当の基準日は、期末配当については毎年9月30日、中間配当については毎年3月31日とする旨を定款で定める予定です。

なお、当社の剰余金の配当につきましては、法令に別段の定めのある場合を除き、株主総会の決議によらず、取締役会の決議により定めることができる旨を定款で定める予定です。

### 4 【株価の推移】

当社は新設する会社であるため、当社においては株価の推移はありませんが、当社の完全子会社となる両社の株価の推移は以下のとおりです。

#### (1) 【最近5年間の事業年度別最高・最低株価】

##### ① オウチーノ

回次	第11期	第12期	第13期	第14期	第15期
決算年月	2013年12月	2014年12月	2015年12月	2016年12月	2017年12月
最高(円)	9,550	6,030	2,250	3,690	5,370
最低(円)	4,100	1,480	1,020	793	2,000

(注) 最高・最低株価は、東京証券取引所（マザーズ）における株価を記載しております。

##### ② みんなのウェディング

回次	第3期	第4期	第5期	第6期	第7期
決算年月	2013年9月	2014年9月	2015年9月	2016年9月	2017年9月
最高(円)	—	3,675	1,580	1,529	1,480
最低(円)	—	1,200	770	640	677

(注) 最高・最低株価は、東京証券取引所（マザーズ）における株価を記載しております。

なお、2014年3月25日付をもって同取引所に株式を上場いたしましたので、それ以前の株価については該当事項はありません。

#### (2) 【最近6月間の月別最高・最低株価】

##### ① オウチーノ

月別	2018年 1月	2月	3月	4月	5月	6月
最高(円)	2,887	3,420	4,965	3,825	4,440	4,425
最低(円)	2,664	1,986	3,260	3,140	3,030	3,115

##### ② みんなのウェディング

月別	2018年 1月	2月	3月	4月	5月	6月
最高(円)	876	832	922	898	1,031	1,144
最低(円)	793	664	727	710	722	776

## 5 【役員状況】

2018年10月1日就任予定の当社の役員状況は、以下のとおりです。

男性 9名 女性 2名 (役員のうち女性の比率 18%)

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	(1) 所有するオウチーノの株式数 (2) 所有するみんなのウェディングの株式数 (3) 割当てられる当社の株式数
代表取締役	—	堀口 育代	1964年5月16日生	1987年4月 ㈱リクルート(現 ㈱リクルートホールディングス)入社 1995年8月 びあ㈱入社 1997年6月 ㈱ベネッセコーポレーション入社 2007年4月 同社執行役員 2013年3月 ヤフー㈱入社 2014年5月 クックパッド㈱執行役員 2017年3月 ㈱オウチーノ代表取締役社長(現任)	(注) 1	(1) 25,000株 (2) 一株 (3) 106,250株
代表取締役	—	新野 将司	1975年2月28日生	1998年4月 ㈱ニチメン(現 双日㈱)入社 2000年8月 ㈱アイシーピー入社 2001年1月 ㈱アルチェ(現 ㈱ペーパーワークスホールディングス)取締役 2001年12月 ㈱カカコム 取締役 2003年6月 ㈱アイシーピー 取締役 2004年4月 ㈱バイクプロス 取締役 2006年4月 JBR Motorcycle㈱(現 ジャパンベストレスキューシステム㈱) 取締役 2007年4月 ㈱バイクプロス 代表取締役 2008年2月 ㈱ネコ・プロスモーターサイクル(現 ㈱バイクプロス) 代表取締役 2011年3月 ㈱Medical CUBIC(現 ㈱プロトメディカルケア) 取締役 2011年4月 ㈱Medical CUBIC(現 ㈱プロトメディカルケア) 代表取締役 2015年12月 ジャパンベストレスキューシステム㈱ 取締役 2017年12月 ㈱みんなのウェディング 取締役COO 2018年6月 ㈱みんなのウェディング 代表取締役COO(現任)	(注) 1	(1) 一株 (2) 13,400株 (3) 13,400株
取締役	—	穂田 誉輝	1969年4月29日生	1993年4月 ㈱日本合同ファイナンス(現 ㈱ジャフコ)入社 1996年4月 ㈱ジャック(現 ㈱カーチスホールディングス)入社 1999年9月 ㈱アイシーピー代表取締役 2000年5月 ㈱カカコム取締役 2001年12月 同社代表取締役社長 2006年6月 同社取締役相談役 2007年7月 クックパッド㈱取締役 2012年5月 同社代表執行役員 2015年7月 ㈱みんなのウェディング取締役会長(現任) 2016年3月 クックパッド㈱取締役兼執行役員 2017年1月 同社取締役 2017年3月 ㈱オウチーノ取締役会長(現任) 2017年6月 ㈱LITALICO取締役(監査等委員)(現任)	(注) 1	(1) 1,332,000株 (2) 4,573,700株 (3) 10,234,700株

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	(1) 所有するオウチーノの株式数 (2) 所有するみんなのウェディングの株式数 (3) 割当てられる共当社の株式数
取締役	—	石渡 進介	1969年 8月30日生	1998年 4月 牛島法律事務所（現 牛島総合法律事務所）入所 2000年 4月 上杉法律事務所（現 桜田通り法律事務所）入所 2001年 1月 Field-R法律事務所設立 2007年10月 クックパッド㈱ 取締役 2008年 8月 ヴェアスコ・ダ・ガマ法律会計事務所設立 パートナー弁護士（現任） 2010年 7月 ㈱コロブラ 取締役（現任） 2011年 3月 クックパッド㈱ 執行役 2014年12月 ホリデー㈱ 代表取締役 2015年 3月 クックパッド㈱ 執行役員 2015年 5月 ㈱みんなのウェディング入社 2015年 7月 ㈱みんなのウェディング 代表取締役社長兼CEO（現任）	(注) 1	(1) 一株 (2) 330,000株 (3) 330,000株
取締役	—	菅間 淳	1971年 7月26日生	1993年10月 公認会計士第2次試験合格 1995年 4月 山一証券㈱入社 1998年 2月 プライスウォーターハウスコンサルタント㈱（現 日本アイ・ビー・エム㈱）入社 2000年 4月 メリルリンチ証券 東京支店入社 2003年10月 リーマンブラザーズ証券 東京支店入社 2006年 7月 ドイツ証券㈱入社 2014年 5月 クックパッド㈱執行役 2017年 3月 ㈱オウチーノ取締役（現任）	(注) 1	(1) 25,000株 (2) 一株 (3) 106,250株
取締役	—	熊谷 祐紀	1970年 6月27日生	1996年 4月 弁護士登録 1998年12月 小松・狛・西川法律事務所入所 2003年 1月 三井・安田・和仁・前田法律事務所入所 2004年12月 米国ニューヨーク州弁護士登録 2016年11月 三菱商事㈱入社 2016年12月 熊谷法律事務所設立 代表（現任） 2017年 6月 ㈱みんなのウェディング 監査役（現任） 綿半ホールディングス㈱ 取締役（現任）	(注) 1	(1) 一株 (2) 一株 (3) 一株
取締役	—	林 展宏	1961年 1月10日生	1984年 4月 安田生命保険相互会社（現 明治安田生命保険相互会社）入社 2005年 4月 日本テレコム㈱（現 ソフトバンク㈱）執行役員人事本部長 2008年 7月 ㈱シグマックス パートナー兼人事ダイレクター 2015年 2月 クックパッド㈱執行役 2017年 3月 ㈱オウチーノ取締役（現任）	(注) 1	(1) 25,000株 (2) 一株 (3) 106,250株
取締役	—	吉川 崇倫	1983年 8月 9日生	2008年 4月 ㈱サイバーエージェント入社 2012年 6月 クックパッド㈱入社 2015年 1月 クックパッド㈱技術部開発基盤グループ グループ長 2017年 5月 ㈱オウチーノ執行役員CTO 2018年 3月 ㈱オウチーノ取締役（現任）	(注) 1	(1) 一株 (2) 一株 (3) 一株

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	(1) 所有するオウチーノの株式数 (2) 所有するみんなのウェディングの株式数 (3) 割当てられる共当社の株式数
取締役 (監査等委員)	—	飯田 耕一郎	1971年10月15日生	1996年4月 弁護士登録 森綜合法律事務所（現 森・濱田松本法律事務所）入所（現任） 2005年6月 米国カリフォルニア州弁護士登録 2011年12月 ㈱コロプラ 監査役 2013年10月 HEROZ株式会社 監査役 2015年7月 ㈱みんなのウェディング 監査役（現任） 2015年12月 ㈱コロプラ 取締役（監査等委員）（現任） 2017年7月 HEROZ(株) 取締役（監査等委員）（現任）	(注) 2	(1) 一株 (2) 一株 (3) 一株
取締役 (監査等委員)	—	田丸 正敏	1948年1月6日生	1971年4月 ㈱日本興業銀行（現 ㈱みずほ銀行）入行 1988年6月 同行ニューヨーク支店経理部長 1994年5月 同行日本橋支店副支店長 1997年6月 同行検査役 2000年4月 興和不動産(株)（現 新日鉄興和不動産(株)）入社 2004年11月 同社執行役員財務本部副本部長兼経理部長 2007年7月 同社常勤監査役 2011年12月 ㈱オウチーノ 常勤監査役（現任）	(注) 2	(1) 一株 (2) 一株 (3) 一株
取締役 (監査等委員)	—	西村 清彦	1953年3月30日生	1983年1月 東京大学経済学部助教授 1994年11月 東京大学経済学部教授 2003年10月 内閣府経済社会総合研究所総括政策研究官 東京大学大学院経済学研究科教授（併任） 2004年3月 東京大学大学院経済学研究科教授（委嘱） 2005年4月 日本銀行政策委員会審議委員 2008年3月 日本銀行副総裁 2013年3月 東京大学大学院経済学研究科教授 2013年10月 東京大学大学院経済学研究科研究科長・経済学部長 2014年7月 クックパッド(株) 取締役 2016年4月 政策研究大学院大学教授 2016年4月 日本女子大学評議員（現任） 2017年4月 東京大学 Center for Advanced Research in Finance Distinguished Project Research Fellow（現任） 2017年6月 東京大学名誉教授（現任） 2017年12月 ㈱みんなのウェディング取締役（現任） 2018年4月 政策研究大学院大学特別教授（現任）	(注) 2	(1) 一株 (2) 一株 (3) 一株
計						(1) 1,407,000株 (2) 4,917,100株 (3) 10,896,850株

- (注) 1. 取締役(監査等委員である取締役を除く)の任期は、2018年10月1日である当社の設立日より、2019年9月期に係る定時株主総会の終結の時までです。
2. 監査等委員である取締役の任期は、2018年10月1日である当社の設立日より、2020年9月期に係る定時株主総会の終結の時までです。
3. 取締役(監査等委員)飯田耕一郎氏、田丸正敏氏及び西村清彦氏は、社外取締役です。
4. 所有するオウチーノ又はみんなのウェディングの株式数は、2018年5月31日現在の所有状況に基づき記載しており、また、割当てられる当社の株式数は、当該所有状況に基づき、本株式移転の株式移転比率を勘案して算出しております。よって、当社が設立される日の直前までに、所有する両社の株式数及び割当てられる当社の株式数は変動することがあります。
5. 役名及び職名は、本報告書提出日現在において予定されている役職名を記載しております。



## 6 【コーポレート・ガバナンスの状況等】

### (1) 【コーポレート・ガバナンスの状況】

本株式移転後の当社のコーポレート・ガバナンスに関する事項のうち、本報告書提出日現在において予定されている事項は以下のとおりです。その他の事項については、当社は新設する会社であるため、未定です。

#### ① 会社の機関

当社は、株主総会及び取締役のほか、取締役会、監査等委員会及び会計監査人を設置いたします。

#### ② 株主総会の普通決議要件

当社は、株主総会の普通決議要件について、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う旨を定款に定める予定です。

#### ③ 株主総会の特別決議要件

当社は、会社法第309条第2項の定める株主総会の特別決議要件について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨を定款に定める予定です。これは、株主総会における特別決議の定足数を緩和することにより、株主総会の円滑な運営を行うことを目的とするものです。

#### ④ 取締役に関する定款の規定

当社の取締役(監査等委員である取締役を除く)は、3名以上とし、監査等委員である取締役は、3名以上とする旨を定款に定める予定です。取締役の選任については、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨を定款に定める予定です。また、取締役の選任については、累積投票によらない旨を定款に定める予定です。取締役(監査等委員である取締役を除く)の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時まで、監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする旨を定款に定める予定です。また、当社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役(取締役であったものを含む)の損害賠償責任を法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる旨を定款で定める予定です。さらに、当社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役(業務執行取締役等であるものを除く)との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる旨を定款で定める予定です。なお、当該契約に基づく責任の限度額は、10万円以上であらかじめ定めた金額又は法令が規定する額のいずれか高い額とする予定です。

#### ⑤ 重要な業務執行の決定の取締役への委任

当社は、監査等委員会設置会社となる予定であるため、会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって、重要な業務執行(同条第5項各号に掲げる事項を除く)の決定の全部又は一部を取締役に委任することができる旨を定款に定める予定です。

#### ⑥ 取締役の報酬等

当社は、取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当社から受ける財産上の利益(以下「報酬等」といいます。)を、株主総会の決議によって、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して定める予定です。ただし、当社の設立の日から最初の定時株主総会の終結の時までの取締役の報酬等の額は、監査等委員である取締役について年額100百万円以内、その他の取締役について年額500百万円以内とする旨を定款(附則)に定める予定です。

#### ⑦ 社外取締役との関係

社外取締役と当社との間には、一部当社株式の保有(【5 役員】に記載)を除き、人的関係、資本的関係、取引関係その他の利害関係はありません。

⑧ 会計監査人

当社の会計監査人につきましては、誠栄監査法人を選任する予定です。

⑨ 剰余金の配当

当社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めがある場合を除き、株主総会決議によらず取締役会の決議により行うことができる旨定款に定める予定です。

⑩ その他の事項

その他の事項については、当社は新設する会社であるため、未定です。

(2) 【監査報酬の内容等】

当社は新設する会社であるため、該当事項はありません。

## 第5 【経理の状況】

当社は新設する会社であり、本報告書提出日現在においては第1期の決算期を迎えていないため、該当事項はありません。

なお、完全子会社となる両社の経理の状況につきましては、各社の有価証券報告書（オウチーノにおいては2018年3月29日提出、みんなのウェディングにおいては2017年12月25日提出）及び四半期報告書（オウチーノにおいては2018年5月15日及び2018年8月9日提出、みんなのウェディングにおいては2018年2月5日、2018年5月15日及び2018年8月2日提出）をご参照下さい。

## 第6 【上場申請会社の株式事務の概要】

当社の株式事務の概要は、以下のとおりとなる予定です。

事業年度	毎年10月1日から翌年9月30日まで
定時株主総会	毎事業年度末日の翌日から3ヶ月以内
基準日	毎年9月30日
剰余金の配当の基準日	毎年9月30日、毎年3月31日
1単元の株式数	100株
単元未満株式の買取り 取扱場所 株主名簿管理人 取次所 買取手数料	東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社 証券代行部 東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社 — 無料
公告掲載方法	電子公告の方法により行います。 ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に公告を掲載します。
株主に対する特典	該当事項はありません。

(注) 当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない旨を定款に定める予定です。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
- (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利
- (4) 株主の有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを請求する権利

## 第7 【上場申請会社の参考情報】

### 1 【上場申請会社の親会社等の情報】

当社には、金融商品取引法第24条の7第1項に規定する親会社等はありません。

### 2 【その他の参考情報】

当社は、本報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

#### ① 【有価証券届出書（組織再編・上場）及びその添付書類】

2018年6月26日関東財務局長に提出。

#### ② 【有価証券届出書（組織再編）及びその添付書類】

2018年6月26日関東財務局長に提出。

なお、上場申請会社である当社の完全子会社となる予定のオウチーノ及びみんなのウェディングが、それぞれ最新事業年度の開始日から本報告書提出までの間において提出した、金融商品第25条第1項各号に掲げる書類は以下の通りです。

#### (1) 【組織再編対象会社が提出した書類】

##### ① 【有価証券報告書及びその添付書類】

ア オウチーノ

事業年度 第15期（自 2017年1月1日 至 2017年12月31日）

2018年3月29日関東財務局長に提出。

イ みんなのウェディング

事業年度 第7期（自 2016年10月1日 至 2017年9月30日）

2017年12月25日関東財務局長に提出。

##### ② 【四半期報告書又は半期報告書】

ア オウチーノ

(i) 事業年度 第16期 第1四半期（自 2018年1月1日 至 2018年3月31日）

2018年5月15日関東財務局長に提出。

(ii) 事業年度 第16期 第2四半期（自 2018年4月1日 至 2018年6月30日）

2018年8月9日関東財務局長に提出。

イ みんなのウェディング

(i) 事業年度 第8期 第1四半期（自 2017年10月1日 至 2017年12月31日）

2018年2月5日関東財務局長に提出。

(ii) 事業年度 第8期 第2四半期（自 2018年1月1日 至 2018年3月31日）

2018年5月15日関東財務局長に提出。

(iii) 事業年度 第8期 第3四半期（自 2018年4月1日 至 2018年6月30日）

2018年8月2日関東財務局長に提出。

##### ③ 【臨時報告書】

ア オウチーノ

①の有価証券報告書の提出後、本報告書提出日までに、以下の臨時報告書を提出。

(i) 金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第6号の3の規定に基づく臨時報告書

2018年5月16日関東財務局長に提出。

(ii) 金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号2の規定に基づく臨時報告書

2018年7月13日関東財務局長に提出。

イ みんなのウェディング

①の有価証券報告書の提出後、本報告書提出日までに、以下の臨時報告書を提出。

- (i) 金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づく臨時報告書  
2017年12月26日関東財務局長に提出。
- (ii) 金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第6号の3の規定に基づく臨時報告書  
2018年5月16日関東財務局長に提出。
- (iii) 金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の規定に基づく臨時報告書  
2018年6月22日関東財務局長に提出。
- (iv) 金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号2の規定に基づく臨時報告書  
2018年7月13日関東財務局長に提出。

④ 【訂正報告書】

ア オウチーノ

- (i) 訂正報告書(上記③ ア オウチーノ (i) の2018年5月16日付臨時報告書の訂正報告書)  
2018年6月11日関東財務局長に提出。
- (ii) 訂正報告書(上記③ ア オウチーノ (i) の2018年5月16日付臨時報告書の訂正報告書)  
2018年6月22日関東財務局長に提出。

イ みんなのウェディング

- (i) 訂正報告書(上記③ イ みんなのウェディング (ii) の2018年5月16日付臨時報告書の訂正報告書)  
2018年6月13日関東財務局長に提出。
- (ii) 訂正報告書(上記③ イ みんなのウェディング (ii) の2018年5月16日付臨時報告書の訂正報告書)  
2018年6月22日関東財務局長に提出。

### 第三部 【上場申請会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

## 第四部 【上場申請会社の特別情報】

### 第1 【最近の財務諸表】

#### 1 【貸借対照表】

当社は新設する会社であり、本報告書提出日現在において決算期を迎えていないため、該当事項はありません。

#### 2 【損益計算書】

当社は新設する会社であり、本報告書提出日現在において決算期を迎えていないため、該当事項はありません。

#### 3 【株主資本等変動計算書】

当社は新設する会社であり、本報告書提出日現在において決算期を迎えていないため、該当事項はありません。

#### 4 【キャッシュ・フロー計算書】

当社は新設する会社であり、本報告書提出日現在において決算期を迎えていないため、該当事項はありません。

### 第2 【保証会社及び連動子会社の最近の財務諸表又は財務書類】

該当事項はありません。